
桑名・員弁広域環境基本計画

【計画書（素案）】

令和6年3月

目次

I	計画の目的	1
1.	計画の目的と位置づけ	2
2.	計画の概要	4
II	桑名・員弁地域の現況と課題	11
1.	桑名・員弁地域全体の動向	12
2.	桑名・員弁地域における環境へのこれまでの取り組み	17
3.	桑名・員弁地域の課題	19
III	2市2町の現況と課題	21
1.	桑名市	22
2.	いなべ市	24
3.	木曾岬町	26
4.	東員町	28
5.	2市2町の地域ごとの課題	30
IV	住民アンケート調査	31
1.	環境問題に対する桑名・員弁地域の住民意識	32
2.	住民アンケート調査からの課題	44
V	事業所アンケート調査	45
1.	環境問題に対する桑名・員弁地域の事業者の意識	46
2.	事業所アンケート調査からの課題	52
VI	二酸化炭素排出量の削減目標	53
1.	二酸化炭素排出量の削減目標設定の考え方	54
2.	二酸化炭素排出量の推移	56
3.	二酸化炭素排出量の増減要因	57
4.	二酸化炭素排出量の削減ポテンシャル	58
5.	二酸化炭素排出量の削減目標の検討	60
VII	基本目標・基本方針（案）	63
1.	桑名・員弁地域の基本目標と基本方針	64
2.	基本方針と施策体系	66
VIII	推進体制	77
1.	計画推進の仕組み	78
2.	計画の進行管理の流れ	79
3.	計画の評価指標	80
4.	各主体の役割	82

I 計画の目的

1. 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

- 桑名・員弁地域では、自治体の垣根を越えて広域的に環境の取り組みを進めることを目指し、各市町において環境基本条例を制定し、桑名・員弁地域での環境に関する計画として桑名・員弁広域環境基本計画（以後、広域環境基本計画）を策定し、計画に基づき、桑名・員弁地域共通の取り組みや各市町の取り組みを推進してきました。
- 一方、地球規模での気候変動が進む中で、令和4年に地球温暖化対策推進法が改正され、国の2050年カーボンニュートラル宣言を始め、地球温暖化対策を従来以上に推進することが期待されます。
- 今回の本計画の改定では、従来の環境基本法に基づく法定計画としての位置づけに加え、地球温暖化対策推進法に基づく法定計画(地球温暖化対策実行計画)の位置づけも加味し、世界的なSDGsの促進の動きを踏まえて行うものとしします。



桑名市（六華苑）



いなべ市（いなべ公園）



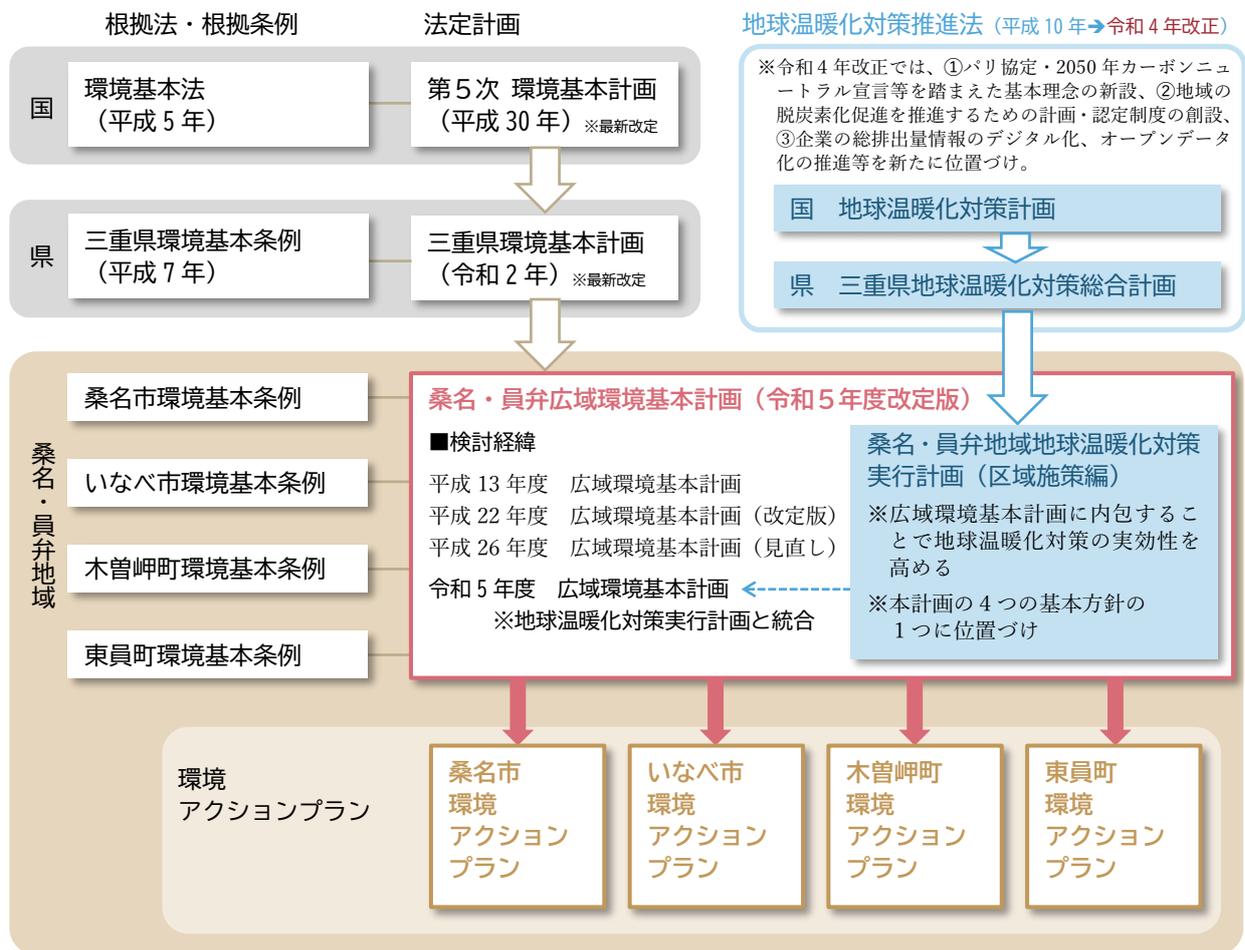
木曾岬町（鍋田川堤桜並木）



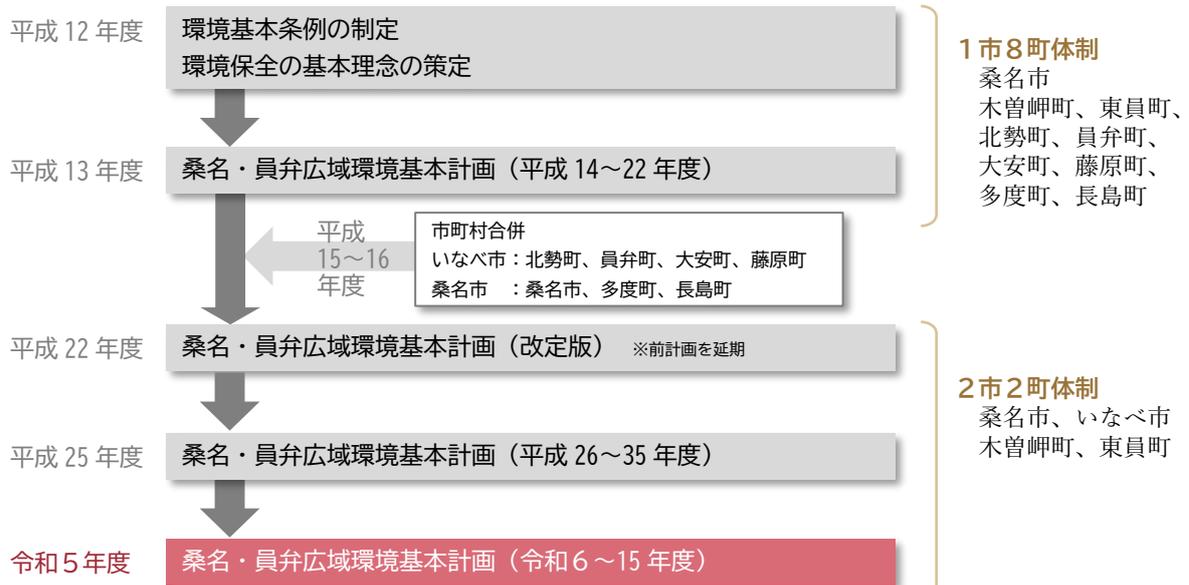
東員町（中部公園）



■本計画の位置づけ



■計画の来歴



2. 計画の概要

(1) 計画の基本的事項

①計画の期間

- 「桑名・員弁広域環境基本計画」（以降、広域環境基本計画）の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間であり、概ね5年間での見直しを行う予定です。
- ただし、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

②計画区域

- 桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町の桑名・員弁地域全域

③計画の対象範囲

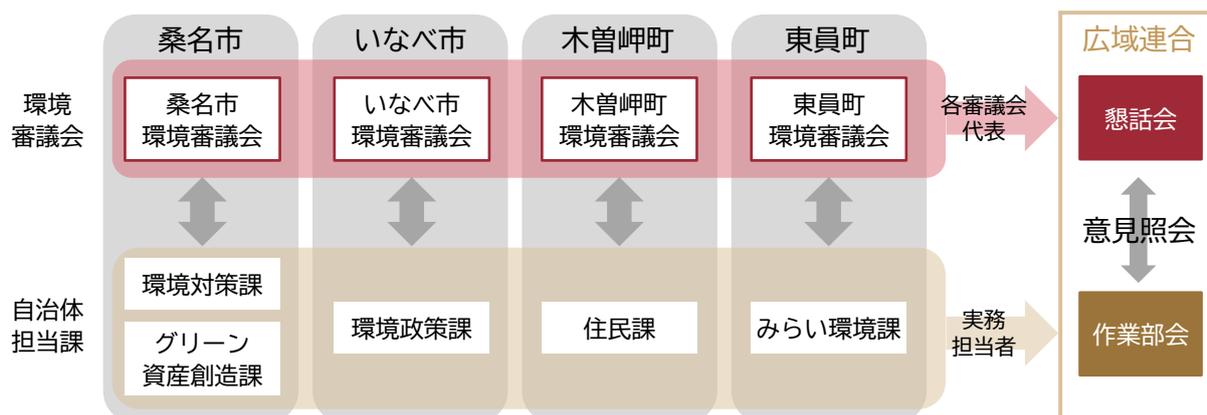
- 広域環境基本計画が対象とする環境の範囲は、下表のとおりです。

区分	対象とする内容
地球	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーなど
ごみ・資源	家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル、廃棄物処理など
自然	動植物、生態系、森林、農地、水辺、公園・緑地など
生活	大気、水質、土壌、騒音、振動、臭い、日照、地盤沈下、不法投棄など

- 地球温暖化対策推進法に示される温室効果ガスのうち、本計画では、温室効果ガス排出量全体に占める割合や排出量の実態、把握の難易度などを考慮して、二酸化炭素のみを対象とします。
- 二酸化炭素の発生状況を把握する部門は、産業部門と家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物部門、工業プロセス部門とします。

(2) 計画の検討・策定体制

- 計画の改定に当たっては、2市2町がそれぞれで設立する環境審議会での審議を諮りながら、環境関連施策担当課が各自治体の取り組みを進めています。
- これらの各自治体の取り組みや、審議会での審議を踏まえ、桑名・員弁広域連合としての計画を策定するため、各市町の審議会の代表が集まる【懇話会】及び、実務担当者が集まる【作業部会】により、桑名・員弁地域全体としての検討を行う体制としています。



(3) 桑名・員弁地域の特性

①桑名・員弁地域について

- 桑名・員弁地域は、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町の2市2町からなる、三重県の北勢地域の中でも、愛知県、岐阜県、滋賀県と接する県最北部の地域です。
- 桑名・員弁地域には、いなべ市、東員町、桑名市を横切り伊勢湾に流れる二級河川 員弁川(流路延長39km、流域面積414.2km²)や、員弁川に從う19の支川、支川にそそぐ14の河川により、豊富な流量が確保されています。
- また、一級河川である揖斐川、長良川、木曾川は、桑名市、木曾岬町を横切り、伊勢湾に繋がっています。
- 豊富な河川水を活かし、地域の生活や、農業、工業などの産業活動を支えています。



※背景図は、三重県ホームページ「三重県内の主要河川」より引用

②環境基本条例に定める基本理念

- 桑名・員弁地域では、2市2町において策定した「環境基本条例」に基づき、環境に向けた様々な取り組みを展開しています。環境基本条例に位置づけた「基本理念(第3条)」は以下のとおりです。

環境基本条例
(抜粋)

第3条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。

3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。

4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。

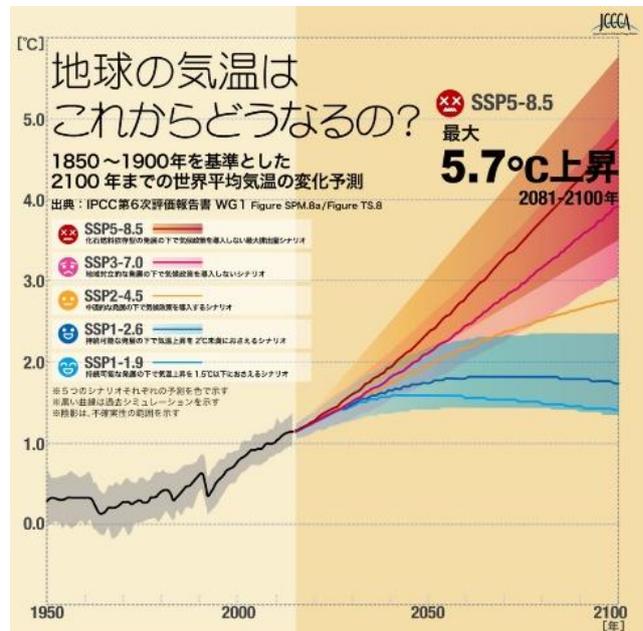
5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(3) 環境問題に関する社会潮流

①地球温暖化の緩和と気候変動への適応を図ること

- 地球温暖化に伴う気候変動に関しては、平成27年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書にかわる全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。
- パリ協定では、気温上昇を2°Cより十分下方に抑える（2°C目標）とともに1.5°Cに抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることを温室効果ガス排出削減の長期目標としています。
- 令和3年に英国・グラスゴーで開催されたCOP26では、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及び2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求めており、特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。
- 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2021年に地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを公表しました。
- JCCCA（全国地球温暖化防止活動推進センター）による地球の気温の将来予測では、2081年～2100年で最大で5.7°C上昇するとされています。
- 地球温暖化に伴う気温上昇や極端な降水状況（大雨、渇水等）などの気候変動が生じている中で、地球温暖化の緩和に向けた取り組みと、進み続ける気候変動に適応するための取り組みが求められています。

■2100年までの世界平均気温の変化予測（1950～2100年・観測と予測）



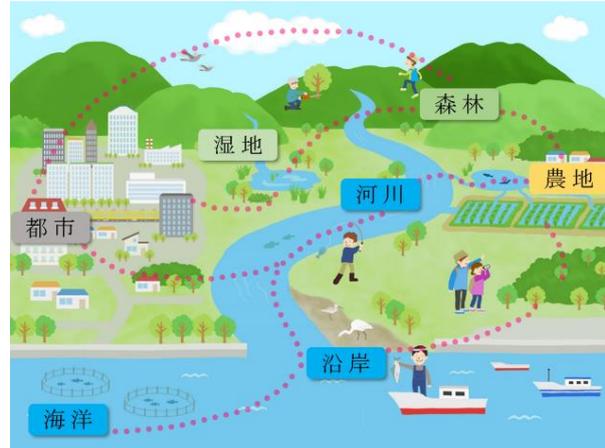
■ 我が国の温室効果ガス削減目標

	2013年度排出実績	2030年度排出目標・目安	削減率
温室効果ガス排出・吸収量	1,408	760	46%
エネルギー起源CO2	1,235	677	45%
産業部門	463	289	38%
業務その他部門	238	116	51%
家庭部門	208	70	66%
運輸部門	224	146	35%
エネルギー転換部門	106	56	47%
非エネルギー起源CO2	82.3	70.0	15%
メタン	30.0	26.7	11%
一酸化二窒素	21.4	17.8	17%
代替フロン等4ガス	39.1	21.8	44%
温室効果ガス吸収源	-	▲47.7	
二国間クレジット		累積で1億t -CO2程度	

②生物多様性の保全

- 令和4年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。
- わが国では、これに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、令和5年3月31日に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030」では2050年ビジョン『自然と共生する社会』に向けた、2030年の目標として『ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現』を掲げ、実現に向けた30by30目標の達成等の取り組みや自然資本を守り活かす社会経済活動の取り組みを行うこととしています。
- 生物多様性とは「多様な生きものが多様な環境に豊かに生息している“状態”」を示しており、①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性から成り立ちます。
- 山と海、森と川など、野生生物が生息する環境のつながり（生態系ネットワーク）を確保するための取り組みが求められています。

■生態系ネットワーク（みえ生物多様性推進プラン（第3期））



■ 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

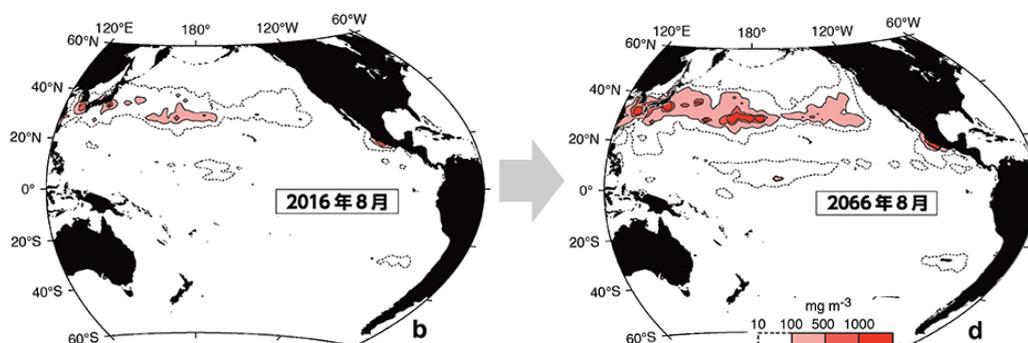


③海洋プラスチックごみの対策

- 海洋プラスチックごみの問題については、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。
- 令和元年に開催された G20 大阪サミットにおいて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。
- その実現に向け「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」において、各国が対策について情報共有を行い、相互学習を通じ効果的な対策を実施することを促すため、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択されました。
- これに先立ち、我が国では「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、プラスチックごみの削減や流出防止に向けた取り組みを進めていくものとなりました。
- マイクロプラスチック（5mm 以下の微細なプラスチックごみ）による海洋汚染など、プラスチックごみ問題や、過剰生産による食品ロス問題などに対して、ごみを減らす、適切に処理するためのごみ問題への対応が重要となっています。
- わが国では、3R の推進によるごみとなるものの減量等を含めた様々な取り組みが進んでいます。

■ 2016 年時点と 50 年後の海洋表層マイクロプラスチック重量濃度分布

（環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より）



■ 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの概要

海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、以下のような取り組みを徹底していきます。

- ① 廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止を進める。
- ② 環境中に排出されたごみについては、まず陸域での回収に取り組む。さらに、一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む。
- ③ 海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック、紙等）の開発やこうした素材への転換など、イノベーションを促進していく。
- ④ 我が国の廃棄物の適正処理等に関する知見・経験・技術等を活かし、途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止に貢献していく。
- ⑤ 世界的に海洋プラスチック対策を進めていくための基盤となるものとして、海洋プラスチックごみの実態把握や科学的知見の充実にも取り組む。

④持続可能な開発目標（SDGs）の推進

- 平成 27 年に国連本部で開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の 2030 年に向けた環境・経済・社会についてのゴールとして、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げています。
- SDGs は社会が抱える問題を解決し、世界全体で 2030 年を目指して明るい未来を作るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。
- わが国では、平成 28 年に「SDGs 実施指針」を策定し、さらに令和元年に最新の動向を踏まえて改定を行いました。
- 「SDGs 実施指針」では、国内実施、国際協力の両面において、誰一人取り残されることのない持続可能な世界に変革することを目指し、経済・社会・環境の相互関連性を意識して取り組みを推進することとしています。

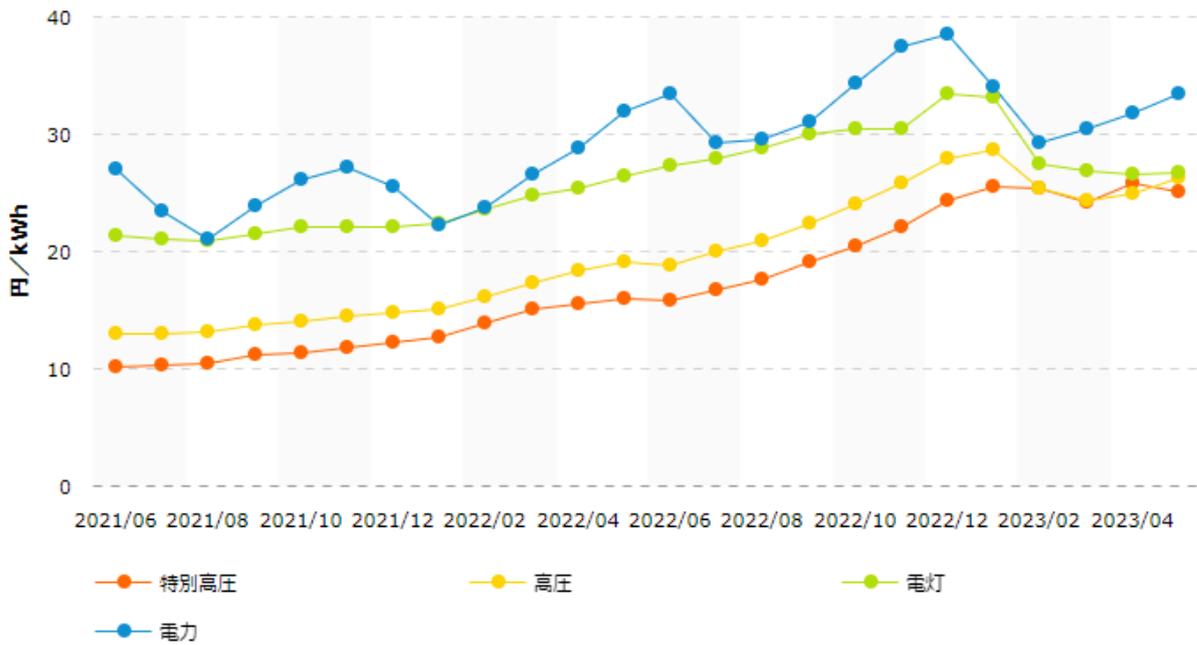
■SDGs の 17 のゴール



⑤エネルギー価格高騰や感染拡大等の予測不能な事態への対応

- 国際情勢の変化に伴うエネルギー価格の高騰や、新型コロナウイルス感染拡大に伴うライフスタイルの変化を受けて、再生可能エネルギーの活用や、家庭での光熱費抑制の動き等が進んでいます。
- 中部管内でも、国のエネルギー政策に伴う変動はあるものの、長期的には電力価格、ガソリン価格等のエネルギー価格の高騰が進んでいます。

■電力料金の推移（中部管内の場合）



※消費税および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない単価となっております

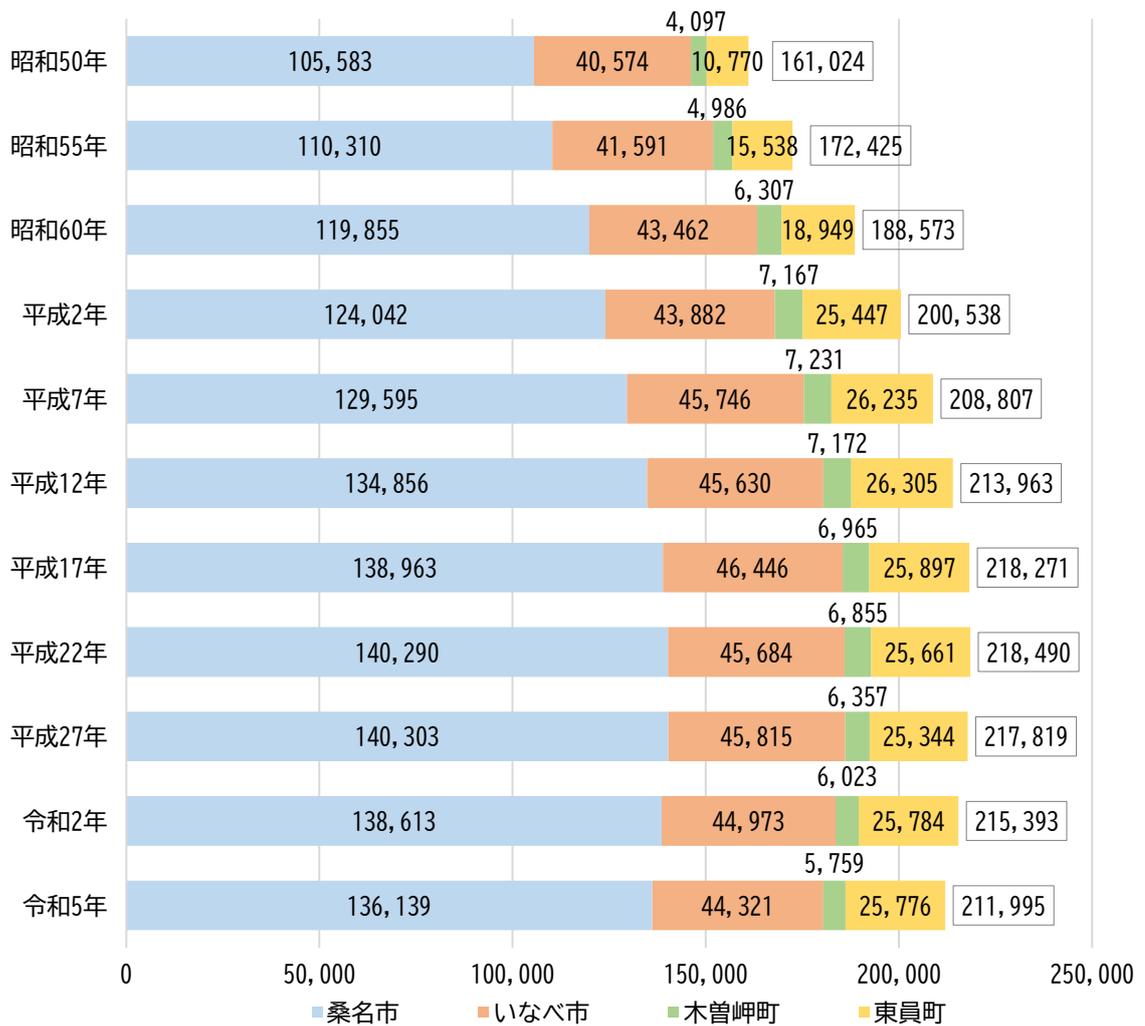
Ⅱ 桑名・員弁地域の現況と課題

1. 桑名・員弁地域全体の動向

(1) 人口動態

- 桑名・員弁地域全体の人口動態（5年毎の国勢調査による）は、昭和35年以降年々増加傾向にあるものの、増加傾向は平成期に入り鈍化し、平成27年には減少に転じました。
- 令和2年時点での人口割合では、桑名市が64%と最も多く、いなべ市が21%、木曾岬町が3%、東員町が12%となっています。

■桑名・員弁地域の人口動向



出典：国勢調査、三重県 月別人口調査結果（令和5年10月1日現在）

(2) 気象状況

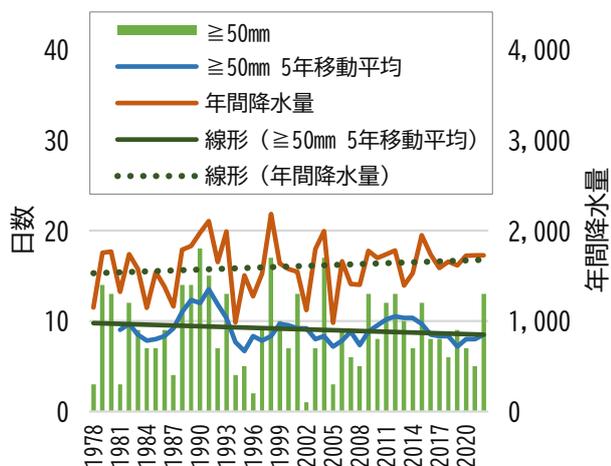
- 桑名・員弁地域の気象は、気温と降水量を基準として、平野部、山地部に区分されます。
- 平野部は、標準的な東海型の気候区に属しており、年平均気温 15℃程度、年間降水量 1,500～2,000mm 程度です。冬季には員弁川の谷を北西からの季節風が流れ込むため、積雪やにわか雪が発生します。
- 山地部は、内陸的な気候となっており、とくに台風に関連した多量の降雨が見られるなど、年間降水量が2,000mmを超えることも多くなっています。
- 年間の降水量は増加傾向にあるものの最大降雨量が多い日は減少傾向にあります。

■ 桑名・員弁地域の気象状況

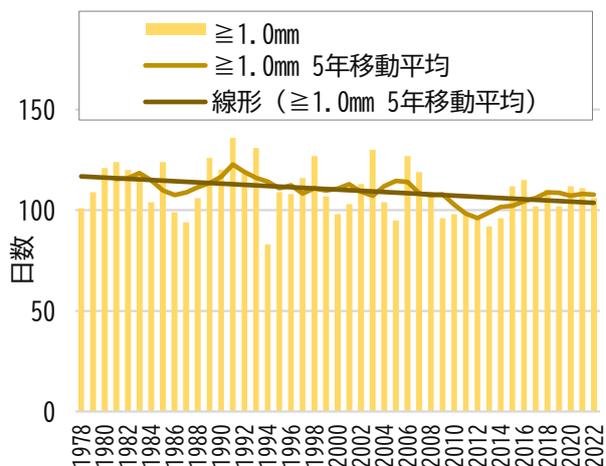
	年間降水量 (mm)		気温 (℃)			風向・風速 (m/s)		
	桑名観測所	【参考】 北勢 (アメダス)	日平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	
							風速	風向
昭和 55 年	1,766.0	2,233.0	14.6	18.4	11.0	2.5	12.0	北西
昭和 60 年	1,539.0	2,217.0	15.3	19.1	11.8	2.4	10.0	西北西
平成 2 年	1,976.0	2,459.0	16.3	20.2	12.7	2.1	10.0	西
平成 7 年	1,504.0	1,916.0	15.2	19.3	11.5	2.1	9.0	北西
平成 12 年	1,574.0	2,049.0	16.3	20.4	12.6	1.7	7.0	北西
平成 17 年	980.0	1,492.0	16.0	20.4	12.4	1.7	7.0	北西
平成 22 年	1,698.0	2,398.5	16.7	21.2	13.0	2.3	9.6	西北西
平成 27 年	1,964.0	2,321.0	16.2	20.6	12.6	2.4	10.0	西北西
令和 2 年	1,721.5	2,215.0	16.5	21.2	12.8	2.4	10.1	北西
令和 4 年	1,724.0	2,211.5	16.8	21.8	12.9	2.4	10.7	西北西

出典：気象庁「気象統計情報」

■ 年間降水量と降雨量最大1時間50mm以上の日数



■ 降雨量最大1時間1.0mm以上の日数の推移



出典：気象庁「気象統計情報」(桑名観測所)

(3) 環境に関する動向

①植物・動物

- 桑名・員弁地域の植物相は、太平洋側系区に特徴づけられ、本来は常緑植物による自然植生が期待される地域ですが、数千年前から農耕が広範に営まれたため、現在は大部分が農地や代償植生に置き換えられています。
- この現状に対しての代表的な植生や生息する動物類は、下表のとおりです。

植物	代表的な植生
山地・丘陵地	スギ、ヒノキ植林、アカマツ林、コナラ林など
隣縁部・民家脇	二次草原（竹林、ススキなど）
道路・宅地沿い	路傍・路上植物群落（ギョウギシバ、カゼクサなど）
耕作地	耕作畑地雑草群落（メヒシバ、エノコログサなど） 水田雑草群落（イボクサ、イヌビエなど）

動物	代表的な動物類
山地	哺乳類（ニホンザル、イノシシ、ニホンジカなど） 鳥類（オオルリ、カケスなど） 昆虫類（ミヤマクワガタ、オオスズメバチなど）
山地（水環境）	両生類（サンショウウオ類、タゴガエル、カジカガエルなど） 昆虫類（カラスアゲハ、サカハチチョウ、ムカシトンボ、ミヤマカワトンボなど） 魚類（アマゴなど）
丘陵地（水環境）	昆虫類（ハグロトンボ、コオニヤンマ、ゲンジボタルなど）
平地	両生類・爬虫類（アマガエル、トノサマガエル、ヤマカガシなど） 鳥類（アオサギなど） 昆虫類（モンシロチョウ、エンマコオロギ、キリギリス、ナナホシテントウなど）

②保全すべき自然

- 桑名・員弁地域には、多様な動植物が生息する森林、海、河川、溜池等の豊かな自然が残されています。国、県、市・町指定の天然記念物が多数位置づけられている一方で、特定外来生物に指定される種の影響などが懸念されています。

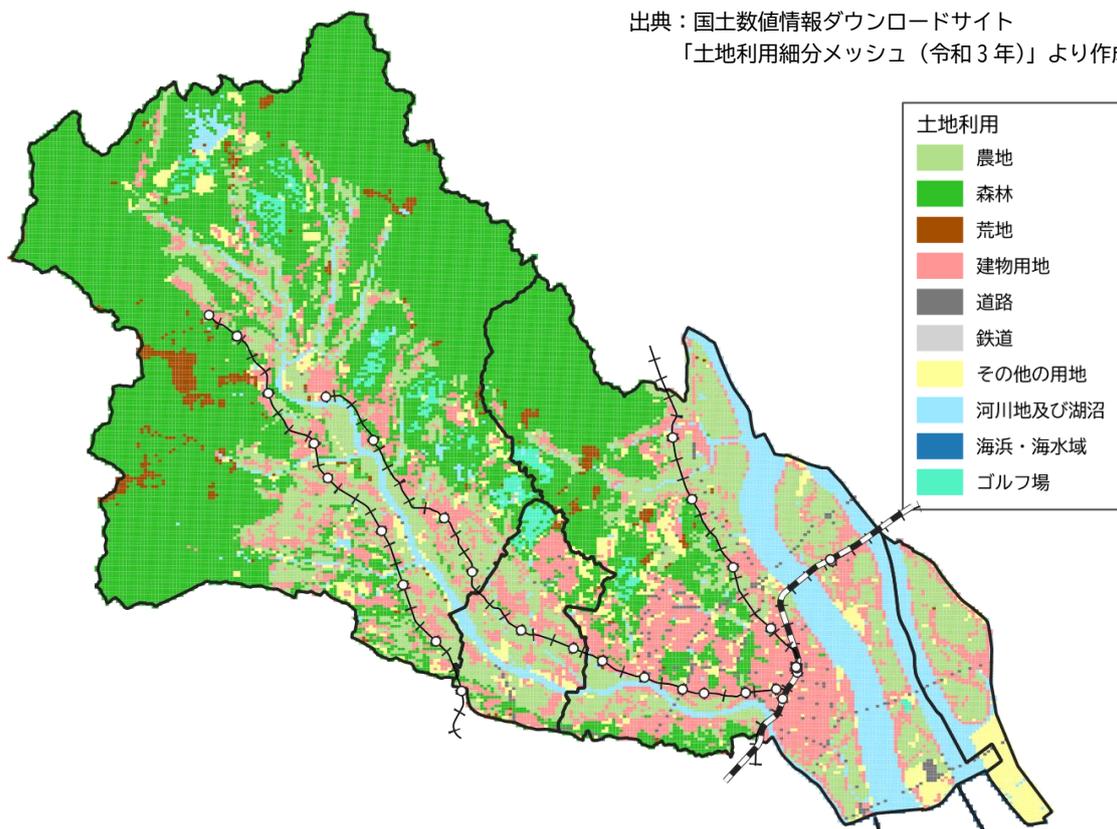
区分		指定名称
国指定	特別天然記念物	ニホンカモシカ
	地域指定なし	イヌワシ、ネコギギ
	地域指定	多度イヌナシ自生地
県指定	—	篠立の風穴、美鹿の神明スギ、嘉例川ヒメタイコウチ生息地
市・町指定	桑名市	太夫の大樟、芳ヶ崎のクロガネモチ、照源寺の夫婦マツ、ヒメタイコウチ、長島の大松、宇賀神社シイの森、力尾地区嘉例川火山灰層
	いなべ市	槇ノ木、鳴谷神社社叢、石部神社の杉並木、コノハナザクラ、龍王さんの大杉、寝櫃の木、大櫃の木、石神社の社叢、篠立堰堤より上流の三国谷に生息する無斑型（イワメ）を含むアマゴ个体群
	東員町	トウインヤエヤマザクラ、山田半ノ木谷イヌナシ自生地、トウインヤエヤマザクラ（第2号）自生地、観音紅もみじ

③土地利用の現状

- 桑名市の沿岸部と長島地域、東員町、木曾岬町では建物用地と農地が広がっています。
- 桑名市の北部や、いなべ市では、森林が非常に多くの割合を占めています。

■ 土地利用現況図（令和3年）

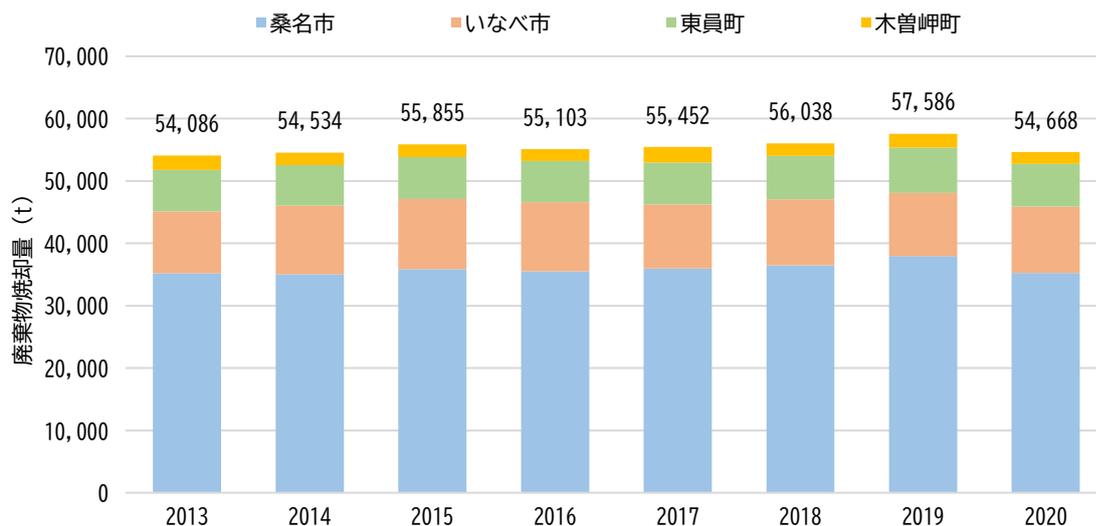
出典：国土数値情報ダウンロードサイト
「土地利用細分メッシュ（令和3年）」より作成



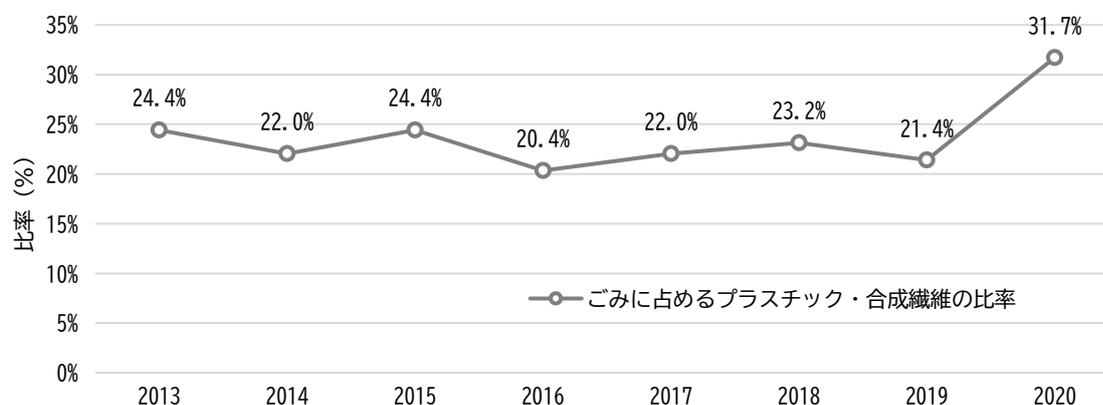
(4) ごみの排出状況

- 廃棄物焼却量は 5.5 万 t 前後で推移しており、ごみの削減はあまり進んでいない状況です。
- ごみに占めるプラスチック・合成繊維の比率は 2013 年度から 2019 年度まで緩やかな減少傾向にありましたが、2020 年度に 31.7% に上昇しました。

■ 廃棄物焼却量の推移



■ ごみに占めるプラスチック・合成繊維の比率



2. 桑名・員弁地域における環境へのこれまでの取り組み

(1) 環境に関する施設と取り組み

① 桑名広域清掃事業組合 資源循環センター「リサイクルの森」

- ごみの排出抑制や再利用による減量化が強く求められており、これらを適切に処理することが行政の重要な役割の一つとなっています。このような状況のもと、桑名広域清掃事業組合 資源循環センター「リサイクルの森」が建設され、平成15年3月から稼働しました。
- 桑名広域清掃事業組合資源循環センターは、桑名市、木曾岬町、東員町の主に家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ、容器包装プラスチックを処理する施設です。敷地内には、可燃ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設、管理棟などがあります。



施設区分	各施設の機能
可燃ごみ焼却施設	可燃ごみを安全・安定的に燃やして処理をする施設です。
リサイクルプラザ	不燃ごみ・粗大ごみを細かく破碎処理して、金属などを取り出します。取り出した金属は、リサイクル工場に運ばれ再資源化されます。
プラスチック圧縮梱包施設	プラスチック製の容器包装を圧縮して梱包して、運びやすいブロック状にします。ブロック状にしたものは、リサイクル工場に運ばれ再資源化されます。
管理棟	体験教室などのイベントや、不要品を交換するモノ・コトショップを開催します。ごみ処理の流れや分別などについて楽しみながら学ぶことができます。

② 桑名広域環境管理センター

- 当管理センターは、桑名・員弁地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を全量陸上処理することに加え、周辺環境への負荷のさらなる低減、および循環型社会に対応した新しい施設として建設されました。



(2) 現行計画に位置づけた【共通の取り組み】の推進

- 新たな計画の目標設定に先立ち、現行の評価目標をまとめると以下のとおりです。現状では各市町が独自の基準で各々の取り組みの実績を評価し、合算することで全体評価を行うため、各市町の取り組みにより住民や事業者等の行動変容にどのような影響を与えたのか等の判断が難しい状況となっています。

取り組みの項目	共通の取り組み	評価項目 (進捗管理のための指標)	地域全体評価				【参考】 評価方法を変更した市町 (変更年)
			① 計画策定当時 (H26)	② 中間年時実績 (H30)	③ 令和2年度実績	④ 令和4年度実績	
1. 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる 循環型社会の地域づくり							
(1)地球温暖化の防止	緑のカーテンの推進	・公共施設の緑のカーテン実施実績 ・広報等による啓発活動の実績 ・苗木、肥料等の配布実績 …など	A	B	B	B	木曾岬町(R3)
(2)資源・エネルギーの有効活用	市役所・町役場における省資源・省エネルギーの推進	・庁舎内の二酸化炭素排出量の削減	A	A	A	B	※H30 に全市町一括で見直し
(3)廃棄物対策の推進	小学校等へのごみに関する出前講座	・出前講座の実施件数	B	A	B	A	東員町(R3)
2. 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する 魅力ある地域づくり							
(1)自然環境の保全	希少動植物の調査・保護	・調査、保護活動等の活動実績数 ・有害獣等の捕獲・駆除頭数 ・希少動植物の確認件数 …など	A	A	B	B	桑名市(H28,30,R3) 木曾岬町(H28,29) 東員町(R1)
(2)公益的機能の保全	農地の荒廃防止	・多面的機能支払交付金事業に係る活動範囲（農地面積の対象面積割合）	A	A	A	A	いなべ市(R1) 木曾岬町(R1) 東員町(H27,R1)
3. 安らぎの空間の中で、安心・快適に暮らせる地域づくり							
(1)生活環境の保全	河川の水質向上	・水質調査項目の環境基準達成度（各市町で対象地点を設定）	B	B	B	B	桑名市(H30) いなべ市(R1) 木曾岬町(H28,30,R1) 東員町(H28,29)
(2)都市環境の保全	花づくり活動の実施	・花づくり運動等に係る実施団体数 ・花苗の配布施設数 …など	AA	A	A	A	木曾岬町(R1) 東員町(H27,30)
4. 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり							
(1)環境教育・環境学習の強化	環境学習会の開催	・出前講座、自然観察会等の実施回数 ・小中学校の教員向け見学会の実施 ・ごみ減量等の学習会実施回数 …など	AA	B	C	C	木曾岬町(R3) 東員町(R2)
(2)環境保全活動の推進	一斉清掃活動の実施	・各種団体による一斉清掃活動実施回数 ・自治会への一斉清掃参加呼びかけ回数 ・環境美化活動の実施回数 …など	AA	AA	B	A	(変更なし)

3. 桑名・員弁地域の課題

- 桑名・員弁地域での現状を踏まえた課題について、以下に整理します。

課題 1

人口減少時代における地域の活性化と環境保全の両立が必要です。

- 桑名・員弁地域の人口は、平成 22 年をピークに減少に転じており、少子高齢化に伴う人口減少は今後も続くと予想されています。
- 人の活動量と密接に関係する地球温暖化や廃棄ごみ等の環境問題については人口の減少とともに緩和していく可能性はあるものの、地域の持続的な発展を考えると、まちづくりの観点からは、人口を維持し、積極的な活動につなげることが重要です。
- 地域を持続させるための活発な経済活動を維持しながらも、地球温暖化に向けた対策を図ることが求められます。

課題 2

豊かな自然環境や生物多様性を維持していくための広域的な取り組みが必要です。

- 桑名・員弁地域には、豊かな森林や水辺空間が残されており、そこには多様な生物が生息しています。一方で、都市近郊においてこれらの環境や生物多様性を維持していくためには、一定程度、人の手が介入する必要があります。
- 行政界による境界線の無い自然環境や生物の生息域の広がりに対して、2市2町それぞれの取り組みに加えて、2市2町が相互に情報を共有し、互いに連動した広域的な取り組みを展開していくことが求められます。

課題 3

2市2町における固有の取り組みが評価できる新しい評価の方法が必要です。

- 現行の計画では、2市2町で共通する取り組みと、それぞれ独立した取り組みを位置づけ、共通する取り組みに限定して、客観的な評価指標を用いた事業進捗の管理、事業効果の検証を行っており、各市町独自の基準により横断的な評価が行われています。
- この方法の場合、2市2町それぞれにおける独自の取り組みの評価が難しいだけでなく、広域的に取り組んだ結果としての客観的な評価が難しい状況となるため、広域計画においては地域全体の取り組み結果をアウトカム指標として評価し、各市町の取り組みを進捗管理する指標とは別に整理する、新しい評価の方法を考えることが求められます。



Ⅲ 2市2町の現況と課題

1. 桑名市

(1) これまでの主な取り組み

桑名市では、スマート・エネルギー構想や省エネオフィスプラン（地球温暖化防止実行計画）等の計画を策定し、環境に関する取り組みを推進するとともに、NPO 法人や自治会等と連携し、リサイクル、資源回収等に取り組んできました。

令和3年3月には「桑名市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産官学連携による協議体制を構築し、再生可能エネルギーの導入に関して、行政として以下のように率先した取り組みを進めています。

①桑名 IoT 推進ラボ協議会（グリーン IoT ラボ・桑名）を設立

- 誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりを目指すため、産学官金の連携により、IoT を活用し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを推進することを目的として、令和3年5月にグリーン IoT ラボ・桑名を設立しました。



②公共施設への再生可能エネルギー等導入促進

- 市役所本庁舎には、木曽岬干拓地メガソーラーで発電された100%再生可能エネルギー電気を導入しています。
- 市内13箇所の公共施設にはPPA（電気購入契約）を活用して太陽光発電設備を設置し、発電された電気を自家消費しています。また、同時に蓄電池を設置しており、災害発生時には予備電源として活用することも可能となることから、防災力の強化も図っています。
- 東邦ガス株式会社と「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」を締結し、市内38箇所の公共施設にカーボンニュートラルな都市ガスを導入しています。



③多度山上公園への循環式トイレの設置

- 多度山上公園に設置したトイレは、太陽光と風力で発電した電気を利用して稼働しており、トイレに使用される水は処理槽でろ過され再生水として循環するため、外部への排水もなく、環境にやさしい循環式トイレになっています。



(2) 現状を踏まえた課題

- 平成26年度「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づく4つの目標に対して、桑名市のこれまでの取り組みを踏まえた課題を以下に整理します。

環境づくりの基本目標	桑名市の課題
基本目標① 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設での再生可能エネルギー技術の導入や、公用車を次世代自動車へと転換する動きを、一般家庭や地域企業等での導入促進につなげていく取り組みが求められます。(導入支援、情報発信など) ● 地域で発電した電力を、地域で消費するエネルギーの地産地消を広く普及させる取り組みが求められます。 ● くわなIoT推進ラボ協議会の目指す「環境と経済の好循環を生み出す社会の実現」に向けて、継続した協議と取り組みの展開が求められます。
基本目標② 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の緑の拠点として、またレクリエーションや災害時の避難場所等としての機能を有する都市公園や、都市部の緑の軸となる街路樹について、適切な整備や維持管理を充実していくことが求められます。 ● 木曾三川等の法的に担保された水辺や緑地を始めとして、市街地内に残る樹林地や小河川等を含めた水と緑の保全が求められます。 ● 今後予想される林業の衰退や山林の開発に対して、竹林を含めた緑の保全を計画的に推進していくことが求められます。
基本目標③ 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境基準は達成していますが、今後も継続した監視とともに、郊外苦情の低減に向けて、事業者と連携した取り組みが求められます。 ● 公共交通の充実による交通渋滞の緩和、自家用車の利用削減等に向けて、コミュニティバスの利用促進や運用の充実を図ることが求められます。 ● 地球温暖化等による風水害被害の甚大化や地震に伴う津波被害等に対して、地域防災計画等と連動した災害に強いまちづくりが求められます。
基本目標④ 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園や街路樹の緑だけでなく、住民による住宅地の生け垣化、ボランティア活動等による緑化、維持管理を含めて、住民と行政が協働し緑の保全、創出に取り組む仕組みづくりが求められます。 ● 環境出前講座やこもればの森における環境学習等の取り組みが充実した一方で、指導者の育成や指導者が活躍できる機会の充実が求められます。 ● 環境保全監視員の育成等が進んでおり、今後も継続的な監視員の育成や、住民による不法投棄監視等の環境監視の推進が求められます。

2. いなべ市

(1) これまでの主な取り組み

いなべ市では、藤原岳自然科学館や自然学習園「ふるさとの森」等を活用し、小中学生を中心に自然学習の機会を提供し、環境意識の向上を促進してきました。

また、行政が率先して再生可能エネルギー導入を始めとする環境活動に取り組んでおり、令和元年5月には、グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」を開業し、豊かな自然環境の中でのまちづくり、ひとづくりの拠点を整備しました。「にぎわいの森」の整備と活用した取り組みは、令和2年7月にSDGs未来都市・SDGsモデル事業として選定されました。

令和4年7月には「チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ」を表明し、脱炭素社会の構築や資源リサイクル推進の分野における民間連携の仕組みをつくるなど、SDGsの実現に向けた取り組みを積極的に推進しています。

①グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」

- 令和元年5月に開業した行政のグリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」は、放棄地となっていた森林を有効活用し、新庁舎建設と併せて整備した「SDGsの拠点」となる施設です。
- 当該施設は、木々の多くを景観、装飾にそのまま活用し、季節風を上手く取り入れ、雨水を貯留して再利用し、地中熱を活用するなど、グリーンインフラを前提とした造りとなっており、二酸化炭素排出の削減に貢献しています。



②脱炭素社会の構築に向けた、新たな官民連携の仕組み

- 脱炭素社会の構築に向け、二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの活用や、水素で走る燃料電池自動車の導入促進など、水素利用を中心とした取り組みを進めるため、令和5年2月に市と民間企業との包括連携協定を締結しました。
- 今後、市の業務車両を燃料電池自動車へシフトさせることや、市内企業と連携した導入、活用を進めていきます。



③再資源化でごみとなるものを減らす、新たな官民連携の仕組み

- リサイクルや再資源化を新たな技術を駆使して進め、広く住民に啓発していくための、新たな官民連携をスタートしました。
- 例えば、ペットボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトル）に向けた民間企業との包括協定や粗大ごみのうち焼却処理をしていたプラスチックの資源化推進に向けた民間企業との契約を通じて、ごみの減量化を進め、住民への啓発を進めていきます。



(2) 現状を踏まえた課題

- 平成26年度「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づく4つの目標に対して、いなべ市のこれまでの取り組みを踏まえた課題を以下に整理します。

環境づくりの基本目標	いなべ市の課題
基本目標① 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民、企業に率先して行政が地球温暖化対策を推進するため、市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に位置づけた省エネ、再エネ、リサイクル、グリーン購入等の取り組みを着実に推進することが求められます。 ● 住民が環境問題やごみのリサイクル等に関心を持ち、行動に結びつくよう、グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」や自然学習園「ふるさとの森」、員弁リサイクルセンター等を活用し、行政や市民団体、企業等の取り組みを周知・啓発していくことが求められます。
基本目標② 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地や山林など、いなべの自然を支える優良な農地や良好な田園風景、自然環境を保全するため、無秩序な多用途への転用やスプロール的な開発の抑制に繋がる適正な規制・誘導の仕組みが求められます。 ● 4市町の中でも豊富な森林を有する市として、森林の持つ環境保全や災害防止、水源涵養、保健、レクリエーション、文化等の多面的機能を意識し、次代に残していくための適正な森林管理が求められます。 ● 森林を含む豊かな自然環境や、そこに生息する生態系を将来にわたり守ることができるよう、自然を身近に感じられるまちづくりが求められます。
基本目標③ 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 林地面積の約6割を占める未活用林地について、森林の持つ多面的機能の回復と保全に向けて、森林を活用したグリーンツーリズムや、「にぎわいの森」に代表されるグリーンインフラ化などを含め、荒廃した山林を、住民の安らぎや、にぎわい創出の場として活用する視点が求められます。 ● 住民に身近な公園や緑地、丘陵や水辺、レクリエーション施設など自然とふれあえる施設について、多様化するニーズに合わせて、住民や来訪者が利用しやすい形に環境を整えていくことが求められます。 ● 昨今の風水害被害の甚大化等に対し、住民が安心して暮らしていけるよう、気候変動のリスクを想定し、適応するための対策が求められます。
基本目標④ 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校ごとに環境学習の頻度や内容に差異が生じている中で、地域性を考慮しながらも、環境学習の内容の充実を図ることが求められます。 ● 環境学習の指導者の確保に向けて、行政サイドでの指導者の育成に資する環境教育の機会の提供が求められます。 ● 住民の環境問題やまちづくりへの関心が高まる中で、住民と行政の相互連携と役割分担に基づく協働によるまちづくりの推進が求められます。

3. 木曾岬町

(1) これまでの主な取り組み

木曾岬町では、学校敷地内に整備したビオトープ（学校の森）等を活用した自然学習に取り組むとともに、町民のリサイクル意識を高め、ごみの減量を図るための周知・啓発を進めています。

また、稼働中の木曾岬干拓地メガソーラー発電所を含め、エネルギーの地産地消や、再生可能エネルギーの導入促進等の取り組みを検討してきました。

令和5年3月には「木曾岬町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同時期には電気自動車の活用推進等の観点から民間企業との連携強化に向けた新たな仕組みを構築しています。

①ビオトープを活用した自然学習会の推進

- 木曾岬町における過去の水郷の自然をビオトープという形で凝縮・復元し、子どもたちにその自然の存在を知らせ、後世に伝えることを目的に行っています。また、地域住民のコミュニティと子どもたちへの情操教育を推進する場として活用しています。
- 学校敷地内に整備されているため、放課後には子どもたちが集い、身近に自然を感じることのできる憩いの場となっています。農業体験では、地元農家の方にご協力いただき、毎年小学5年生が田植えと収穫を体験し、木曾岬町の米作りを体験する貴重な場となっています。



②電気自動車を活用した脱炭素化と防災力強化に向けた日産自動車との連携

- 木曾岬町と日産自動車株式会社、三重日産自動車株式会社の3者は、令和5年3月16日「電気自動車を活用した脱炭素化及び災害に強いまちづくりに関する連携協定」を締結しました。
- 本協定は、電気自動車（EV）の普及や脱炭素化の推進と同時に、木曾岬町で災害による停電が発生した際、日産の販売会社から貸与する電気自動車等から電力供給を行う協定です。



(2) 現状を踏まえた課題

- 平成26年度「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づく4つの目標に対して、木曾岬町のこれまでの取り組みを踏まえた課題を以下に整理します。

環境づくりの基本目標	木曾岬町の課題
基本目標① 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 木曾岬干拓地メガソーラー発電所を持続的に運営していくとともに、当該施設を含めた再生可能エネルギーの地産地消を推進していくことが求められます。 ● 木曾岬干拓地での未利用地について、十分に環境に配慮しながら、伊勢湾岸道路北側の都市的土地利用の促進や、メガソーラー発電所以南の開発整備の推進が求められます。 ● 住宅や事業所等での再生可能エネルギーの導入に向けて、補助制度等の積極的な活用等の情報発信を図ることが求められます。
基本目標② 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 輪中に広がる優良な農業環境や豊かな自然環境を維持しながら、住宅地、商業地、工業地等を確保しコンパクトな市街地を形成するために、計画的な土地利用の誘導が求められます。 ● 中央幹線排水路沿いなどの水質浄化とあわせて、桜並木や輪中の農地、堤など特有の農業景観などを継承することが求められます。
基本目標③ 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民が憩い、水辺等の自然に親しむことができる公園・緑地について、町民、企業等とともに適切な管理を継続できる仕組みづくりが求められます。 ● 自主運行バスの利便性向上や利用促進を進め、自家用車からの転換を図るために、自主運行バスの安定的な運営やサービス拡充等が求められます。 ● 地球温暖化による海面上昇に伴う津波被害の懸念や、台風等の頻発化等、自然災害被害の脅威が増す中で、これに適応した防災対策の推進が求められます。
基本目標④ 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習、自然観察体験等が行われている「トマトープ」「学校の森」等について、より多くの町民が環境学習等に参加できるよう、環境教育機会の充実を図ることが求められます。 ● 町民や来訪者に親しまれる美しい景観を継承していくために、桜並木や住民に身近な公園が、地域の自治会等により管理されるなど、行政と地域が協働する仕組みづくりが求められます。 ● 全国的に展開されているこどもエコクラブ活動への参加を促進するため、小中学校を通じた周知・啓発等にに取り組むことが求められます。

4. 東員町

(1) これまでの主な取り組み

東員町では、生ごみの堆肥化や廃食用油のリサイクル事業など、資源リサイクルの取り組みを、NPO 団体や住民、事業者等とともに進めてきました。また、不要となったものを必要な人に譲るリサイクルバンクの仕組みをつくることや、資源ごみストックヤードを運用するなど、町民がリサイクル活動に取り組みやすい環境を整えてきました。

また、町内に立地する民間企業との連携し、森林教育、環境学習等を行うなど、官民連携による環境の取り組みを進めてきました。

令和4年9月には「東員町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまでのリサイクル活動や環境学習等を継続的に取り組みながら、東員町らしい自然環境を支える取り組みを進めていきます。

①生ごみ堆肥化事業

- 住民の自主的な参加で「ごみゼロ社会の実現をめざして」のミッションを基に、行政、住民、NPO 法人が協働で、ごみ減量の取り組みをツールに高齢者の生活支援、安否確認を兼ねて、3Rの推進、地球温暖化防止、行政コストの削減、持続可能な循環型社会を目指した活動として「NPO法人 生ごみリサイクル思考の会」による生ごみ堆肥化事業を行っています。



②廃食用油のリサイクル事業

- 住民、行政、事業者が協力をしながら、ごみの分別と減量化を図り、地域資源として「ごみゼロ・循環型社会」の構築をめざすことを目的に、廃食用油を回収し再資源化しています。



③民間による森林教育、環境学習の機会の提供

- TOYOTIRE 桑名工場による緑のつながり・三重の森林教育、環境学習等が行われています。
- 東員町の豊かな自然を活かした民間主導での環境教育と連動した取り組みを展開しています。



(2) 現状を踏まえた課題

- 平成26年度「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づく4つの目標に対して、東員町のこれまでの取り組みを踏まえた課題を以下に整理します。

環境づくりの基本目標	東員町の課題
基本目標① 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷の少ない低炭素、循環型のまちを目指し、省資源・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの啓発を進めることが求められます。 ● 生活や企業活動等から発生するごみ問題の改善に向けて、適正なごみ収集・処理体制の確保を図るとともに、住民等によるごみの適正排出、分別、減量等を進めるための支援、啓発の取り組みが求められます。 ● 町民のリサイクル意識の向上等を図るため、ストックヤードを拠点とした資源ごみ収集の継続的な展開を図ることが求められます。
基本目標② 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地の再利用を図り、地域の農業環境を維持していくため、効率的かつ安定的で持続可能な農業経営の実現や、フードマイレージを意識した農産品の地産地消を推進していく取り組みが求められます。 ● 生態系の多様性、野生生物の種の保存や、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を保全するための取り組みが求められます。
基本目標③ 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 東員町の環境を維持しながら、持続的で魅力的な居住環境を形成していくため、都市機能の適正立地や住宅地の形成、公園・緑地・河川の整備や維持管理を計画的に進めることが求められます。 ● 移動することが困難な人を増やさず、環境に配慮した交通体系が実現できるように、既存の公共交通を維持しながら、新たな移動手段の活用も含めて、地域公共交通計画と連動した取り組みが求められます。 ● 風水害等による災害被害の変化を踏まえて、発災時に最悪の事態を回避できるよう、平時からの対策を計画し、実行していくことが求められます。
基本目標④ 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● TOYOTIRES 緑のつながり・三重など、民間企業による森活動として取り組まれる民間主導型の環境教育を支援し、広く展開していく取り組みが求められます。 ● 地域の環境活動に取り組む住民等の登録制度や、環境教育等を推進する指導者の育成、取り組みを情報発信する場の提供など、地域性を考慮した環境教育を推進できる体制を整えることが求められる。

5. 2市2町の地域ごとの課題

- 桑名・員弁地域を構成する2市2町は、全市町がゼロカーボンシティ宣言を行い、それぞれの地域の特性を踏まえた環境に関する具体的な事業を展開してきました。
- これからの桑名・員弁地域における環境基本計画の策定に向けた課題を以下のように整理しました。

課題 1

2市2町の地域特性や環境関連事業を重視した広域的計画の在り方が必要です。

- 自然環境、農業環境、流域圏等について異なる特色を有する2市2町では、それぞれの地域の特性を理解し、住民や地域企業を巻き込みながら、地域内で完結する環境改善について、具体的な事業を展開してきました。
- 地域ごとに取り組みが進む中で、行政境界を越えて広域的に協議する必要がある取り組みと、地域の独自性を重視し個別に展開することが望まれる取り組みを分けて考えながら、これからの広域的な計画の在り方や、桑名・員弁広域連合と各市町の役割を明確化することが必要です。

課題 2

2市2町間の情報を共有する場の継続的な確保が必要です。

- 環境に関する課題や、課題への対応を考える上では、流域圏全体の問題など、各市町が独立して対応を図ることが難しい事柄があるほか、廃棄物処理施設の運用などの実務レベルで連携状況がある中で、全ての事象を各市町が単独で判断することは難しい状況があります。
- 今後の計画策定や事業展開を考える上で、2市2町が情報を共有し、継続的に環境課題に効率的、持続的に取り組んでいくことができるよう、調整を図る場の確保が必要です。

課題 3

行政界を越えた環境教育について考えていくことが必要です。

- 2市2町では、環境教育に活用できる場を確保し、小中学生を対象とした環境学習、自然体験会を開催するなど、積極的な取り組み進められています。
- これらの取り組みを今後も継続していけるように、教育機関や地域団体、地元企業等と連携した取り組みを、官民連携の中で進めていくことが求められます。
- 一方で、地域により提供できる環境学習内容が異なる中で、2市2町の連携を強化し、より多様な環境教育の機会が提供できるような取り組みを、広域的に考えていくことも求められます。

IV

住民アンケート調査

■住民アンケート調査の概要

「桑名・員弁広域環境基本計画」の見直しに先立ち、地域住民に対して、環境問題への関心や考え方、環境配慮行動やエネルギー削減の取り組みの実態などを把握し、計画に反映するため、令和4年9月に桑名・員弁地域住民3,000名へのアンケート調査を実施しました。

回収率は40.3%（1,206名）で、アンケート回収数では人口の多い桑名市の回答が多くなっています。

なお、当該調査は計画策定、改定に合わせて10年毎に経年的に実施しています。本資料では過去の調査結果との比較も含めて整理しています。

第3回 住民アンケート調査（第1回：平成11年、第2回：平成24年）	
調査の名称	桑名・員弁地域 環境についての意識調査
調査対象	桑名・員弁地域にお住まいの15歳以上の3,000名を無作為抽出
実施時期	令和4年9月7日（水）～9月22日（木）
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収（WEBでの回答も可能とした）

回収状況	発送			回収	
	発送数	宛先不明等	有効配布数	回収数	回収率
桑名・員弁地域	3,000	10	2,990	1,206	40.3%
桑名市	1,931	5	1,926	751	39.0%
いなべ市	626	5	621	246	39.6%
木曾岬町	84	0	84	35	41.7%
東員町	359	0	359	156	43.5%
不明				18	

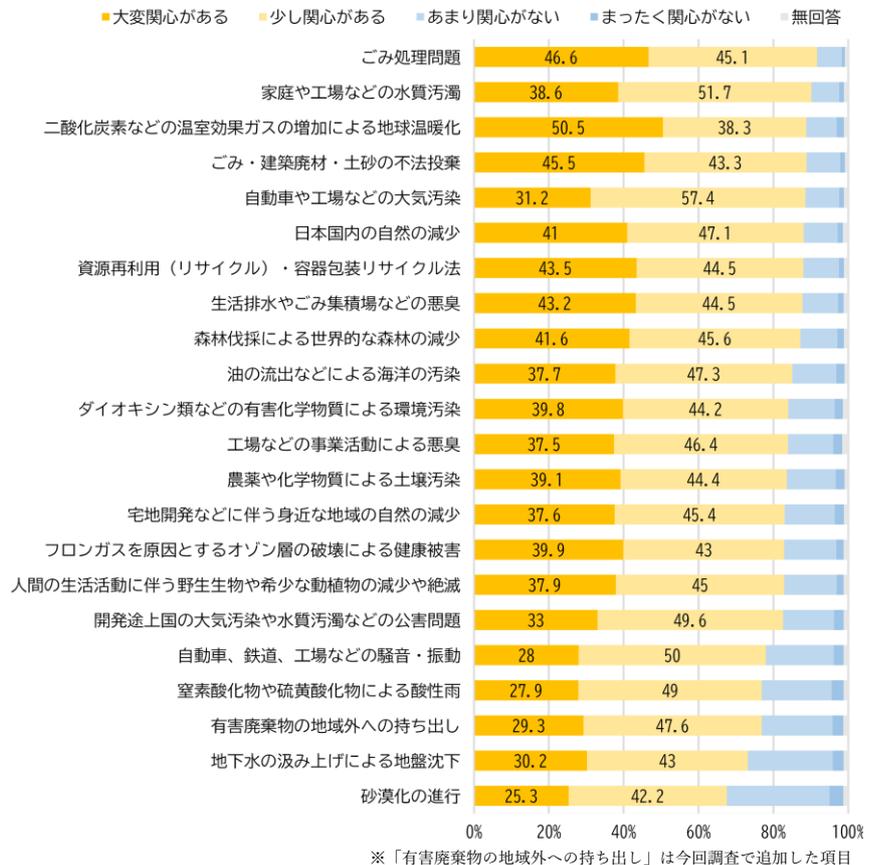
1. 環境問題に対する桑名・員弁地域の住民意識

(1) 地球温暖化に対する興味・関心

①今回調査（令和4年調査）での興味・関心について

- 環境問題に対する関心ごとを項目ごとに聞いたところ、「ごみ処理問題」「家庭や工場などの水質汚濁」「温室効果ガスの増加による地球温暖化」など、比較的生活に身近な問題や、テレビや新聞等での発信が多い温暖化全体の問題が上位にきています。
- 一方、関心が低いものでは「砂漠化の進行」「地下水のくみ上げによる地盤沈下」「有害廃棄物の地域外への持ち出し」など、地域に直接的な影響が表れにくい事項について関心は低くなっています。
- ただしほとんどの項目で7割以上と非常に高い関心があるといます。

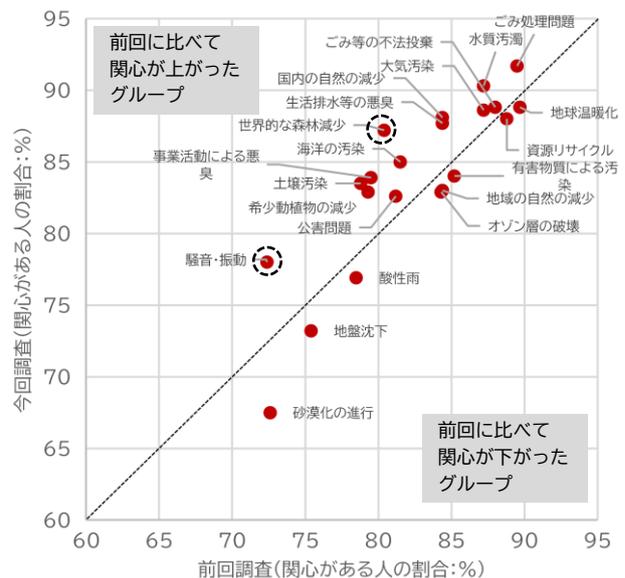
■ 環境問題に対する関心ごと（大変関心がある+少し関心があるの合算値の大きい順）



②前回調査（平成24年調査）との比較

- 住民の環境に対する関心ごとは、平成24年の前回調査でも実施しているため、概ね10年間での変化を整理します。（横軸：前回調査、縦軸：今回調査）
- 各項目で「関心がある（大変+少し）」人の割合を前回と今回で比較すると、図中における同率の斜め点線より上の「前回に比べて関心が上がったグループ」に、全21項目中13項目が含まれており、総じて関心が高まっています。
- とくに、世界的な森林の減少や、自動車、鉄道、工場等からの騒音・振動は、10年前より関心が大きくなっています。

■ 関心ごとの前回（H24）と今回（R4）との比較

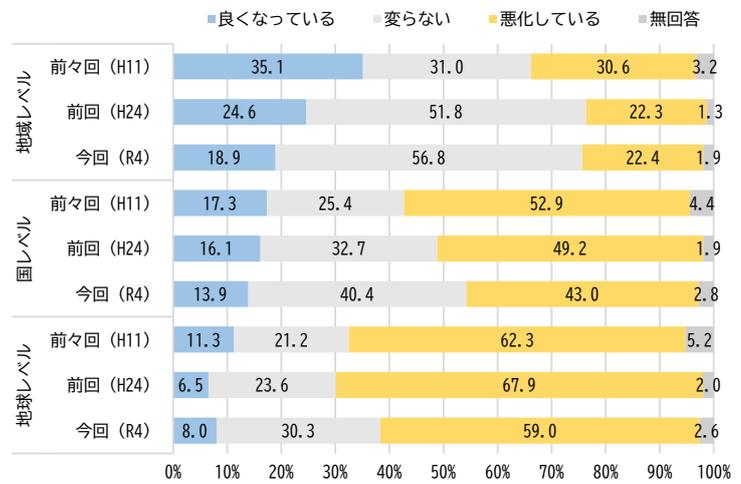


(2) 日頃感じる環境の状況の変化

①長期的に見た環境への状況の変化

- 地域レベル、国レベル、地球レベルそれぞれにおける環境の状況の変化について、過去の調査と比較します。
- 全てのレベルにおいて「良くなっている」及び「悪化している」の割合は減少傾向にあり、一方で「変わらない」の割合は増えています。
- とくに、暮らしの場に近い地域レベルでは、10年前の前回調査より「変わらない」の回答が増えています。

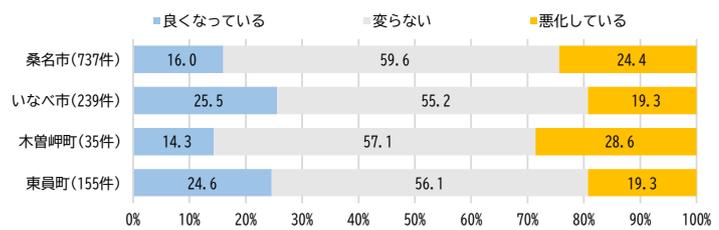
■ 地域レベル～地球レベルの環境の状況の変化



②各居住市町における【地域レベル】の環境状況の変化

- 居住市町ごとに【地域レベル】での環境状況の変化を整理すると、桑名市、木曾岬町では、「悪化している」の割合が良くなっている割合より高くなっています。
- いなべ市、東員町では、「良くなっている」割合が高くなっています。

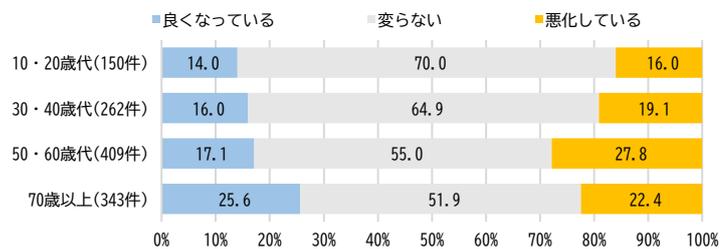
■ 【地域レベル】の環境変化の居住市町ごとの違い



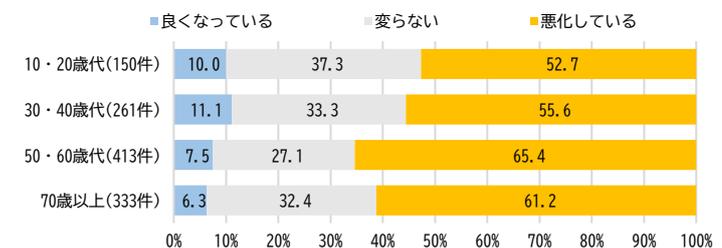
③各年齢層における【地域レベル】と【地球レベル】の環境状況の変化

- 年齢層ごとに【地域レベル】と【地球レベル】の評価の違いを整理します。
- 【地域レベル】では、60歳代までは、「良くなっている」、「悪化している」とともに増加しており、「悪化している」と評する割合が若干高くなっています。一方70歳以上では「良くなっている」とする意見が高くなります。
- 【地球レベル】では、年齢層に関わらず全ての年齢層で「悪化している」が半数以上を占めています。

■ 【地域レベル】の環境変化の年齢層ごとの違い



■ 【地球レベル】の環境変化の年齢層ごとの違い

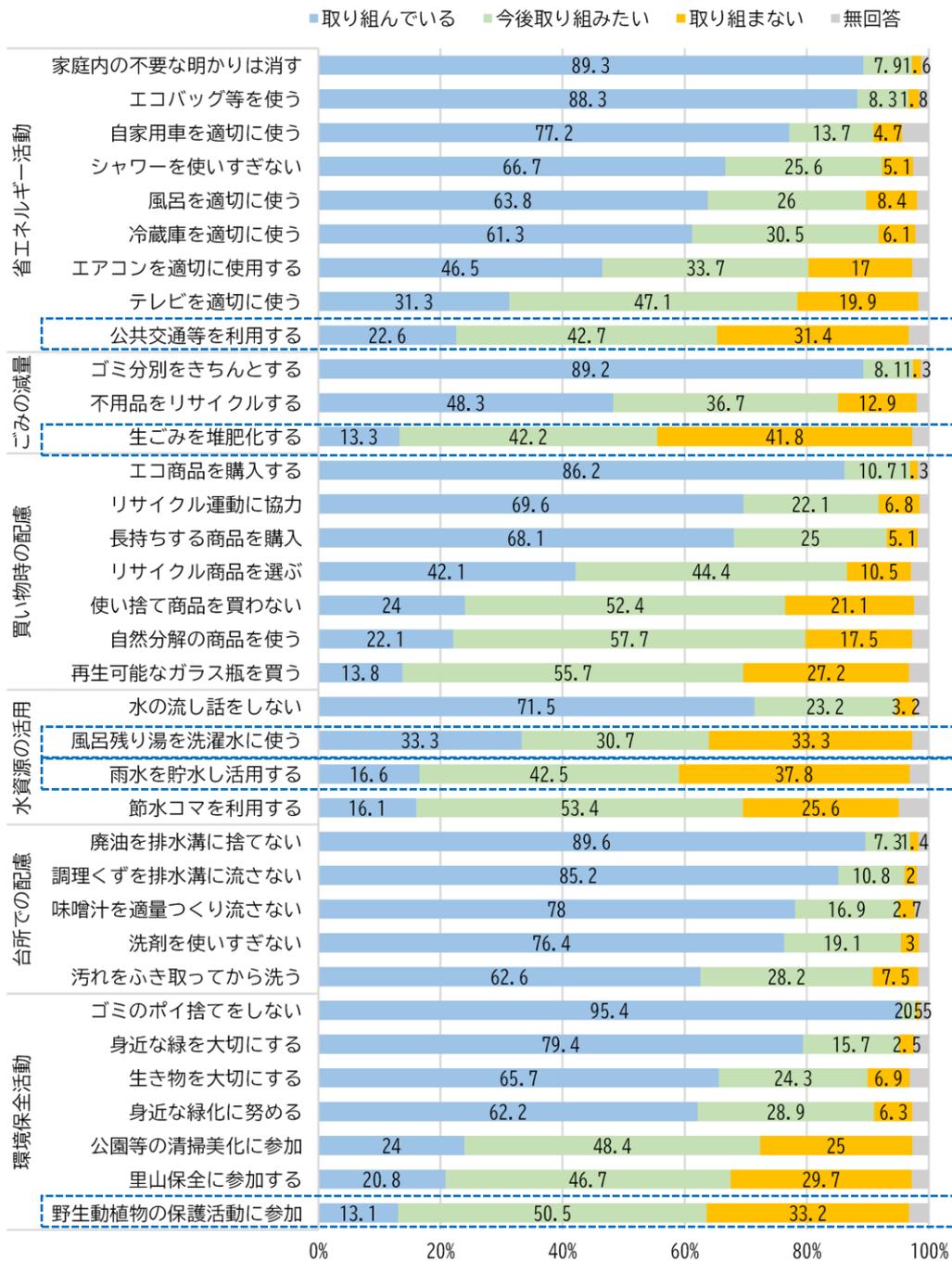


(3) 環境に配慮した行動の状況

①環境に配慮した行動の実施状況・実施意向

- 環境配慮行動に対する取り組みについては、「ごみのポイ捨てをしない」「廃油を排水溝に捨てない」「家庭内の不要な明かりを消す」など、日常生活でできることについては、多くの回答者が取り組んでおり、また今後取り組みたいと考えていただいています。
- 一方で、「今後も取り組まない」ものとしては、「生ごみを堆肥化する」、「雨水を貯水し活用する」、「風呂の残り湯を洗濯水に使う」、「野生動物の保護活動に参加する」、「公共交通等を利用する」ことについて、取り組まない人が3割を超えています。

■ 環境に配慮した行動の実施状況・実施意向

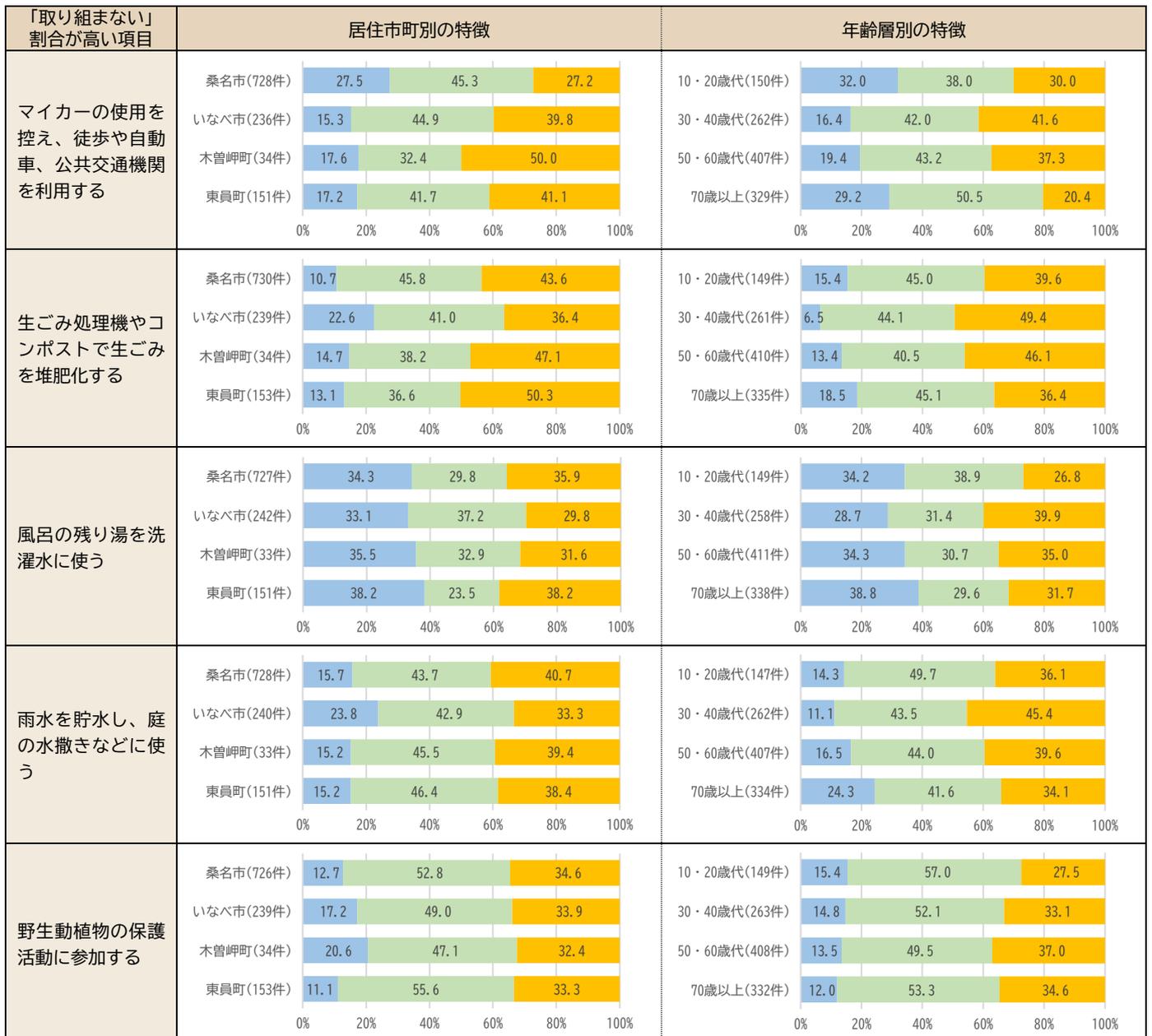


「取り組まない」割合が高い項目の、居住市町別、年齢層別の内訳を次頁に整理

②居住市町ごとの環境配慮行動の違い

- 全体で見た時に【取り組まない】が多い項目を、「居住する市町」「年齢層」の別に整理します。
- 「居住する市町」の別では、マイカー使用を控えることについて、木曾岬町での「取り組まない」割合が高く、生ごみのたい肥化に対して、いなべ市の「取り組まない」割合が高くなっています。
- 「年齢層」の別では、全般的な傾向として30・40歳代、50・60歳代が「取り組まない」割合が高くなっています。

■取り組んでいる ■今後取り組みたい ■取り組まない

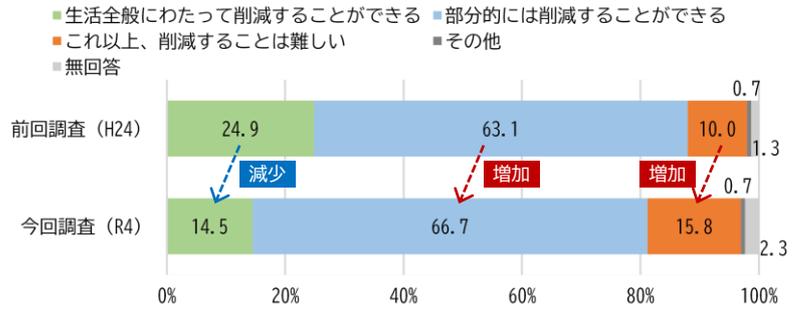


(4) エネルギーに関する取り組みについて

①暮らしのエネルギー消費量の削減可能性

- 前回調査と比較すると、「部分的には削減することができる」「これ以上削減することは難しい」がともに増えています。
- 各家庭で省エネ活動等が進んだ結果として、できる取り組みが少なくなってきた結果とも考えられます。

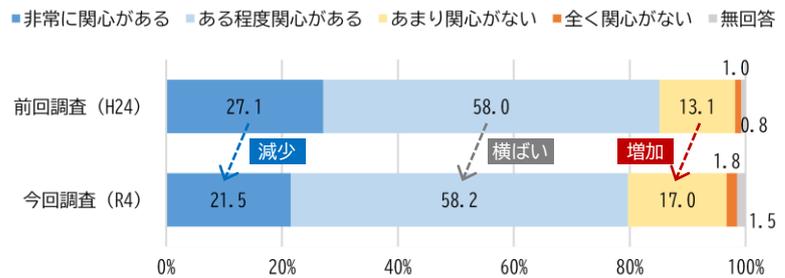
■ 暮らしでのエネルギー消費量の削減可能性



②再生可能エネルギーへの関心

- 再生可能エネルギーへの関心では、前回調査と比較すると「あまり関心がない」割合が増えています。

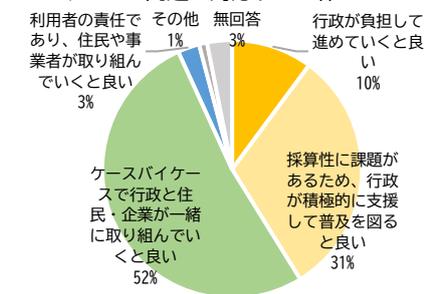
■ 再生可能エネルギーへの関心



③エネルギー問題に対応する主体

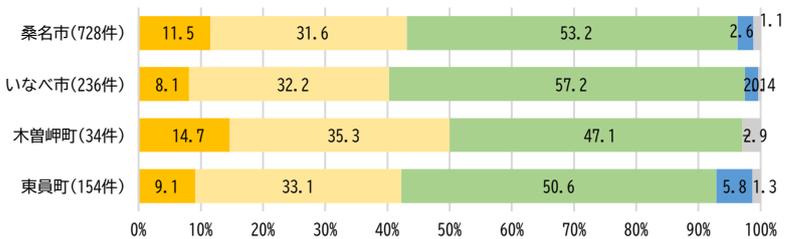
- エネルギー問題に対応する主体では、「ケースバイケースで一緒に進める」が半数を占める一方、「行政が負担」「行政の積極的支援」の計41%が行政の支援を想定した回答となっています。
- 地域ごと、年齢層ごとの違いは大きくないものの、30・40歳代で「行政が負担して進める」の割合が高くなる傾向が見られます。

■ エネルギー問題に対応する主体



- エネルギーの問題は行政の責任だから、行政が負担して進めていくと良い
- エネルギー問題は利用者の責任であるが、再生可能エネルギーは採算性に課題があるため、行政が積極的に支援して普及を図ると良い
- エネルギー問題は重要な問題なので、あまり固定概念にとらわれずケースバイケースで行政と住民・企業が一緒に取り組んでいくと良い
- エネルギー問題は利用者の責任であり、住民や事業者が取り組んでいくと良い
- その他

■ 居住市町ごとの主体の考え方の違い

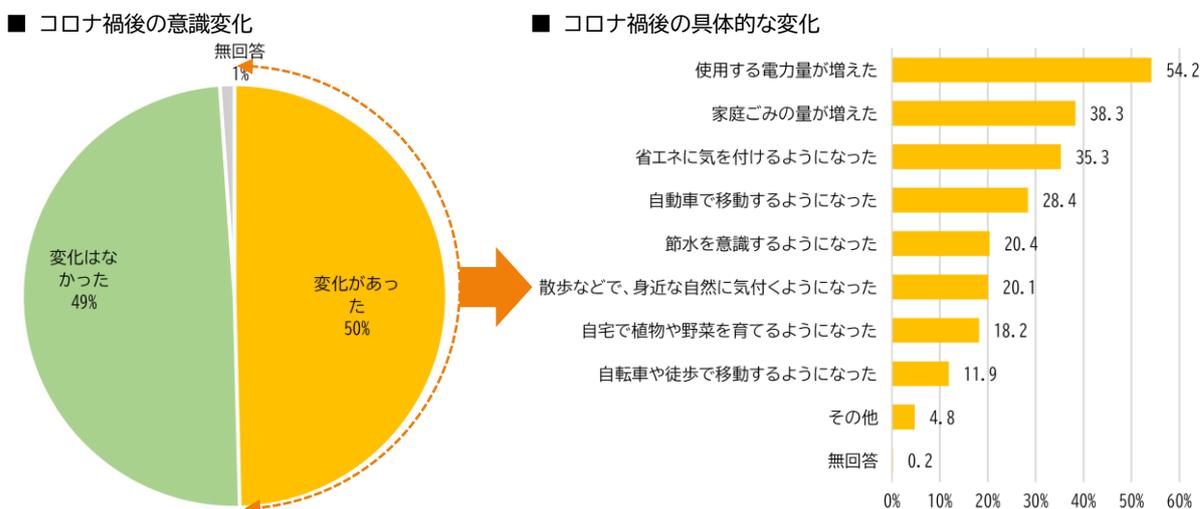


■ 年齢層ごとの主体の考え方の違い



(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた環境行動・意識の変化

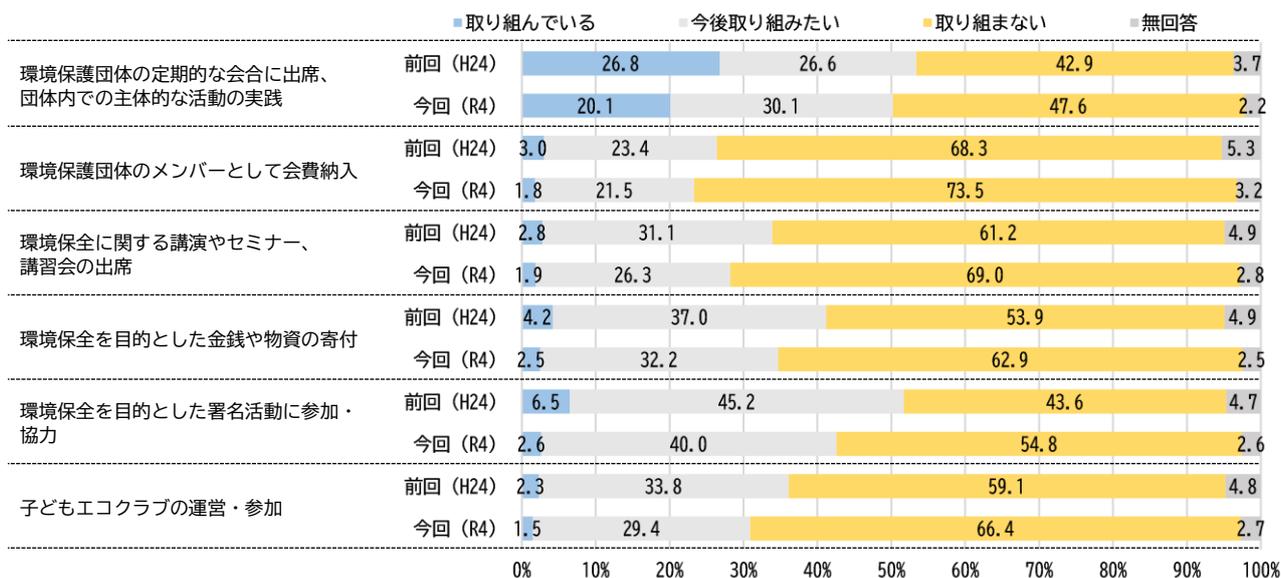
- 新型コロナウイルス感染拡大を受けた環境行動・意識の変化では、全体の半数が「変化があった」としています。
- 具体的な変化では、使用電力や家庭ごみなど、おうち時間の増加に伴う影響を感じており、一方で省エネに心がけるようになるなど良い変化も見られます。



(6) 環境保全活動への参加の状況

- 環境保全活動への参加について、前回と今回で比較すると、全ての項目で「取り組んでいる」が減り、「取り組まない」が増える傾向が見られます。
- コロナ禍を受けて会合、講演等の参加機会が減少しているほか、経済状況等も変化しているため一概には言えないものの、環境保全活動への参加意欲が減りつつある状況と考えられます。

■ 環境保全活動への参加の状況

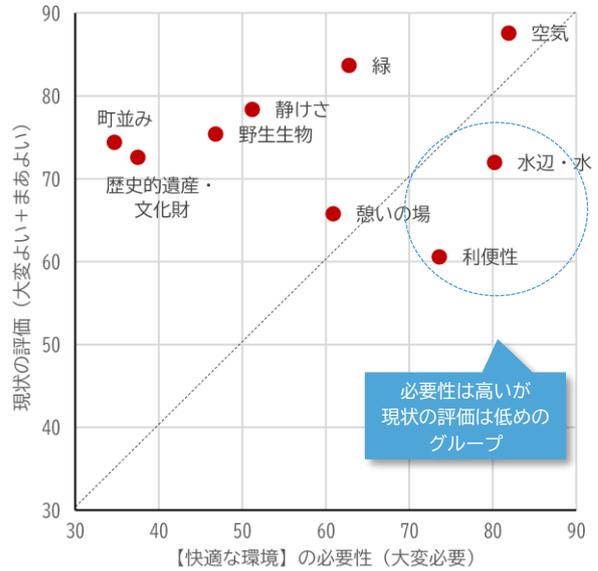


(7) 【快適な環境】の実現に必要なこと、現状の評価について

①地域全体の【快適な環境】に対する評価

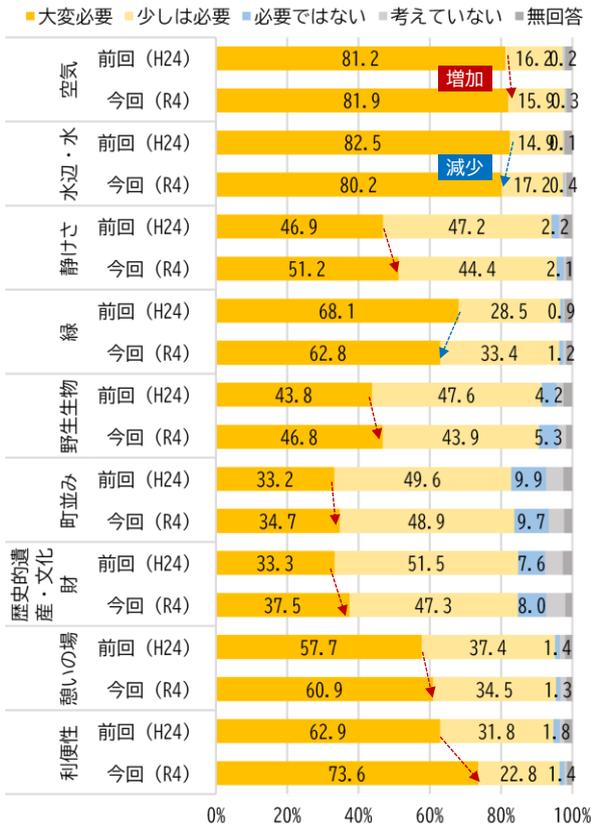
- 住民の考える【快適な環境】について、必要と思うことと、現在の状況の評価を聞いたところ、必要性が高い一方で、現状の評価が低めのグループには、「水辺・水(河川、岸部等のきれいさ)」、「利便性(買い物のしやすさ、公共交通の便利さなど)」が含まれています。
- 前回と今回での必要性(下左図)の変化を見ると、必要性については基本的に大きな変化はないものの、「利便性」のみ大幅に必要性が高まっています。
- また現状の評価(下右図)の変化では、全体的に良好な評価が増えている中で、「利便性」のみ横ばいとなっています。
- 高齢化が進む中で、買い物のしやすさや公共交通の便利さといった「利便性」への期待が高まる中で、生活と環境の両立が期待されます。

■ 【快適な環境】に必要なこと(必要性)と現状の評価

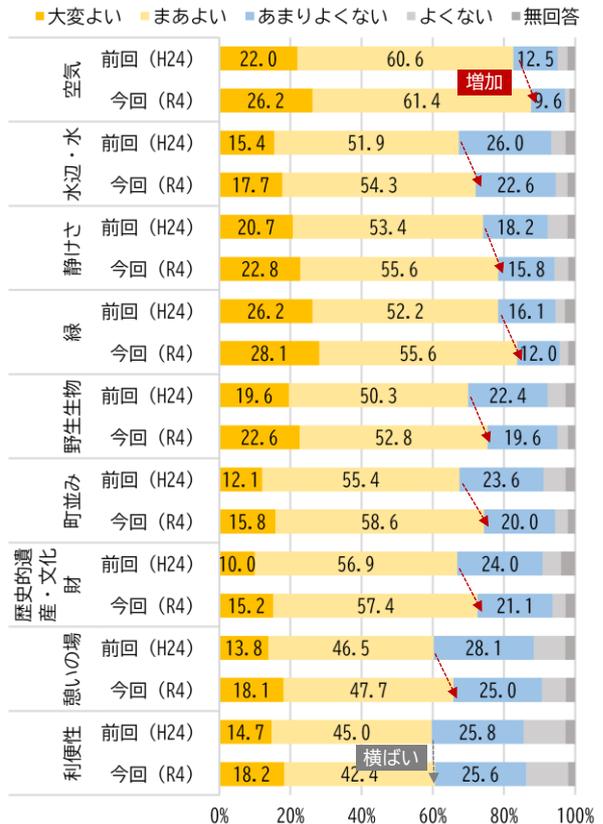


※今回調査(令和4年)をもとに、以下の考え方で集計し散布図とした。
 【必要性】 「大変必要」の割合
 【現状評価】 「大変よい」及び「まあよい」の合算の割合

■ 【快適な環境】に必要なことの比較

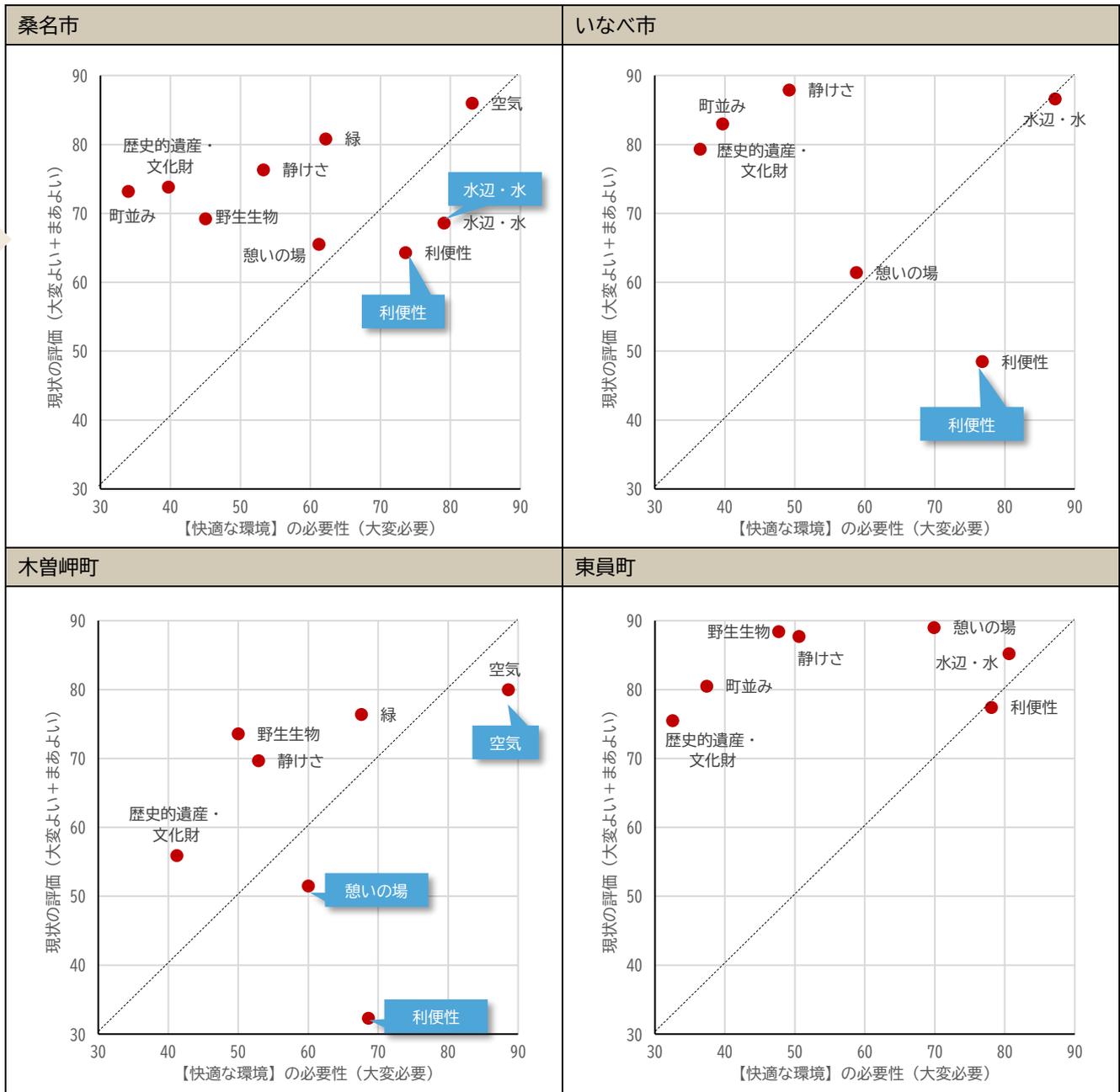


■ 【快適な環境】に対する現状の評価の比較



②居住市町別に見た【快適な環境】に対する評価

- 快適な環境に対する、「必要性（横軸）」×「現状の評価（縦軸）」とした組合せ評価を、各居住市町の別に整理すると、下図のとおりです。
- 各居住市町に分けて「必要性は高いが、現状評価が低め」のグループを見ると、桑名市、いなべ市では、買い物や公共交通等の【利便性】が挙げられる一方で、木曽岬町では、利便性に加えて、空気、憩いの場の確保が挙げられています。
- 東員町については、他市町と比べると、総じて現状を高く評価されている傾向があります。

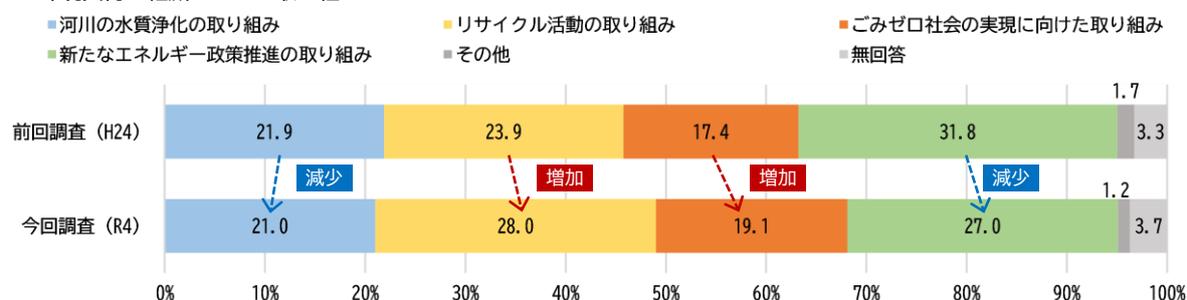


(8) 桑名・員弁地域全体として今後取り組むべきことについて

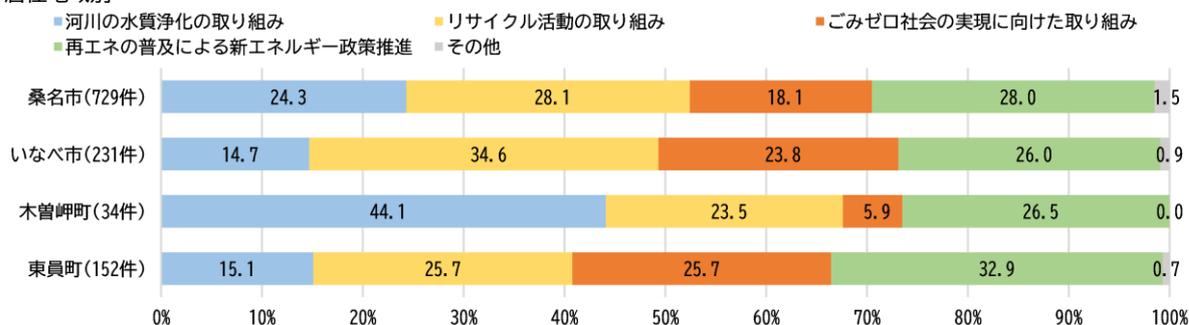
①環境負荷の軽減のために取り組むべきこと

- 地域全体で取り組みを、前回と今回で比較すると、「リサイクル活動」「ごみゼロ社会の実現に向けた取り組み」が増えた一方で、「新たなエネルギー政策推進」は減少しています。
- 居住地域別にみると、木曾岬町では「河川の水質浄化の取り組み」が突出しており、どの項目にも一定の回答が分散している他の市町と異なる傾向を示しています。
- 年齢層別にみると、10・20歳代で若干「リサイクル活動の取り組み」が高く、30・40歳代、50・60歳代で「再エネの普及による新エネルギー政策の推進」が高い傾向がありますが、大きな違いは見られません。

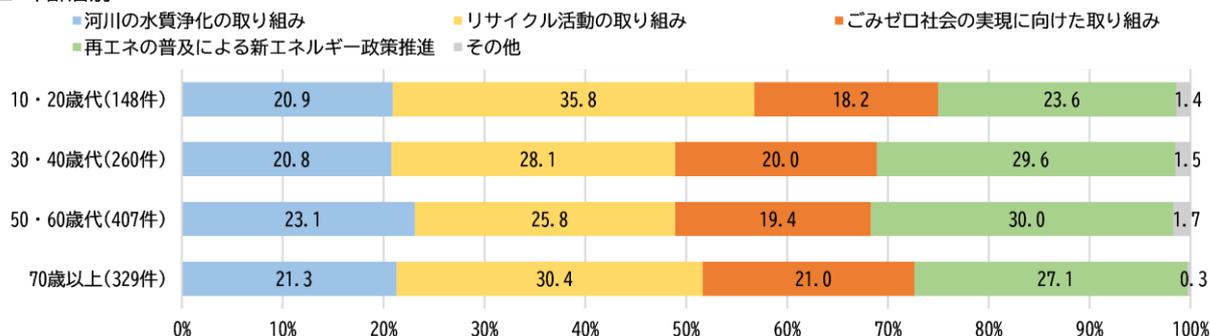
■ 環境負荷の軽減のために取り組むべきこと



■ 居住地域別



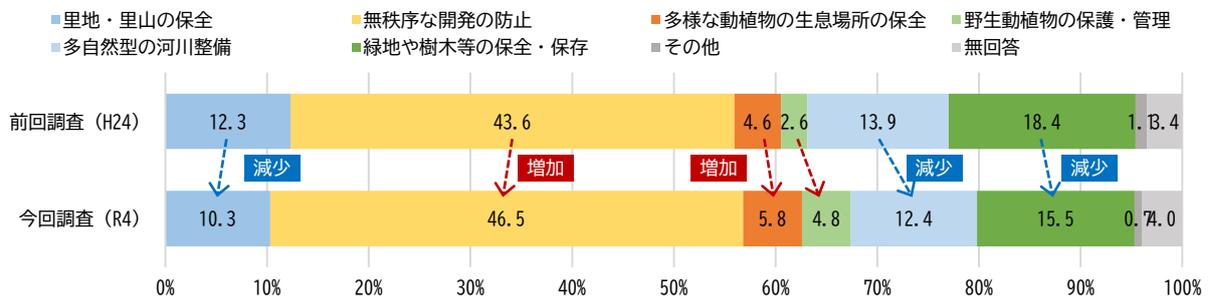
■ 年齢層別



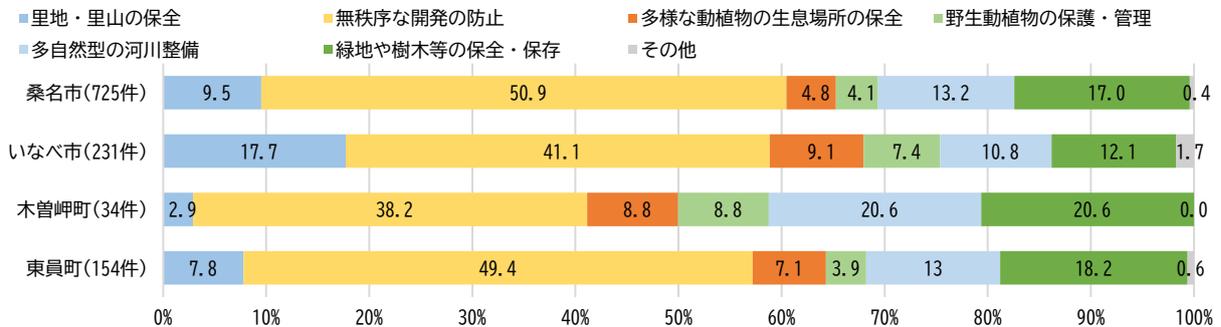
②自然環境保全のために取り組むべきこと

- 自然環境保護の取り組みについて、前回と今回で比較すると、「無秩序な開発の防止」が大きく増えた一方で、「多自然型の河川整備」「緑地等の保全・保存」は減少しています。
- 居住地別にみると、いなべ市では「里地・里山の保全」の割合が他と比べて高く、桑名市、東員町では「無秩序な開発の防止」、木曾岬町では「多自然型の河川整備」が高い傾向が見られます。
- 年齢層別にみると、年齢層が高くなるにつれて「無秩序な開発の防止」が高まる傾向があります。

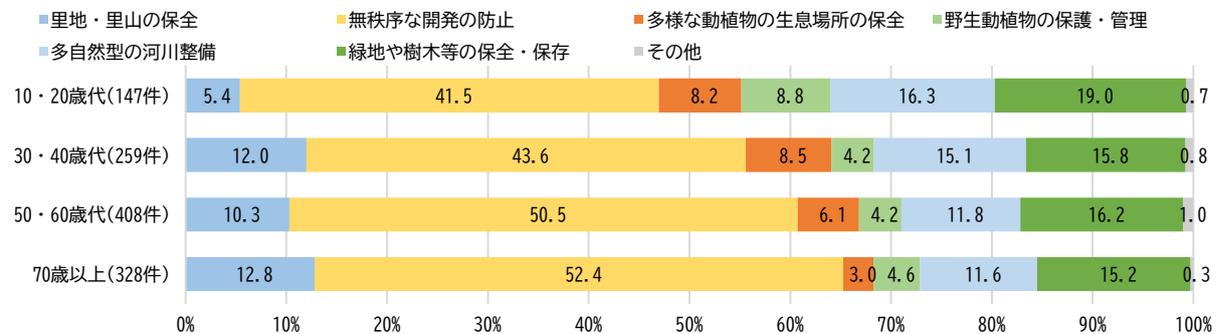
■ 自然環境保全のために取り組むべきこと



■ 居住地域別



■ 年齢層別

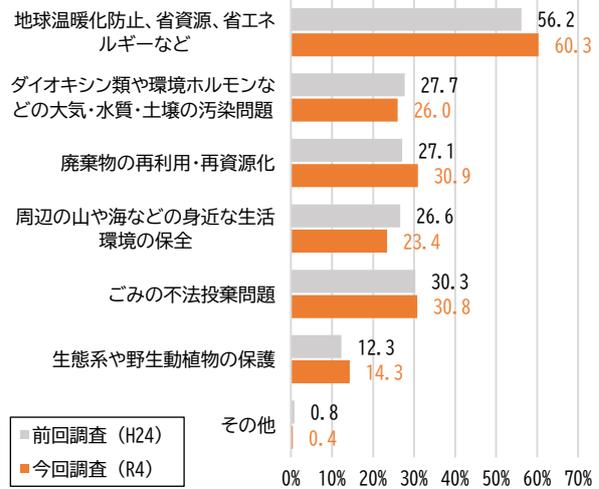


(9) 効果的な環境教育

①環境教育として重要なテーマ

- 環境教育のテーマでは、前回、今回ともに「地球温暖化防止、省資源、省エネルギーなど」が約6割と最も高く、前回よりも割合が高くなっています。また、前回と比べて割合が高まっているテーマとしては「廃棄物の再利用・再資源化」や「生態系や野生動植物の保護」が挙げられます。
- 年齢層別にみると、世代による大きな違いは見られず、どの世代でも「地球温暖化防止、省資源、省エネルギー等」のテーマが重要とされています。

■ 環境教育として重要な「テーマ」



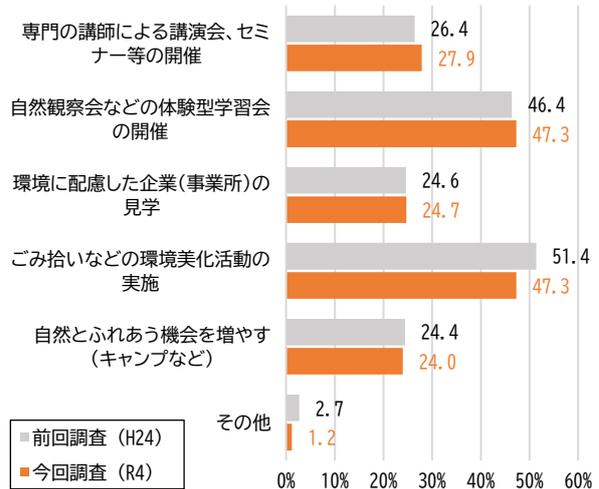
■ 年齢層別に見た環境教育のテーマ

	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上
地球温暖化防止、省資源、省エネルギーなど	55.3	64.6	64.7	56.8
ダイオキシン類や環境ホルモンなどの大気・水質・土壌の汚染問題	26.0	22.4	27.8	27.2
廃棄物の再利用・再資源化	28.0	33.5	30.9	31.9
周辺の山や海などの身近な生活環境の保全	21.3	22.8	23.7	25.8
ごみの不法投棄問題	32.0	23.2	29.0	38.6
生態系や野生動植物の保護	24.0	16.3	14.0	10.1
その他	1.3	0.4	0.5	0.0

②環境教育として効果的な取り組み

- 環境教育として効果的な取り組みでは、自然観察会や環境美化活動などの「体験」を介した取り組みへの期待が高くなっています。
- 年齢層別にみると、10・20歳代、30・40歳代では「自然観察会などの体験型学習会」に各世代の半数以上が回答しており、50・60歳代、70歳代以上では「ごみ拾いなど環境美化活動の実施」が高まる傾向が見られます。

■ 環境教育として「効果的な取り組み方」



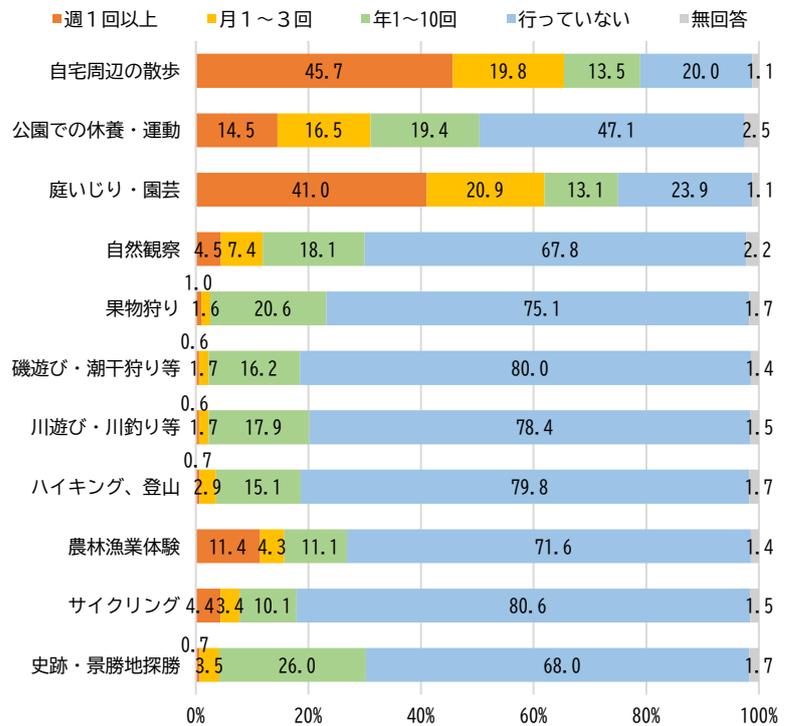
■ 年齢層別にみた環境教育の効果的な取り組み方

	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上
専門の講師による講演会、セミナー等の開催	20.1	22.1	30.9	35.9
自然観察会などの体験型学習会の開催	55.7	57.4	49.5	41.6
環境に配慮した企業(事業所)の見学	21.5	27.1	28.7	23.4
ごみ拾いなどの環境美化活動の実施	40.9	39.5	49.8	61.3
自然とふれあう機会を増やす(キャンプなど)	42.3	31.8	24.3	14.4
その他	2.0	0.8	1.7	0.6

(10) 自然とのふれあいの実施状況について

- 自然とのふれあいの頻度について、月1回以上（橙色系）が多いものは、「自宅周辺の散歩」が66%、「庭いじり・園芸」が62%となっています。また、年1回以上を含めると「公園での休養・運動」を行う人も半数以上見られます。
- 一方で、自然観察や農林漁業体験、史跡・景勝地探勝などを始めとして、「行っていない」とする活動は多く、日常生活の範囲内で身近にできる活動が主流となっています。

■ 過去1年間の【自然とのふれあい】の実施状況



(11) 年齢層別に見た【情報を取得するメディア】の違いについて

- 年齢層別には、「インターネット、SNS」を利用する割合が、10~40歳代では60~70%の人が利用する一方で、70歳代以上の人では約30%に下がっています。
- また、あらゆる年齢層で「テレビ」の影響力は健在であり、「テレビ」と「インターネット・SNS」を併用することで、より多くの層に対してアピールできる可能性があります。

■ 年齢層別に見た情報取得メディア（毎日利用～時々利用（4～6割）の合算値）

	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上
テレビ	73.2	77.4	85.9	90.8
新聞	23.5	36.4	64.3	79.3
自治体広報誌等	24.8	47.5	58.2	61.3
家族	45.6	55.6	47.7	59.9
インターネット、SNS等	66.4	66.0	57.0	27.6
友人	37.6	41.6	36.0	44.7
勤務（就学）先	50.4	50.6	41.2	18.0
地域活動	18.1	30.0	40.4	42.6
雑誌	13.6	23.5	38.5	40.3
ラジオ	10.8	20.9	28.3	42.3
企業広報誌等	18.1	29.6	28.3	22.4
書籍	16.9	14.9	23.2	27.0
消費者団体等の社会活動	4.0	5.9	7.5	10.8
シンポジウム等	4.8	5.1	7.6	8.0

2. 住民アンケート調査からの課題

- 住民アンケートにおいては、環境に対する意識や実際の環境行動の参加状況等を把握しました。
- 住民アンケート調査から見える課題を以下に整理します。

課題 1

環境問題に対する興味・関心を活かし、具体的な動きにつなげることが必要です。

- 環境問題に対する興味関心はあらゆる世代で高い一方で、時間的、金銭的な負担感が大きい環境学習への参加、再エネ・省エネ機器の導入等を中心に、具体的な動きに繋がっていない状況があります。
- 適切な場所、適切な時期での情報発信や、興味・関心のない人も参加できるイベント等を通じて、興味関心を高め、実際に参加できる機会を増やしていくことが必要です。

課題 2

地球環境に配慮した、自動車と公共交通の適切な使い方が必要です。

- 日常生活で生じる移動の多くが、自動車で行われている実態がある一方で、各市町ごとに差はあるものの、地域での公共交通や買物利便性等について、「必要性は高くても、現状としての評価は低い」特徴があります。
- 自動車利用での環境負荷が大きい中、公共交通等の利便性の向上や、公共交通等への転換促進に向けて、地域的にも広域的にも、路線の維持、充実を図ることが求められます。

課題 3

コロナ禍を経て大きく変化したライフスタイルに適した環境対策が必要です。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、テレワーク、ネット通販、デリバリー等の普及により、外出に対する考え方が変化するとともに、いわゆる「おうち時間」の増加とともに電力消費量や家庭ごみ排出量が増えるなどの変化があります。
- コロナ禍での行動抑制等が緩和され、アフターコロナ社会の到来が予見される中で、ライフスタイルの変化に合わせた環境対策に関して検討することが求められます。

課題 4

あらゆる年齢層を対象とした、適切な情報発信手段の検討が必要です。

- 環境改善に関する重要な取り組みであり、行政的に対応が図りやすい情報発信に関して、国、県の取り組みを勘案しながら、各年齢層に対する適切なメディアを取捨選択できる取り組みを進めてきました。
- 一方で、高齢世代の紙面重視、若い世代における WEB 重視の傾向の中で、情報の更新や、よりフレキシブルに対応できるよう、情報発信の手段について工夫することが求められます。

V

事業所アンケート調査

■事業所アンケート調査の概要

「桑名・員弁広域環境基本計画」の見直しに先立ち、地域内で活動する事業所に対して、環境問題への関心、環境保全活動の状況や環境意識、環境マネジメントや社内制度などを把握し、計画に反映するため、令和4年9月に事業所200社に対するアンケート調査を実施しました。回収率は38.6%（76社）です。

なお、当該調査は計画策定、改定に合わせて10年毎に経年的に実施しています。本資料では過去の調査結果との比較も含めて整理しています。

第3回 事業所アンケート調査（第1回：平成11年、第2回：平成24年）	
調査の名称	桑名・員弁地域 環境についての事業所アンケート
調査対象	桑名・員弁地域にある事業所のうち200事業所を抽出
実施時期	令和4年9月7日（水）～9月22日（木）
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収（WEBでの回答も可能とした）

回収状況	発送			回収	
	発送数	宛先不明等	有効配布数	回収数	回収率
桑名・員弁地域	200	3	197	76	38.6%
桑名市	132	0	132	38	28.8%
いなべ市	41	3	38	21	55.3%
木曾岬町	7	0	7	1	14.3%
東員町	20	0	20	9	45.0%
不明				7	

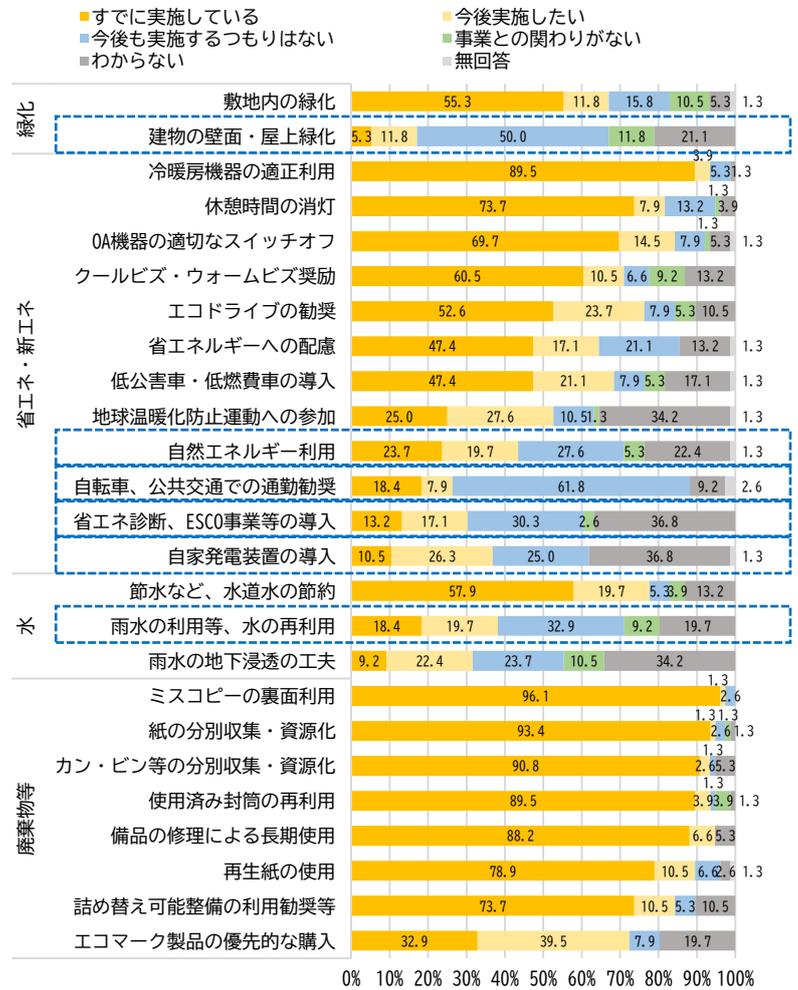
1. 環境問題に対する桑名・員弁地域の事業者の意識

(1) 事業者の環境保全活動や環境意識について

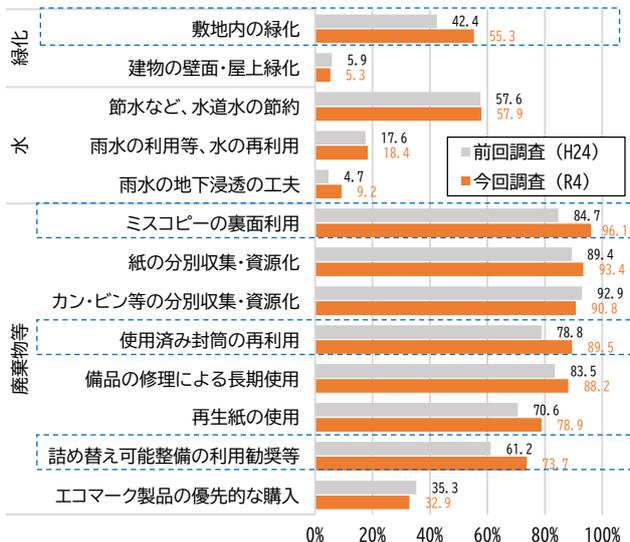
①事業所としての環境保全活動・意識

- 事業者の環境保全活動や環境意識では、「省エネ・新エネ」「廃棄物等」の取り組みの多くで、「既に実施している」もしくは「今後実施したい」の割合が高くなっています。一方で、建物緑化や自転車・公共交通での通勤勧奨などでは、「今後も実施するつもりはない」の割合が高い状況です。
- 活動実態の変化を見るため、「既に実施している」割合を前回と今回で比較したところ、全般的には10年前に比べて取り組んでいる事業所が増えています。
- 敷地内緑化、ミスコピー裏面利用など、図中青枠で示した項目は大幅に増加しており、事業所での取り組みが見られます。
- 一方、「休憩時間の消灯」「自転車、公共交通での通勤勧奨」「エコマーク製品の優先的な購入」については、前回より今回が減少しています。

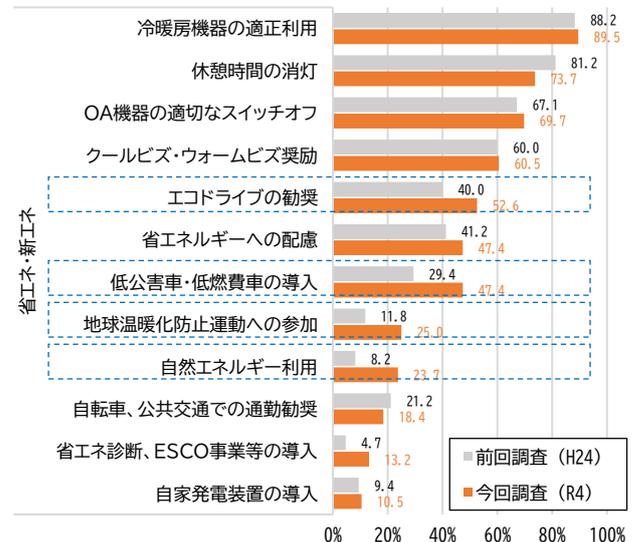
■ 事業所としての環境保全活動・意識（各項目別に「既に実施している」の多い順）



■ 【すでに実施している】環境保全活動・意識の比較

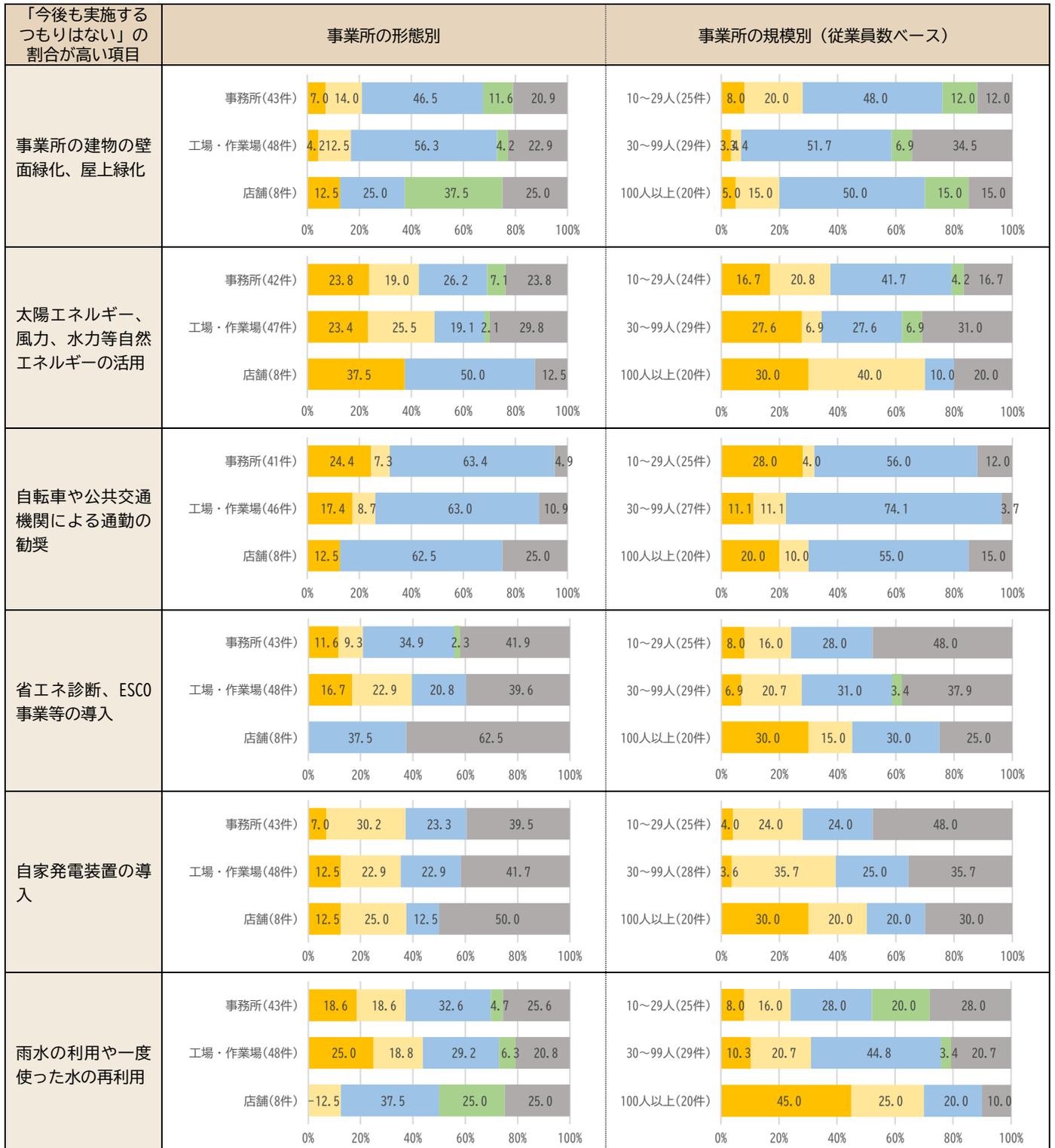


青枠 前回より10point以上増加



②業態別の環境保全活動との関わり方

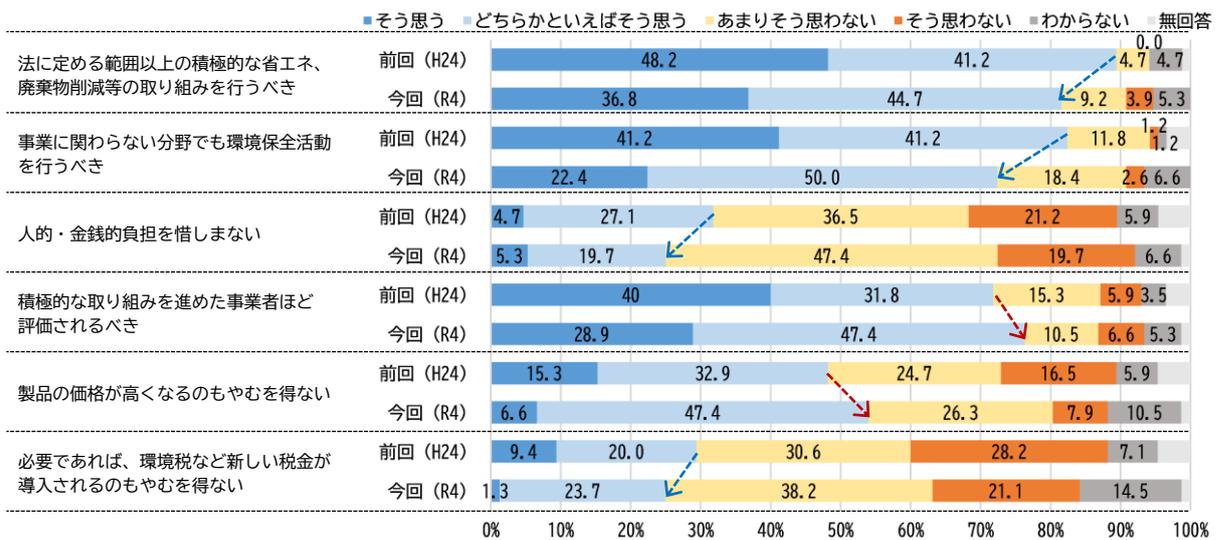
- 「今後も実施するつもりはない」割合が高い項目の事業所の形態、規模別の特徴を整理します。
- 事業所の多くを占める事務所、工場・作業場については、「省エネ診断、ESCO 事業等の導入」を除く項目ではほぼ同じような傾向です。省エネ診断等に関しては、店舗で「今後も実施するつもりはない」の割合が高くなっています。
- 規模別では、30～99 人の事業所で自転車や公共交通機関による通勤の勧奨や雨水の利用や一度使った水の再利用について「今後も実施するつもりはない」割合が高くなる傾向があります。



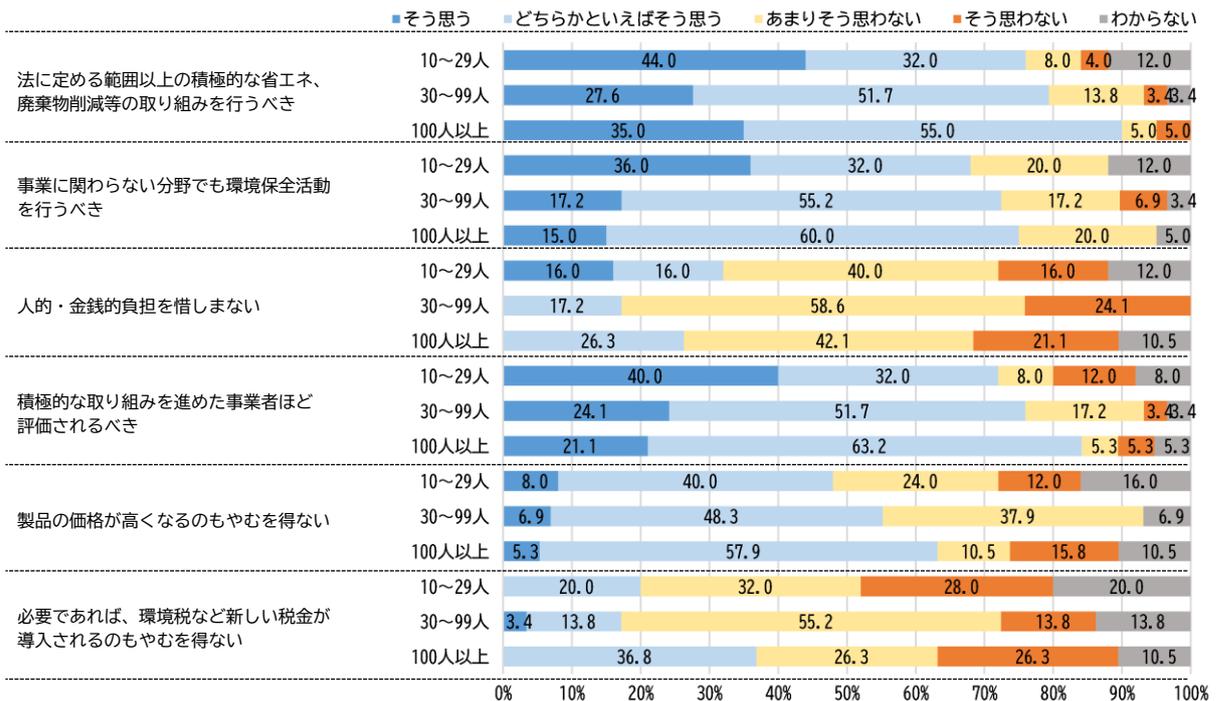
(2) 地球環境保全に対する事業所の考え方について

- 地球環境保全への事業所の考え方を前回と比較すると、「積極的な事業者ほど評価されるべき」「製品の価格が高くなるのもやむを得ない」では、そう思う、どちらかといえばそう思う、の割合が増えています。
- 一方、法に定める範囲以上の取り組みや、事業分野以外での取り組みを含めて、人的・金銭的な負担が生じる取り組みについては、そう思うとする割合は減少しています。
- 全体的に、直接的なメリットになるものが高評価、デメリットになるものが低評価の傾向があります。
- 事業所の規模別には、従業員規模が大きい事業所ほど、そう思う、どちらかといえばそう思う、の割合が高くなる傾向があります。

■ 地球環境保全に対する事業所の考え方の比較



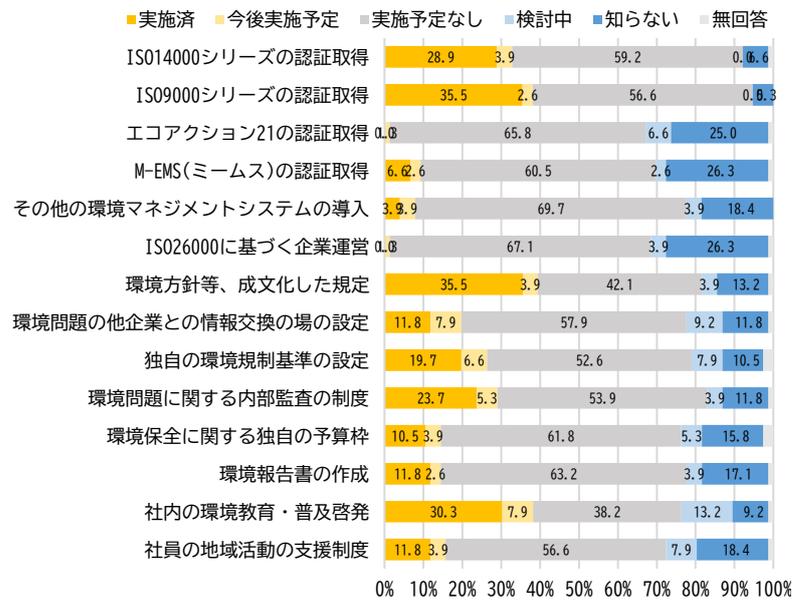
■ 企業規模別の考え方



(3) 環境マネジメントや環境に関する社内制度等の状況について

- 今回調査で新たに確認した環境マネジメント等の状況では、「ISO14000、ISO9000の認証取得」や「環境方針等の成文化した規定」「社内の環境教育・普及啓発」について、実施済の事業所が多くなっています。
- 一方、「エコアクション21認証取得」「ISO26000に基づく企業運営」「M-EMS認証取得」や「社員の地域活動の支援制度」は、検討中の事業所が多くなっています。

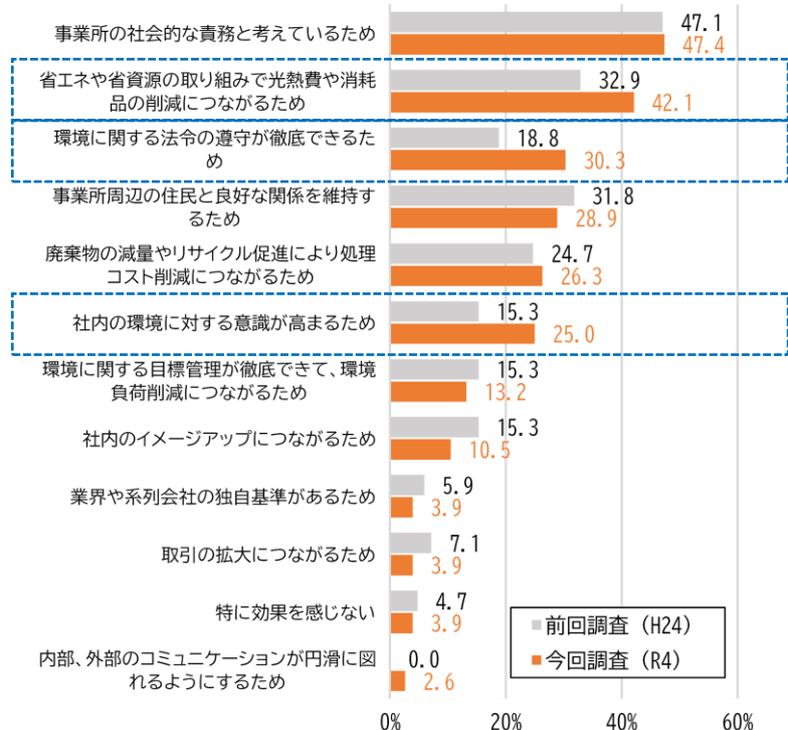
■ 環境マネジメント、環境に関する社内制度の状況



(4) 環境マネジメントや社内制度に取り組む理由について

- 環境マネジメント、環境に関する社内制度等に取り組む理由については、今回調査として「事業所の社会的責務」「光熱費や消耗品の削減」「法令の遵守の徹底」の順に高くなっています。
- また、「光熱費や消耗品の削減」「法令の遵守の徹底」及び「社内環境に対する意識の高まり」について、前回と比べて大幅に高くなっており、これらの観点について事業所の興味関心が高くなっていると考えられます。

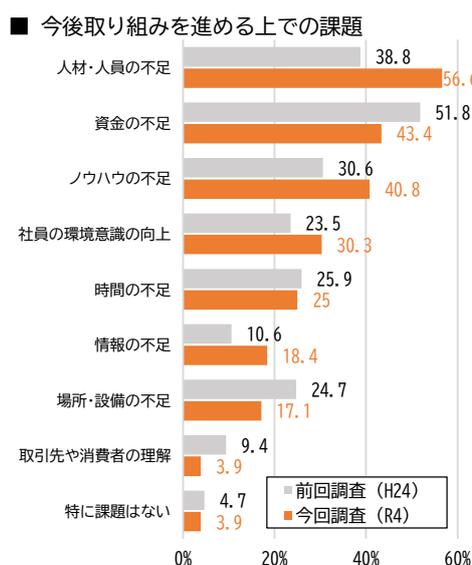
■ 事業所として取り組む理由（今回調査での割合の高い順）



(5) 今後、環境への取り組みを進める上での課題と必要な支援策について

① 今後取り組みを進める上での課題

- 今後の環境への取り組みを進める上での課題として、今回調査では「人材・人員の不足」「資金の不足」「ノウハウの不足」が高くなっています。とくに人材、ノウハウの不足や、社員の環境意識に関しては、10年前に比べて課題と認識する事業所が増えている状況です。
- 従業員の規模別に見ると、従業員数30～99人の中規模事業所では人材・人員の不足、100人以上の大規模事業者が資金の不足、10～29人の小規模事業者が時間の不足を挙げる割合が高くなっています。



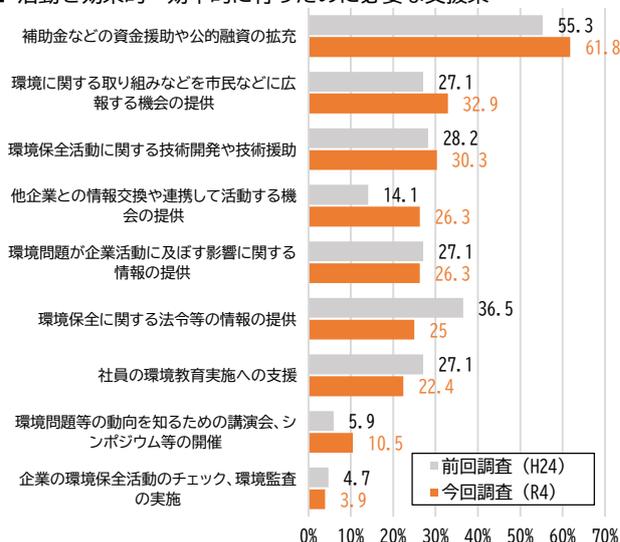
■ 事業所の規模別に見た取り組みを進める上での課題

	10～29人	30～99人	100人以上
人材・人員の不足	52.0	62.1	55.0
資金の不足	36.0	34.5	65.0
ノウハウの不足	44.0	44.8	35.0
社員の環境意識の向上	24.0	31.0	40.0
時間の不足	32.0	20.7	20.0
情報の不足	20.0	17.2	20.0
場所・設備の不足	8.0	13.8	25.0
取引先や消費者の理解	0.0	6.9	5.0
その他	0.0	3.4	0.0
特に課題はない	12.0	0.0	0.0

② 活動を効果的・効率的に行うために必要な支援策

- また、活動を効果的・効率的に行うための支援策では、「資金援助、公的融資の拡充」が突出しており、10年前に比べても高くなっています。
- 10～29人の小規模事業所については、各社の取り組みを情報発信する機会や、環境問題に関する情報提供、シンポジウムの開催など、情報の発信、共有化の支援の意見が多く見られます。

■ 活動を効果的・効率的に行うために必要な支援策



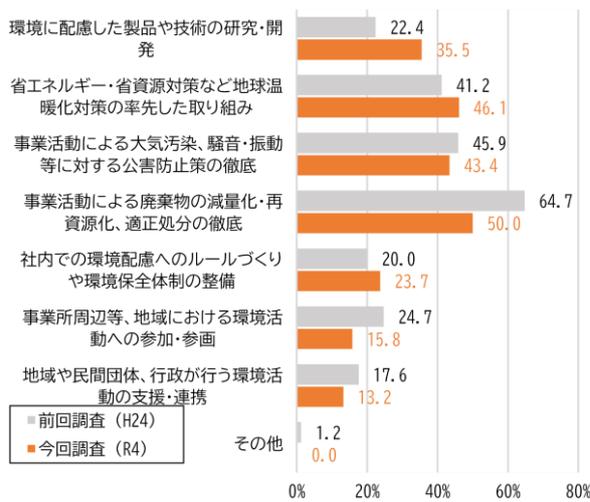
■ 事業所の規模別に見た必要な支援策

	10～29人	30～99人	100人以上
補助金などの資金援助や公的融資の拡充	54.2	65.5	75.0
環境に関する取り組みなどを市民などに広報する機会の提供	58.3	27.6	10.0
環境保全活動に関する技術開発や技術援助	29.2	34.5	25.0
他企業との情報交換や連携して活動する機会の提供	12.5	34.5	35.0
環境問題が企業活動に及ぼす影響に関する情報の提供	37.5	24.1	15.0
環境保全に関する法令等の情報の提供	12.5	31.0	30.0
社員の環境教育実施への支援	29.2	10.3	35.0
環境問題等の動向を知るための講演会、シンポジウム等の開催	16.7	10.3	5.0
企業の環境保全活動のチェック、環境監査の実施	4.2	3.4	5.0

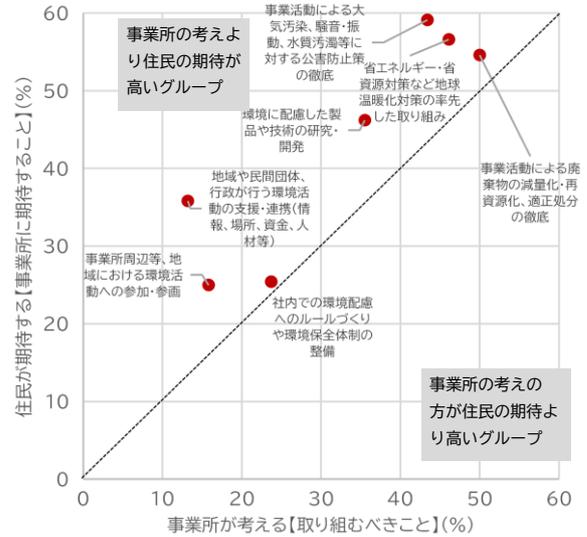
(6) 事業者の環境保全活動や環境意識について

- 事業所が考える環境保全活動として【取り組むべきこと】については、「廃棄物の減量化・再資源化、適正処分」が50%と高く、ついで「省エネ対策など地球温暖化対策の率先した取り組み」「公害防止策の徹底」の順となっています。ただし、「廃棄物の減量化・再資源化、適正処分」については、前回調査より大きく下がっています。
- なお、住民アンケート調査では【住民として事業所に期待すること】を聞いており、事業所が考える【取り組むべきこと】と組合わせて比較すると、事業所の考える活動や意識に対して、住民の期待はより高いレベルにある状況です。

■ 事業所が考える【取り組むべきこと】の比較



■ 【取り組み】に対する事業所の考えと住民の期待

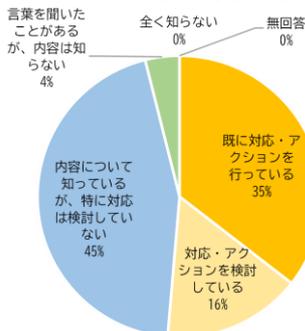


※今回調査(令和4年)をもとに、以下の考え方で集計した。
 【事業所の考え】 左グラフのうち今回調査の数値
 【住民の期待】 住民アンケート調査のうち、事業者の活動に期待することの数値

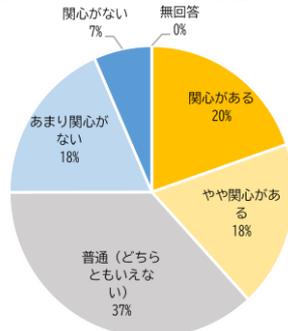
(7) 事業所の環境問題の認識

- 地域内の事業所における環境問題への認識については、SDGsの認知度や海洋プラスチックごみ問題への回答の傾向から、半数程度の事業所について関心が低い状況にあると考えられます。
- 世界的に大きな行動変容を促したコロナ禍を受けた状況においても、地域内事業所では環境意識、行動への変化はあまり見られない状況から、半数の事業所では興味・関心が低い状況が続いていると考えます。

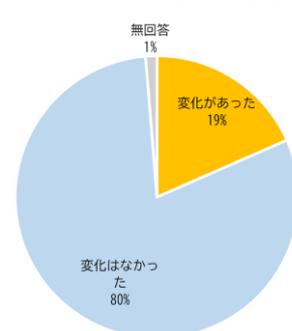
■ SDGsの認知度と対応状況



■ 海洋プラスチックごみ問題の関心



■ コロナ禍を受けた意識・行動の変化



2. 事業所アンケート調査からの課題

- 事業所アンケートにおいては、環境に対する意識や実際の環境行動の参加状況等を把握しました。
- 事業所アンケート調査から見える課題を以下に整理します。

課題 1

業態、規模、建物形状等の事業者特性に応じた取り組みを推進することが必要です。

- 桑名・員弁地域での生産活動、経済活動等を行う事業者について、業種、規模、建物形状、勤務体系等により、対応できる、できない環境配慮行動に差異が見られます。
- また規模の小さい事業者では、興味関心はあっても、実際にそれらの取り組みを実施できる経営環境にない等の課題があります。
- 事業者の特性に合わせて、環境改善に資する適切な取り組みを要請することができるよう、民間と行政の良好な関係性を維持し、改善を図ることが求められます。

課題 2

環境の取り組みに積極的でない企業等が参加できるきっかけが必要です。

- 事業所アンケート調査では、ごみ処理実態やSDGs、海洋プラスチック問題等への興味関心を把握していますが、中小企業等を中心に環境配慮行動に積極的でない企業等も散見されます。
- 事業者等との連携を図ることを想定し、事業者の規模や業種、環境改善への関心等を踏まえて事業者を区分しながら、事業者区分ごとに実現可能な取り組み、効果的な取り組みを整理し、実際の活動につなげるきっかけづくりが求められます。

課題 3

住民、企業、行政のそれぞれの立場、期待を想定した連携の在り方が必要です。

- 住民アンケート、事業所アンケートにおいて、住民が事業者に期待する取り組みや、事業者の実際の取り組みや考え方を把握しています。
- 住民から事業者に期待することとして、事業活動による廃棄物の再資源化等や、省エネルギー導入促進等に対して、事業者としての積極的な取り組みを求めています。
- 一方で、事業者目線では、費用的、人材的、時間的な負担が大きい取り組みの優先度は低く、現実的でないと判断されていることから、住民からの期待が大きな事項に対して、事業者負担を軽減する取り組みを進めるなど、連携の在り方を考える必要があります。

VI 二酸化炭素排出量の削減目標

1. 二酸化炭素排出量の削減目標設定の考え方

(1) 削減目標の設定条件について

- 世界的な課題である地球温暖化対策の推進に向けて、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町から発生する温室効果ガスの大半を占める「二酸化炭素」の排出量に着目し、県の削減目標の2013年度比で47%削減を踏まえた削減目標を設定します。
- 設定に当たり、各市町の二酸化炭素排出量を算定するとともに、2030年時点での国、県の取り組みと連動した施策を展開した場合における削減ポテンシャルを組み合わせた将来排出量の推定を行います。
- 削減目標の設定に関する諸条件は下記のとおりです。

① 削減目標の設定年

- 国・県の中期目標である2030年（令和12年）時点を設定

② 算定する地域

- 桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町の各市町からの二酸化炭素排出量
- 桑名・員弁地域全体の二酸化炭素排出量は、各市町の排出量の合算により設定

③ 算定の対象とする温室効果ガスの種類

- 地球温暖化対策推進法に示される温室効果ガス（下表）のうち、広域環境基本計画では、温室効果ガス排出量全体に占める構成割合や排出量の実態把握の難度などを考慮し、二酸化炭素のみを対象とします。
- 二酸化炭素の発生状況を把握する部門は、産業部門と家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物部門、工業プロセス部門とします。

温室効果ガスの種類		地球温暖化係数 ^{※1}	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	1	燃料の焼却により発生するものです。灯油やガスなどの直接的な消費のほかに、電気を作り出す時に燃焼する化石燃料等の間接的な消費も含まれます。
	非エネルギー起源	1	工業過程における石灰石の消費や、廃棄物の焼却処理等において発生するものです。
メタン (CH ₄)		25	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵などにおいて発生するものです。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物管理などにおいて発生するものです。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430 (HFC-134a ^{※2})	冷凍機器、空調機器の冷媒、断熱材などの発泡剤などに使用されているものです。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390 (PFC-14 ^{※3})	半導体の製造工程などにおいて使用されているものです。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体などの製造工程や電気絶縁ガスなどに使用されているものです。
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造工程などにおいて使用されているものです。

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、各温室効果ガスの強さを比較して表した係数。

※2 HFC-134aはカーエアコンや冷蔵庫の冷媒等で使用され、HFCsの中でも使用用途が多いため、これを代表として示す

※3 PFC-14は半導体製造等に使用され、PFCsの中でも使用用途が多いため、これを代表として示す

出典) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 第4条

(2) 削減目標の検討手順について

- 2050年の二酸化炭素排出量 実質ゼロに向けて、国や県の中期目標との整合を図ることを基本として、桑名・員弁地域及び、構成する各市町の2030年度までの削減目標を設定します。
- 削減目標の設定に当たり、地域内の住民に最も身近な基礎自治体として、国や県の削減目標に対して、各市町が求められる責任を適切に果たし、貢献していくことが期待されます。
- 国や県の推進する取り組みが、地域内の住民や地元企業に遅滞なく適切に伝えられ、実際の環境行動につながるように、桑名・員弁地域として、また各市町として取り組んでいきます。
- そのため、削減目標については、各市町の社会経済状況などの「現状すう勢」を想定した減少量に加えて、国や県の取り組みと連動し、桑名・員弁地域全体及び、各市町が対策を講じた場合の「削減ポテンシャル」を組合わせて、目標値を設定します。

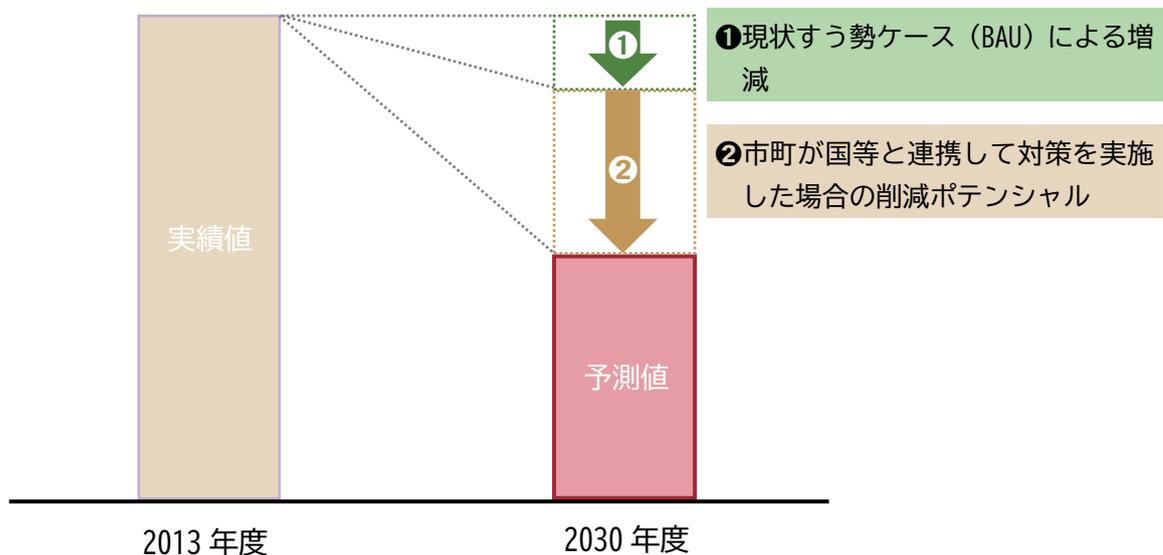
■検討の流れ

① 現状すう勢ケース（BAU）での推計

- ・現状から新たに、追加的な地球温暖化対策を実施しないことを前提とし、社会経済情勢などを踏まえた将来の温室効果ガス排出量（現状すう勢ケース（BAU））を推計

② 削減ポテンシャルの推計

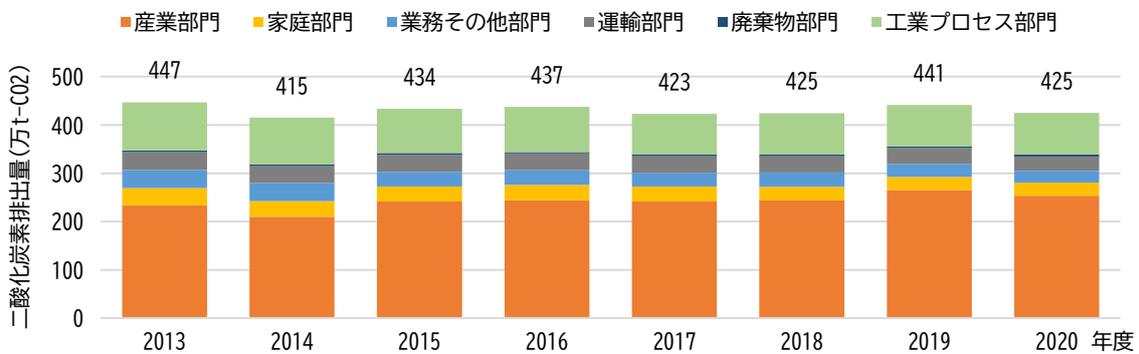
- ・各市町が、国や県と連携して対策を実行した場合に、期待される削減効果を、削減ポテンシャルとして推計



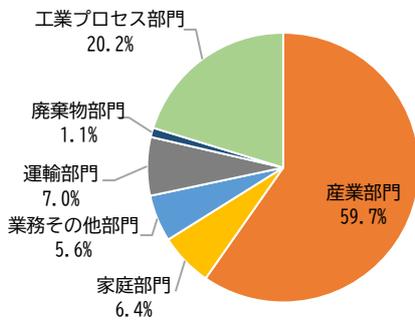
2. 二酸化炭素排出量の推移

- 桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町の二酸化炭素排出量は、2013年度以降増減を繰り返し、2020年度には425万t-CO₂となり、2013年度比で4.8%の減少となりました。
- 部門別では産業部門が約60%と最も大きな割合を占めており、次いで工業プロセス部門の占める割合が約20%と大きくなっています。
- 産業部門と廃棄物部門は2013年度以降増加傾向であるもの、家庭部門や業務その他部門、運輸部門の減少により、全体として減少傾向となったと考えられます。
- 市町の中では、いなべ市からの二酸化炭素排出量が4市町合計の69%を占めています。

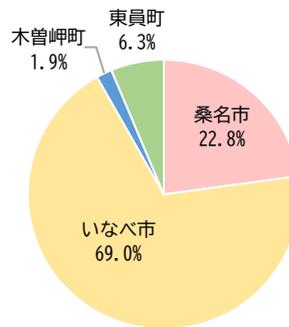
■二酸化炭素排出量の推移



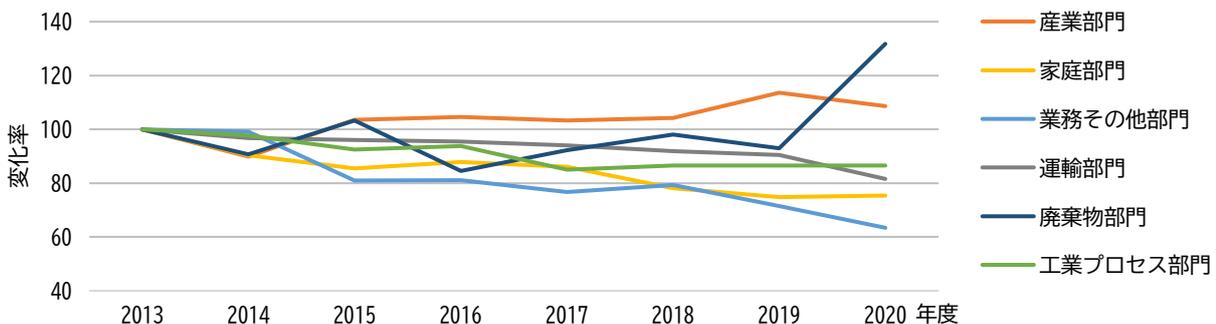
■二酸化炭素排出量の部門別内訳（2020年度）



■二酸化炭素排出量の市町別構成比（2020年度）

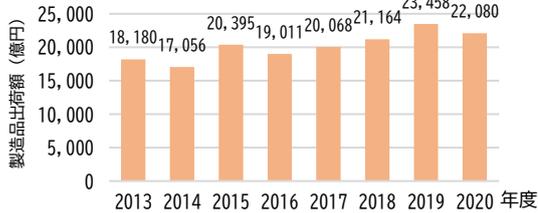
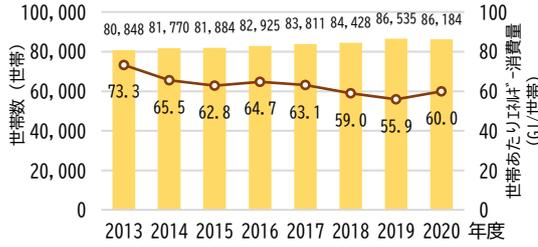
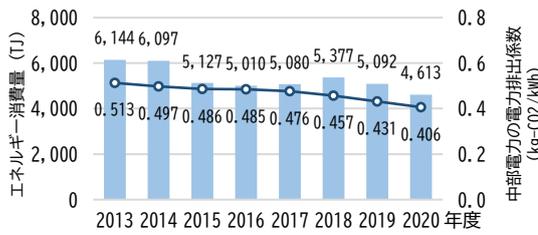
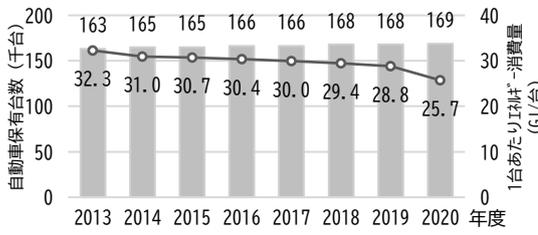
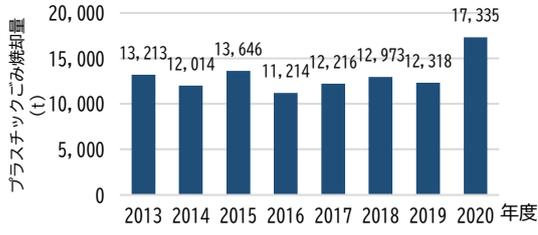


■二酸化炭素排出量の推移



3. 二酸化炭素排出量の増減要因

- 製造業からの排出量が増加する一方、家電や業務用機器の省エネ性能の向上、環境性能の高い自動車の普及、電力排出係数の減少などにより、排出量は2013年度比で減少したと考えられます。

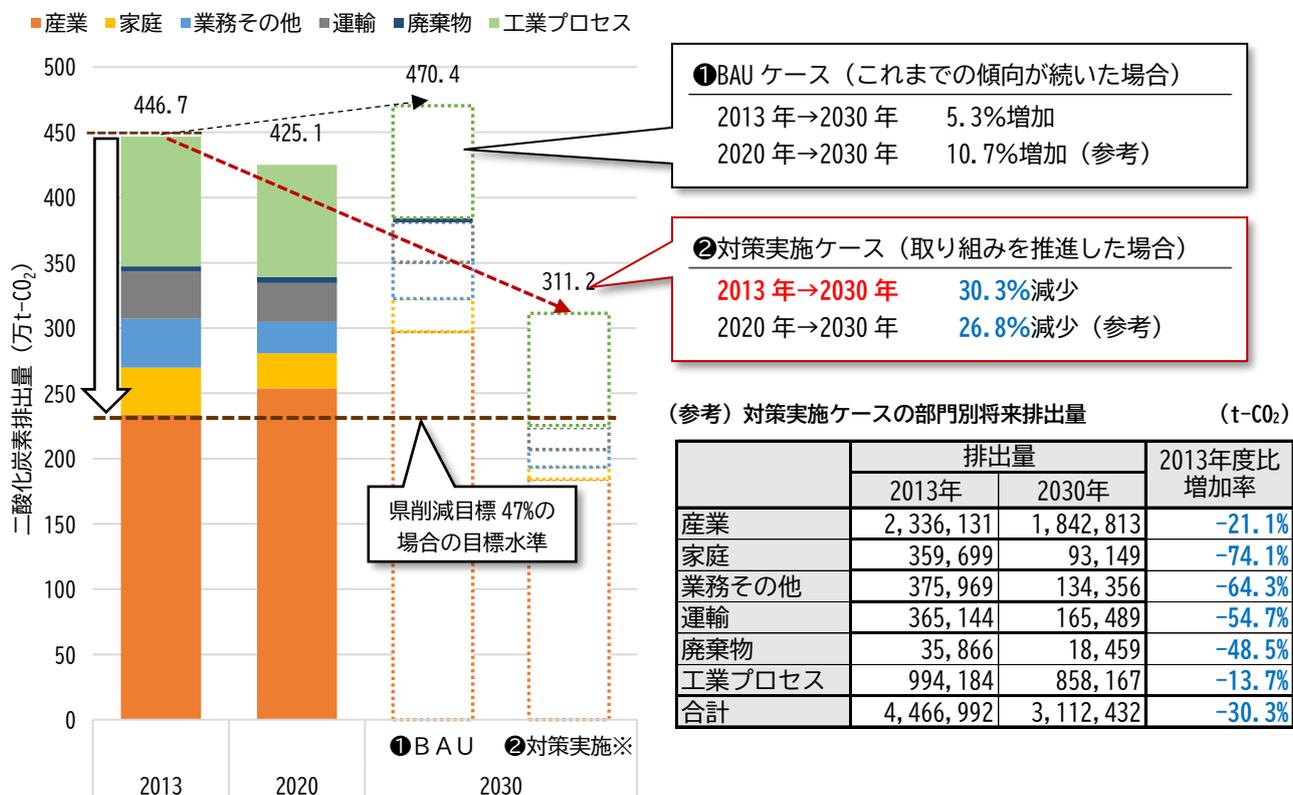
部門	増減要因
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年度以降製造品出荷額が増加していることから、工場等の新設や製造業の活況により産業部門からの二酸化炭素排出量が増加したと考えられます。 
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯数が増加する一方で、世帯あたりエネルギー消費量は減少傾向にあることから、節電や高性能の家電製品への買い替え等により、エネルギー消費量が減少したためと考えられます。 
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務その他部門のエネルギー消費量の減少と電力排出係数の減少により二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。 
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車保有台数は微増しているのに対して、自動車1台あたりのエネルギー消費量が減少していることから、低燃費車や次世代自動車の普及が進んだことが減少要因と考えられます。 
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年度にプラスチックごみの焼却量が増加しています。 ● RDF発電から廃棄物の焼却に処理方法を変更したことが増減要因の1つと考えられます。 
工業プロセス部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 主な排出源となるいなべ市のセメント製造業が属する窯業・土石製品製造業の製造品出荷額は増える一方で、製造品出荷額あたりの排出量は減少していることから、事業者の排出削減に向けた取り組みが進んだことが減少要因であると考えられます。 

4. 二酸化炭素排出量の削減ポテンシャル

- 二酸化炭素排出量の削減目標を設定するに当たり、BAU（現状すう勢）ケースと対策実施ケースの2つのケースを想定して、2030年度の二酸化炭素排出量を将来推計しました。
- BAU ケースの 2030 年度における二酸化炭素排出量は約 470.4 万 t-CO₂ となり、2013 年度比で 5.3%の増加となることが予測されます。
- 対策実施ケースの 2030 年度における二酸化炭素排出量は約 311.2 万 t-CO₂ となり、2013 年度比で 30.3%の減少となることが予測されます。
- BAU ケースでは産業部門の製造業で排出量の大幅な増加が見られ、対策実施ケースでは電力排出係数の減少の取り組みや産業部門での省エネ設備の導入促進が削減に大きく寄与しています。

将来推計のケース	内容
① BAU ケース	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出量の削減に関する技術の進展や製品の普及、節電や省エネ等の取り組みを行わないことを想定したケース。 ● 二酸化炭素排出量の推移や、人口・世帯数や製造品出荷額といった各部門の活動規模を表す指標のトレンド分析や将来予測値を踏まえて将来の排出量を推計する。（三重県と概ね同様の手法を採用）
② 対策実施ケース	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出量の削減に関する技術の進展や製品の普及、節電や省エネ等の取り組みによる削減効果を考慮したケース。 ● 国と三重県による削減に向けた取り組みによる本市への波及効果を、国・県の削減効果をその取り組みに関する活動規模を表す指標の市と国・県の比率で按分する形で推計し、BAU ケースの推計結果に反映する。（国や県と同程度の水準で各取り組みを推進することが前提）

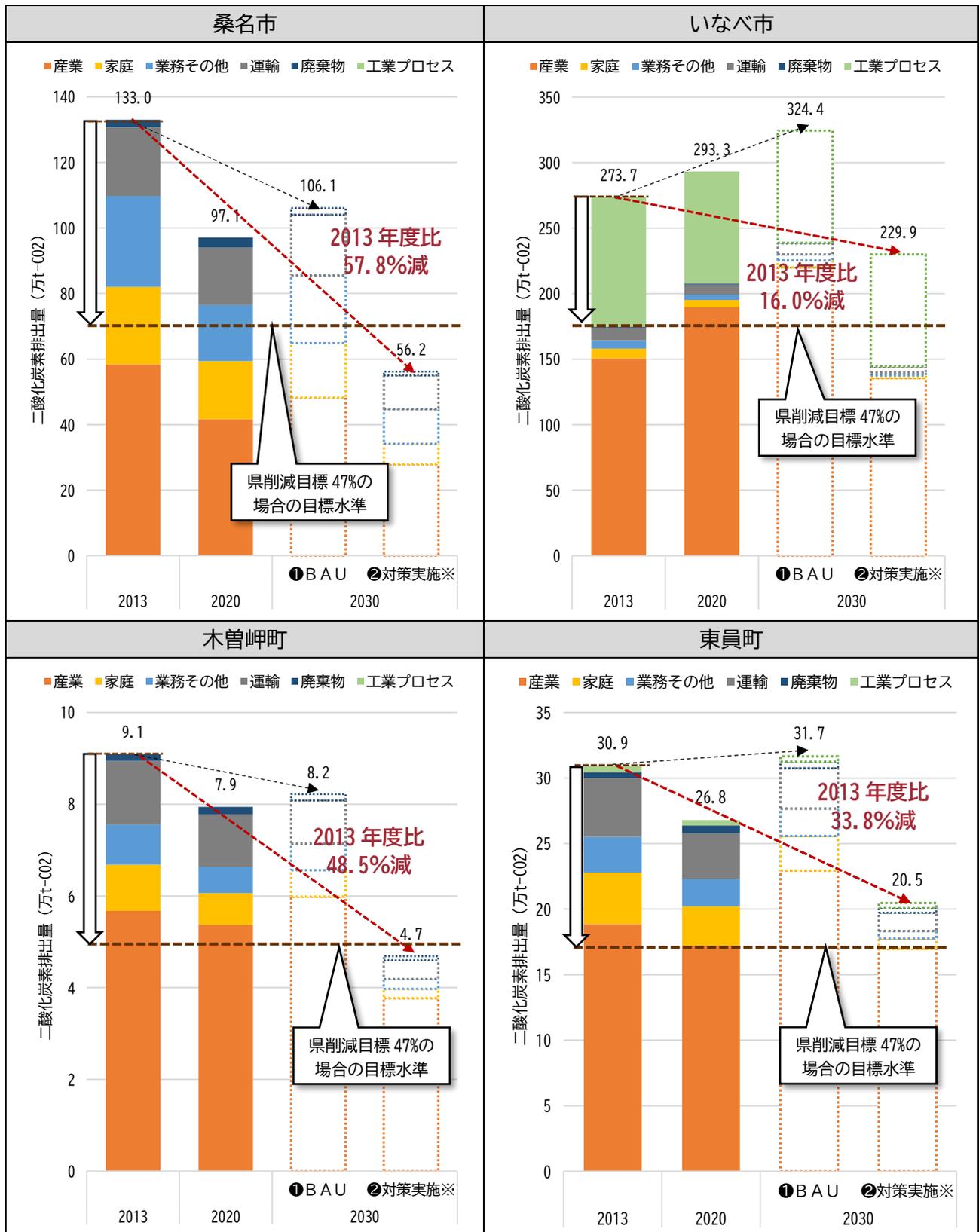
■将来排出量（国と三重県の取り組みのみ）



※国と県の取り組みによって4市町に波及する削減効果のみを考慮した場合の2030年度の排出量

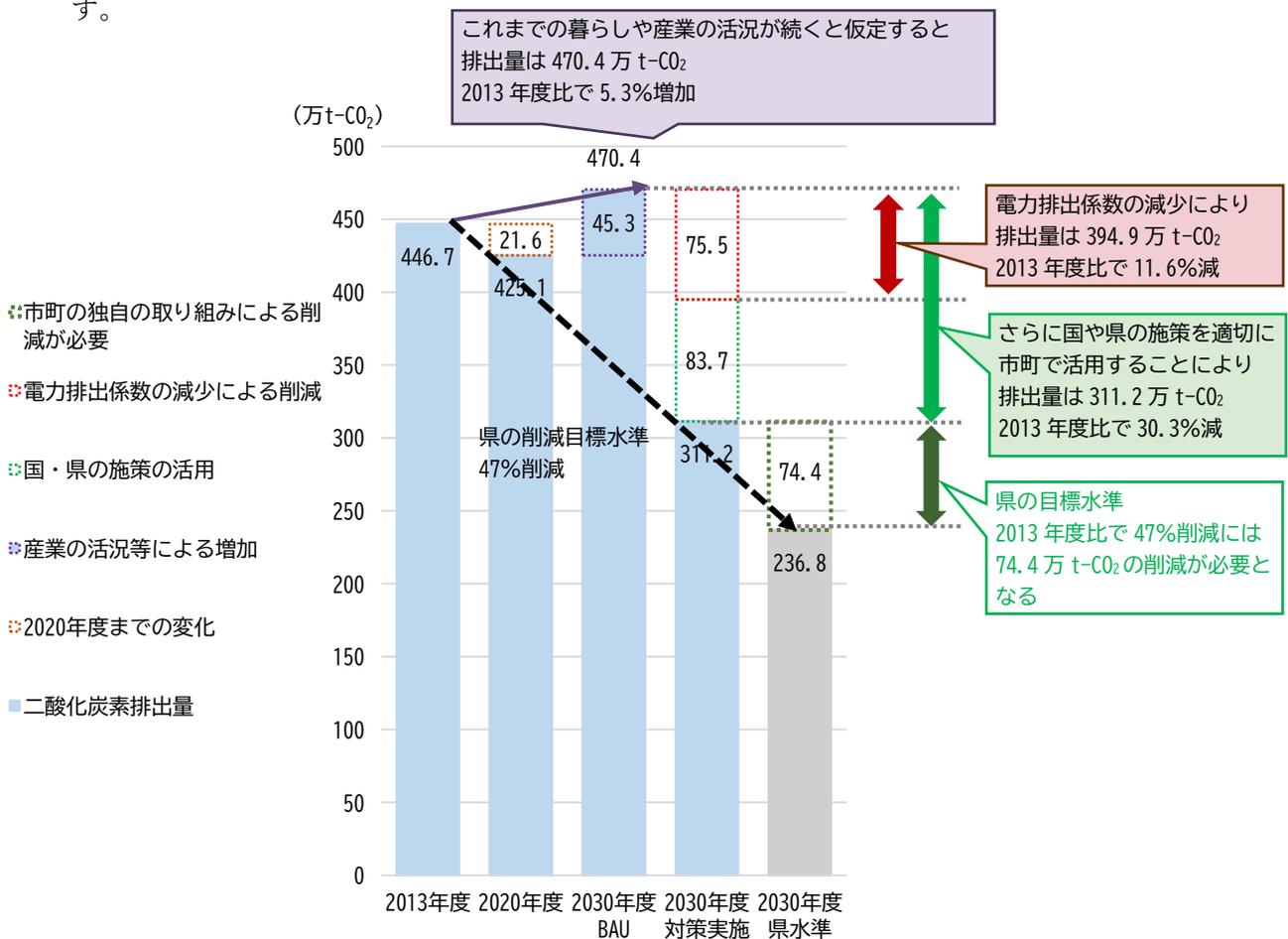
参考：各市町の削減ポテンシャル

- 各市町の削減ポテンシャルでは、2030年時点の対策実施時においてどの市町も一定量の削減が認められますが、いなべ市と東員町では、県目標の排出量47%削減に届かない状況です。



5. 二酸化炭素排出量の削減目標の検討

- 桑名・員弁地域全体では、2030年度において新たな施策を打たず「現状すう勢」に任せた場合では、2013年度比で約5.3%増加すると予想されます。
- ただし、国レベルの取り組みとして、発電時の電力排出係数の減少が期待できるため、家庭や事業所等で同じ電力を使った場合でも二酸化炭素の排出量が減少するため、2030年度の「現状すう勢」の場合に比べて約75.5万t-CO₂の削減により2013年度比で11.6%の減少となります。
- これに加えて、国や県の施策を各市町が適切に運用、実施していくことができた場合、2013年度比で約30.3%の削減が期待できます。
- 桑名・員弁地域全体では、東海環状自動車道の整備等に伴い、いなべ市を中心に経済活動が活況な中で、県の目標水準47%削減に対して、十分な削減に至らない状況と予想されます。
- 一方で、各市町を個別に見ると、近年、大規模事業所の立地が進むいなべ市を除き、県削減目標の達成もしくは、達成が見込める状況となっています。
- 各市町の状況を踏まえながら、各市町個別のアクションプランの中で、県の削減目標「対2013年度比47%削減」に挑戦し、桑名・員弁地域全体としても47%削減を目指すものとします。なお、この目標は、各市町の取り組みや意向を踏まえ、より高い目標に挑戦していくことも可能とします。

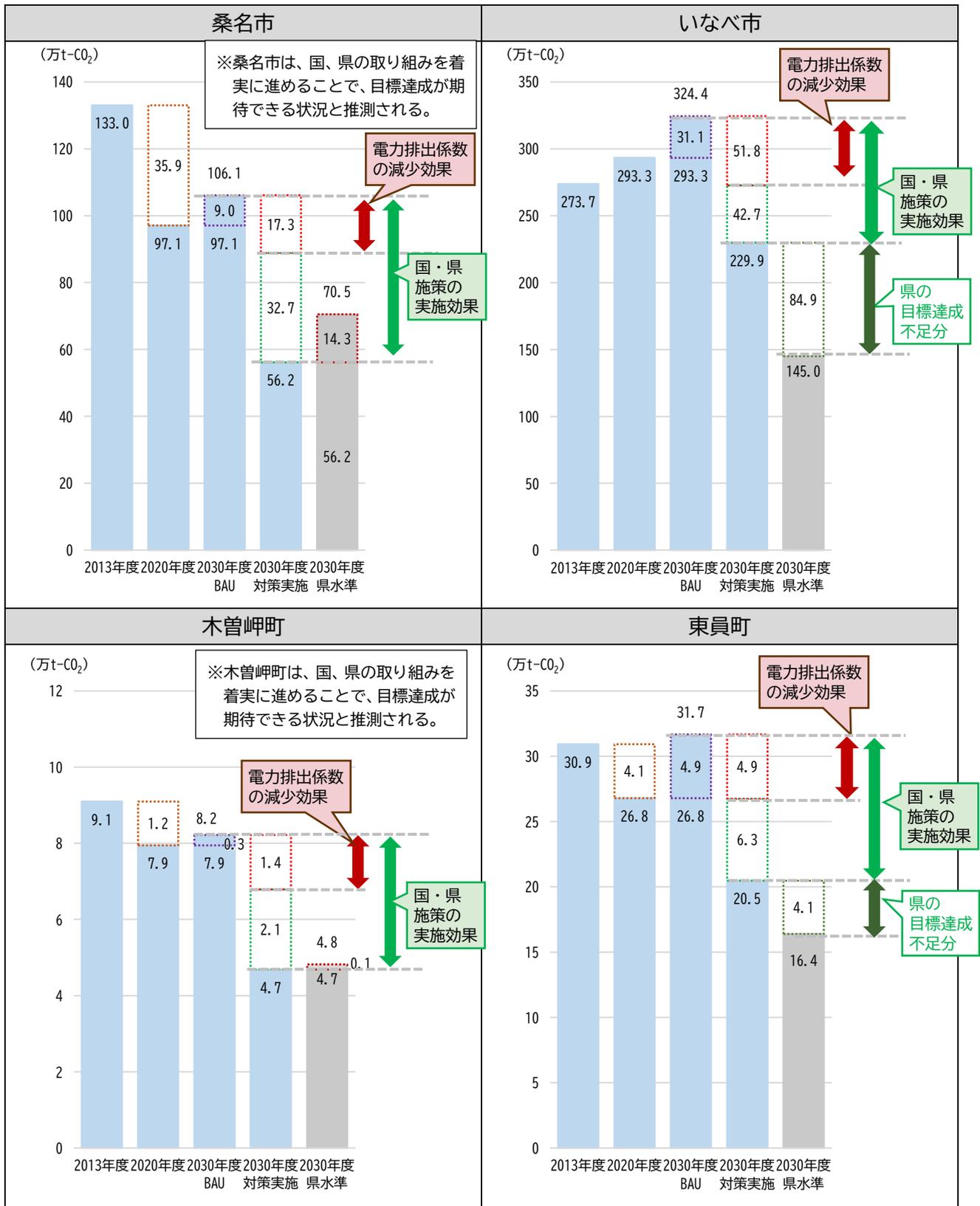


桑名・員弁地域
削減目標

【2030年度 中期目標】 二酸化炭素排出量を対2013年度比 47%削減
【2050年度 長期目標】 二酸化炭素排出量を対2013年度比 100%削減

参考：各市町における国・県の取り組み実施時の目標達成の可能性

- 国や県が進める施策を適切に遂行することで、特殊な状況下にあるいなべ市を除き、県目標 47% 削減の達成もしくは、市町独自の取り組みを加えることで達成の可能性のある状況にあります。
- いなべ市について、今後の産業活動等の活況と脱炭素化を両立するため、事業者等と連携した取り組みがとくに重要となります。





VII 基本目標・基本方針

1. 桑名・員弁地域の基本目標と基本方針

(1) 対応すべき課題

- 桑名・員弁地域の広域的な取り組みや、2市2町それぞれの取り組みを踏まえ、また住民・事業所アンケート調査の結果を踏まえ、次年度に検討する広域環境基本計画において対応すべき課題を以下に整理します。

A 桑名・員弁地域全体の現況と課題（第II章）
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少時代における地域の活性化と環境保全の両立が必要です。 ・豊かな自然環境や生物多様性を維持していくための広域的な取り組みが必要です。 ・2市2町における固有の取り組みが評価できる新しい評価の方法が必要です。
B 2市2町の現況と課題（第III章）
<ul style="list-style-type: none"> ・2市2町の地域特性や環境関連事業を重視した広域的計画の在り方が必要です。 ・2市2町間の情報を共有する場の継続的な確保が必要です。 ・行政界を越えた環境教育について考えていくことが必要です。
C 住民アンケート調査（第IV章）
<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対する興味・関心を活かし、具体的な動きにつなげることが必要です。 ・地球環境に配慮した、自動車と公共交通の適切な使い方が必要です。 ・コロナ禍を経て大きく変化したライフスタイルに適した環境対策が必要です。 ・あらゆる年齢層を対象とした、適切な情報発信手段の検討が必要で
D 事業所アンケート調査（第V章）
<ul style="list-style-type: none"> ・業態、規模、建物形状等の事業者特性に応じた取り組みを推進することが必要です。 ・環境の取り組みに積極的でない企業等が参加できるきっかけが必要です。 ・住民、企業、行政のそれぞれの立場、期待を想定した連携の在り方が必要です。

■対応すべき課題

① ゼロカーボンの未来に繋がる実行計画をつくること

再生可能エネルギーの導入促進など、エネルギー問題の関心が高まる中で、ゼロカーボンの未来の実現につながる新たな取り組みを実行する必要があります。

② できることから無理なく行動してもらう環境をつくること

環境への関心は高いことから、エネルギー効率が良い車や家電に変える、使い方を見直す等無理なくできることを提案し、参加を促す取り組みが求められます。

③ 自然にふれる機会を増やし、考えるきっかけをつくること

これまでも環境教育や情報発信に努めてきた一方で、体験型教育や環境活動への参加へのニーズは高く、より自然にふれる機会を増やす取り組みが求められます。

④ 住民・事業者・行政の地域のみんがそれぞれの立場で関わり進める仕組みをつくること

環境問題の改善に向けて住民も事業者も一定の参加意欲を持つことを踏まえ、自分ごととして、環境問題に参加し活動できる仕組みが求められます。

(2) 将来像

- 平成 26 年に策定した桑名・員弁広域環境基本計画では、「地域のつながりで 環境を守り、育てる 桑員」を将来像として、「循環型社会」、「安心・快適」、「自然との共生」、「協働」の 4 つの基本方針に基づき、2 市 2 町共通の取り組みや、各市町の個別の取り組みを進めてきました。
- これらの考え方を引き継ぎながら、地球温暖化対策や SDGs などの新たな社会からの要請に対応し、また環境に対する意識の変化や環境分野、エネルギー分野、情報分野等におけるテクノロジーの発達などを取り入れ、計画のバージョン・アップを図っていくことが期待されます。
- 本計画では、地球レベルから身近なまち、自然のレベルまで広く意識しながら、エネルギーや温暖化対策、資源・ごみや暮らしの環境の向上、植生や生物の多様性の保全といった取り組みを、地域のみんなで守る意識や行動につなげていくための、将来像と基本方針を設定しました。

将来像

桑員に生きるみんなの力をつなげて 未来の地球も まちも 自然も 守り育む地域づくり



地球にも人にも優しい
ゼロカーボンの未来を
地域の暮らしや経済活
動の中で創ります



地球規模のごみ問題に
対して、みんなが個々
に、できることに取り
組める環境を創ります



地球に暮らす生き物と
私たちの暮らしが共生
できる、生物多様性を
支える環境を創ります



環境にやさしい
桑名・員弁地域を、
みんなの力で実現する
仕組みを創ります

2. 基本方針と施策体系

- 広域環境基本計画の将来像の実現に向けて、地球環境のこと、暮らしのこと、自然のことを、みんな考え、守っていくために、4つの基本方針と実現のための施策を設定しました。

目標

4つの基本方針

桑員に生きるみんなの力をつなげて 未来の地球も まちも 自然も 守り育む地域づくり

地球を まもる

脱炭素の社会づくり

2050年のカーボンニュートラルの実現を目指して、効率的なエネルギーの活用や脱炭素化を進めて、みんなで地球を守っていきます。

■実現したい未来の姿

- ・みんなができることを行い脱炭素化が実現している
- ・再生可能エネルギーが当たり前に使われている など



暮らしを まもる

安心・快適なまちづくり

まちとして安心、快適に暮らせる環境を整えながら、一人ひとりごみになるものを減らしながら、みんなで暮らしを守っていきます。

■実現したい未来の姿

- ・変化する自然環境に対応しており安心して暮らせる
- ・リサイクル等が進みごみになるものが減っている など



自然を まもる

共生する地域づくり

地域の豊かなみどりやみずの自然環境を保全し、そこに多様な生態系が育まれるよう取り組みながら、みんなで地域の自然を守っていきます。

■実現したい未来の姿

- ・みどりとみずの豊かな自然環境が保全されている
- ・自然環境に支えられ、多くの生き物が生息している など



みんなで まもる

パートナーシップの仕組みづくり

暮らす人、働く人、訪れる人など地域みんなが、環境のことに関心をもち、行動できるように、地域みんなを守る仕組みをつくります。

■実現したい未来の姿

- ・環境のことを、色々な場所で学べる
- ・住民・企業・行政が連携して行動する仕組みがある など



施策体系

施策Ⅰ-1 創エネ・省エネの 促進

取り組み① 再生可能エネルギー設備の導入を推進する

取り組み② 創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する

施策Ⅰ-2 環境に配慮した 行動への転換促進

取り組み③ 環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す

取り組み④ 環境に配慮した交通体系への転換を促す

施策Ⅱ-1 安心・快適な暮らし を支える環境の形成

取り組み① 暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する

取り組み② 衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する

施策Ⅱ-2 ごみを適正に処理 する仕組みの形成

取り組み③ ごみとなるものを減らす

取り組み④ ごみを適正に処理する

施策Ⅲ-1 魅力的で質の高い 自然環境の保全

取り組み① 身近な「みどり・みず」の空間を創出する

取り組み② 農地や林地を適正に保全する

施策Ⅲ-2 人と生き物が共生 する生態系の保全

取り組み③ 在来の自然生態系を守り育む

取り組み④ 人と生き物が共生できる環境をつくる

施策Ⅳ-1 環境学習の充実

取り組み① 環境に関する情報をまとめ発信する

取り組み② 環境学習が受けられる機会を増やす

施策Ⅳ-2 環境保全活動に参加 しやすい環境づくり

取り組み③ 住民・企業・団体等の積極的活動を支援する

取り組み④ 民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

評価指標

指標 1

二酸化炭素の排出量を削減する

2050年の脱炭素化の実現に向けて、2013年度の二酸化炭素排出量に対し、以下の目標を設定。

【2030年度】 **47%削減**

【2050年度】 **100%削減**

指標 2

ごみの排出量を削減する

住民、事業者との連携を通じて、1人1日あたりのごみの排出量を可能な限り減らす。

【2030年度】 **636g**
/人・日

【2033年度】 **さらに
減少**

指標 3

みどり(緑の面積)を適切に維持する

二酸化炭素の吸収源として、地域にある公園、田畑、林地などの「みどり」を維持する。

【2030年】 **25,789ha**

【2033年】 **将来に
渡り維持**

方針 | 地球をまもる 脱炭素の社会づくり

- 地球温暖化を始めとする地球規模での環境問題に対して、日常生活や経済活動のあり方を住民、事業者、自治体がそれぞれの立場で見直ししながら、行動していくことが求められます。
- 再生可能エネルギー発電等の技術革新が進み、また、住民、事業者の環境意識の高まりなどを受けて、カーボンニュートラルの未来を目指し、再生可能エネルギーの活用促進や、環境に配慮した行動への転換を促進していきます。

施策 | -1 創エネ・省エネの促進

従来の石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーを用いない、「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を増やさない」利点を持った再生可能エネルギーの活用が進んでおり、桑名・員弁地域でも、住宅や工場等において太陽光発電を中心に導入が進んでいます。

住民、企業、行政がそれぞれの立場で積極的に再生可能エネルギーを活用していけるよう、環境を整えていきます。

取り組み① 再生可能エネルギー設備の導入を推進する

- ・ 太陽光等の設備導入に掛かる初期投資の負担軽減に向けた支援や新たな発電サービスの情報発信等を進め、住宅や工場等での設備導入を推進します。
- ・ 公共施設における再生可能エネルギー導入を率先して進め、その効果を研究し発信していきます。

■ 具体の取り組み例

- ① 再生可能エネルギー設備の導入促進
- ② PPA モデル事業等の活用推進
- ③ 公共施設における再エネ等の設備の導入促進
- ④ 地域新電力会社等の設立支援・検討 …など

取り組み② 創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する

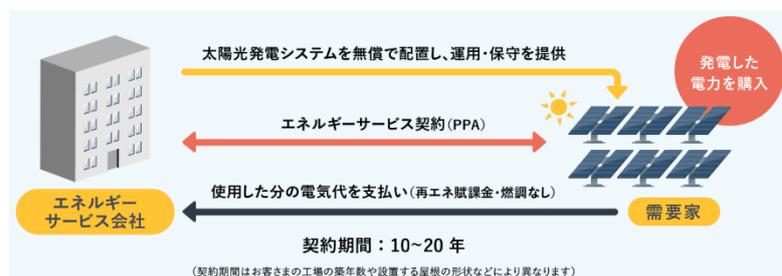
- ・ 日常生活や経済活動等に際して使用する電力を、化石エネルギー由来から、再生可能エネルギー由来への切り替えを促進します。
- ・ 古い建物や家電などを、より環境性能の高いものへの切り替えが進むよう、適切な情報発信を図ります。

■ 具体の取り組み例

- ① 再生可能エネルギー電力への切替支援
- ② 環境性能の高い建物等の建て替え促進
- ③ 再生可能エネルギーへの切替の情報発信
- ④ 創エネ・省エネ導入の情報発信 …など

コラム PPAモデル事業 ～発電設備の初期投資を抑えCO2 排出を削減する

- ・ PPA モデルは、電力を使いたい人（需要家）の所有する建物等の屋根や敷地に、太陽光発電を行うエネルギーサービス会社が設備を設置し、発電した電力を需要家が安く電力を購入する新しいビジネスモデルです。



施策1-2 環境に配慮した行動への転換促進

桑名・員弁地域に暮らし、活動する人や企業等が、省エネや省資源を意識して行動することで、日常生活や経済活動から直接的、間接的に生じる二酸化炭素の削減に繋がります。

住民や企業などが、環境に関する興味・関心をもち、それぞれの立場でできることを考え、行動に移すことができるように、環境配慮行動に関する情報発信や、取り組みの支援等を図るとともに、環境にやさしい交通環境の提供などの充実を図ります。

取り組み③ 環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す

- ・地域住民や、地域で活動する事業者等が、いつもの生活や活動の中で環境配慮行動を当たり前を選択することができるように、情報発信を図ります。
- ・環境性能の高い住宅、建物を増やすための支援等を含めて、環境にやさしい暮らしや活動への転換を促します。

■具体の取り組み例

- ① 行政の先導的な省エネ活動の推進
- ② グリーンカーテン等の取り組み推進
- ③ 国、県の補助事業等の情報発信

…など

取り組み④ 環境に配慮した交通体系への転換を促す

- ・自家用車に過度に依存した交通体系から、公共交通や自転車など環境にやさしい交通体系に転換していくため、コミュニティバスの運行や、歩行者、自転車の通行環境の充実を図ります。
- ・次世代自動車普及に向けた情報発信や充電インフラ等の整備を促進します。

■具体の取り組み例

- ① 公共交通、自転車等の利用促進
- ② 次世代自動車への切り替えの促進
- ③ 次世代自動車エネルギーインフラの整備促進
- ④ エコドライブ等の環境配慮意識の向上…など

コラム グリーンカーテンについて

- ・緑のカーテンによる遮光や断熱の効果によって室内温度の変化を抑え、エアコン等のエネルギー使用量を抑える効果が期待できます。
- ・ソウインコンボ（し尿汚泥肥料）や苗木の配布等により、家庭や事業所等での普及を図っています。



方針Ⅱ 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり

- 住民が安心して快適に生活できるように、騒音、振動、悪臭等の防止に向けて、大気や水質の汚染、騒音、振動等の発生状況の監視・測定を行いながら、異常が生じた場合には、法に基づく規制や指導の強化を図ることで、生活環境の維持・向上に努めます。
- また、日々の暮らしや経済活動で発生するごみの問題に対して、住民、企業がそれぞれの立場で発生抑制や再利用、再生利用等を意識することで、ごみの適正な処理に努めます。

施策Ⅱ-1 安心・快適な暮らしを支える環境の形成

桑名・員弁地域に暮らす人々が、大気や水への不安なく、また工場や道路等からの騒音、振動、悪臭に悩まされることが無いように、環境アセスメントに基づく監視・測定や、問題が生じた場合の原因者に対する徹底した指導など、環境変化を迅速に把握し対応できるよう努めます。

高度経済成長期の開発に伴う住宅や下水道等インフラの老朽化、空き家・空き地の増加等が進む中で、地球環境の変化に伴う風水害の変化等に対する適応を含めた住環境の充実が求められます。

取り組み① 暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する

- ・大気や水質の汚染、騒音や振動、悪臭の発生など、安心・快適な暮らしを脅かす要素について、監視・測定を継続的にを行い、必要に応じて原因者に対する指導等を行います。
- ・開発事業に関する環境アセスメント等が適正に運用されるよう県に要請します。

■ 具体の取り組み例

- ① 大気環境・水環境の継続的な監視・測定
- ② 騒音・振動・悪臭の継続的な監視・測定
- ③ 事業者等原因者に対する指導の実施
- ④ 県の環境アセスメント等への要請 …など

取り組み② 衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する

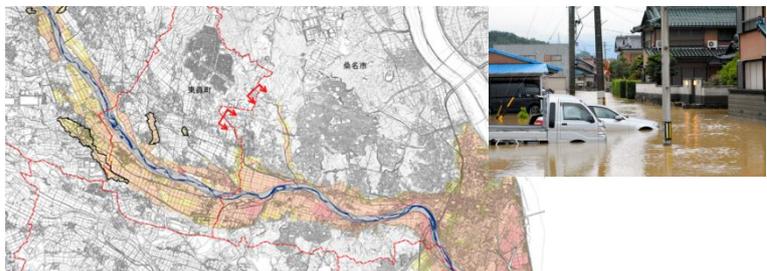
- ・安心・快適な住環境を支える下水道の整備や老朽対策等を着実に進め、衛生的な住環境の保全に努めます。
- ・管理されていない空き家・空き地は災害時の被害の拡大や、防犯面での不安の増加にもつながるため、活用や管理を含めた対応を検討します。

■ 具体の取り組み例

- ① 生活排水処理、下水道等の整備・維持
- ② 空き家・空き地の活用
- ③ 気候変動に伴う風水害被害の変化への適応 …など

コラム 風水害被害への対応 ～員弁川水系ハザードマップ（三重県）

- ・昭和34年伊勢湾台風、昭和49年、平成12年、令和元年の集中豪雨等での外水氾濫および内水氾濫あり
- ・員弁川水系流域治水プロジェクト（三重県）あり



施策Ⅱ-2 ごみを適正に処理する仕組みの形成

日々の暮らしや経済活動から発生するごみに対して、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを意識し、ごみとなるものを減らすことで、廃棄物処理時の二酸化炭素削減を図るとともに、省資源化にもつながります。

バイオマス発電やサーマルリサイクル等の再資源化技術の発展も視野に、廃棄物の適正処理を進めるとともに、収集、運搬等の効率化を含め、ごみ処理全体の二酸化炭素削減に努めます。

取り組み③ ごみとなるものを減らす

- ・ 3R行動の情報発信や、ごみ出しルールの徹底、回収拠点の活用促進を図ることで、住民や企業のそれぞれが、ごみとなるものの総量を減らすことを意識できるよう努めます。
- ・ 従来廃棄物として処理してきたものの資源化を検討します。

■ 具体の取り組み例

- ① 3R*行動の普及・啓発
- ② ごみの排出・分別ルールの徹底
- ③ ごみ集団回収拠点の活用促進
- ④ 新たな資源化技術等の研究・導入 …など

取り組み④ ごみを適正に処理する

- ・ ごみとなった廃棄物に対して可能な限り二酸化炭素を排出しない方法での処理を継続的に実施するため、施設の長寿命化や改修時の対応に努めます。
- ・ 廃棄物の運搬等に関して環境負荷や費用抑制等の効率化を図るとともに、不法投棄等への厳正な対応に努めます。

■ 具体の取り組み例

- ① 廃棄物の適正処理の継続的な実施
- ② 廃棄物の収集・運搬の効率化
- ③ 不法投棄等の監視・指導の徹底
- ④ 廃棄物処理施設の長寿命化 …など

コラム 3Rの優先度（環境省）

- ・ 3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取った3つのアクションの総称です。
 - ★リデュース＝ごみの発生や資源の消費自体を減らす
 - ★リユース＝ごみにせず繰り返し使う
 - ★リサイクル＝ごみにせず再資源化する
- ・ 環境省では3Rの中にも優先度をつけており、ごみの発生を抑制することの必要性を発信しています。



方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり

- 地域の自然環境を守り、生物の多様性が確保された地域をつくることは、森林や農地等が有する水源かん養や洪水災害の防止など、地域の暮らしや経済活動の存続にもつながります。
- また、地域の憩い、安らぎの空間としての公園や親水空間、里山を適切に維持していくことで、地域の魅力づくりにもつながります。桑名・員弁地域に残された豊かな自然を守り、育むための取り組みを継続して進めていくことが重要です。

施策Ⅲ-1 魅力的で質の高い自然環境の保全

員弁川、木曾川などの豊かな水資源や、桑名・員弁地域の西部に広がる山林、地域全体の農地等は、地域の暮らしや生物の多様性を支えてきた、地域の魅力に繋がる重要な資源であり、次代に適切な形で残していくことが求められています。

公園や緑地、親水空間などを身近な緑、水の空間として活用しながら、農地や林地が有する公益的機能を適切な形で保全していくための取り組みを進めていきます。

取り組み① 身近な「みどり・みず」の空間を創出する

- ・身近に自然とふれあう場となる公園や緑地、親水空間の魅力化を推進するとともに、公園等に訪れるきっかけとなる情報の発信に努めます。
- ・民間の公園等の積極活用に向けて、民間連携に資する制度の研究や手続きの簡略化等について研究、検討します。

■ 具体の取り組み例

- ① 公園・緑地における魅力化の推進
- ② 河川、海等の親水空間における魅力化の推進
- ③ 身近な公園等の積極的利用に向けた情報発信
- ④ 公園等を積極活用する仕組みの検討 …など

取り組み② 農地や林地を適正に保全する

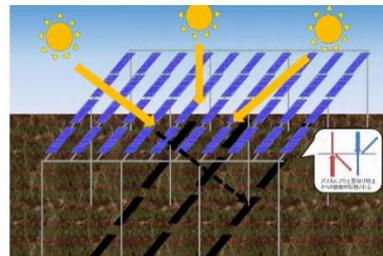
- ・農地、林地の公益的機能の保全に向けて、適正な営農や営林に資する支援を図るとともに、休耕地等の活用に関する調査・研究に努めます。
- ・近年、営農型太陽光発電等の技術開発も進んでおり、これらの導入促進も含めた研究を進めていきます。

■ 具体の取り組み例

- ① 適正な営農、営林に関する支援の実施
- ② 営農型太陽光発電の普及促進
- ③ 休耕地・管理放棄林地等に関する調査 …など

コラム 営農型太陽発電について（農林水産省ホームページより）

- ・農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、得られた電力を売電することで継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。



施策Ⅲ-2 人と生き物が共生する生態系の保全

三重県では、県指定希少野生動植物種として32種（令和5年度時点）を指定しており、また各市町でも保全すべき自然生態系の種を指定しています。これらの種の保全を継続的に努めていくとともに、これらの維持・回復に資する環境整備を図ります。

一方で、侵略的外来種や有害鳥獣等による生態系や営農等への被害が顕在化する中で、在来の生態系等を保全する目的での駆除等を含めた制御・根絶に努めます。

取り組み③ 在来の自然生態系を守り育む

- ・地域の生態系調査を持続的に実施し、情報発信に努めるとともに、希少動植物の保全に向けた研究を進めます。
- ・自然生態系の維持や回復に資する護岸整備や里山環境の整備等に向けて、国や県と連携した環境整備に努めます。

■ 具体の取り組み例

- ① 生物多様性の調査及び情報の発信
- ② 希少動植物の保全の実施及び研究
- ③ 自然生態系の維持、回復に資する環境整備（護岸整備、里山環境整備など） …など

取り組み④ 人と生き物が共生できる環境をつくる

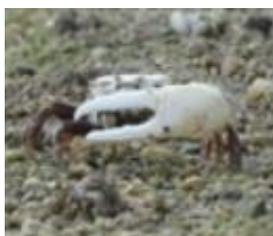
- ・在来の自然生態系を脅かす侵略的外来種や、営農等に被害を及ぼす有害鳥獣については、在来の生態系等の保全に向けた駆除等に努めます。
- ・特定外来生物等の拡散防止に資する制度や、発見情報の共有化に関する事例を研究し、仕組みの構築を検討します。

■ 具体の取り組み例

- ① 有害鳥獣等による被害防止の補助
- ② 有害鳥獣等発生の情報収集・情報発信
- ③ 野良猫等の適正管理における取り組みの実施 …など

コラム 三重県指定希少野生動植物種の指定（三重県ホームページより）

- ・三重県では、絶滅のおそれがある動植物種のうち、特に保護する必要がある種であって、指定基準に該当する種を三重県指定希少野生動植物種として指定し、保護を行っています。



方針Ⅳ みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり

- 地域に暮らし、活動する一人ひとりが、環境に対する関心をもち、理解を深め、行動していくことが、桑名・員弁地域全体の脱炭素化の実現につながっていくことから、あらゆる機会や場を環境について学ぶ機会と捉えて、環境教育・環境学習を推進していきます。
- 加えて、住民や事業者、環境活動団体が環境活動に参加できるよう、活動の場の提供や積極的な支援を図り、パートナーシップの仕組みを創り上げていきます。

施策Ⅳ-1 環境学習の充実

各市町の環境に関する情報の整備・発信を充実し、住民や事業者等が環境情報に触れる機会を増やしていくとともに、実際の行動につながるきっかけとなるように、環境学習の機会を充実していくなど、環境について学べる機会の創出に努めます。

環境学習の場や、教えることのできる人材の確保について、教育機関や企業等との連携を視野に、桑名・員弁地域に点在する既存施設等を活用した広域的な取り組みに努めます。

取り組み① 環境に関する情報をまとめ発信する

- ・各市町での取り組みをホームページ等の多様なメディアで発信するとともに、広域連携の強みを活かし、連携市町間の情報共有、発信を図ります。
- ・行政の取り組みだけでなく、企業、団体等の環境活動に関する発信機会の提供についても、研究を進めます。

■ 具体の取り組み例

- ① 多様なメディアを活用した情報発信（ホームページ、広報誌、SNS等）
- ② 学校、図書館等での環境関連図書等の充実
- ③ 企業等の環境活動における発信機会の提供 …など

取り組み② 環境学習が受けられる機会を増やす

- ・現在実施している各市町の環境イベント、環境講座等を持続的に開催しながら、広域連携の市町間での共有を含めて環境学習の充実を図ります。
- ・環境学習の充実を支える学習の場の確保や人材の育成に向けて、産官学連携の中での充実を図ります。

■ 具体の取り組み例

- ① 環境イベント、環境講座等の開催
- ② 環境学習等に関わる人材、団体等の育成
- ③ 環境学習等に関する企業等との連携強化
- ④ 既存施設の環境学習内容の見直し …など

施策Ⅳ-2 環境保全活動に参加しやすい環境づくり

各市町では住民や事業者、環境活動団体等と連携し、清掃美化活動やアダプトプログラム制度を活用した取り組み等が進められており、今後も持続的に事業を展開していくための支援や、活動の場の提供が求められています。

また、環境技術やノウハウをもつ民間事業者との連携強化が期待される中で、民間の力を発揮しやすい連携の手法や、情報共有のあり方等について研究し、実践していくことが求められます。

取り組み③ 住民・企業・団体等の積極的活動を支援する

- ・各市町で取り組まれている清掃美化活動や花壇づくり等を維持していくための支援や活動の場の提供に努めます。
- ・これらの取り組みを広く周知し、環境づくりの輪を広げていくための情報発信、共有の場の提供に努めます。

■ 具体の取り組み例

- ① 清掃活動、美化活動等の持続的な支援
- ② 道路・公園等における活動の場の確保
- ③ 企業、団体等の環境活動を情報発信する機会の提供

…など

取り組み④ 民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

- ・急速に進む環境技術や環境サービスを地域の脱炭素化につなげていくため、より民間ノウハウが活用しやすい官民連携の仕組みの構築に努めます。
- ・2市2町の独自性を活かしながら、地域全体の環境課題の解消に繋がるよう、適切な体制を構築します。

■ 具体の取り組み例

- ① 環境に関する包括協定等の締結
- ② 環境まちづくり団体等の育成支援
- ③ 広域計画に基づく各市町の情報共有・連携

…など



VIII 推進体制

1. 計画推進の仕組み

- 広域環境基本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくため、住民、事業者、団体及び行政等の各主体が、協力・連携を図りながら、各主体の環境保全活動を促進するとともに、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、連携した行動・事業の実施等を進めていきます。
- 2市2町は、それぞれの市町の条例において、年次報告として「桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。」と定められています。
- 条例に基づく上記の年次報告については、各市町アクションプランに位置づけた進捗管理のための指標をもとに、毎年各市町環境審議会等において報告し、その結果をもって広域連合事務局の点検を行い、住民への公表をすることで進めます。
- 計画全体については、各市町の年次報告を踏まえて、概ね5年後の中間見直しに併せて計画の評価指標に基づき、広域連合としての評価を行います。
- 具体的な進行管理の仕組みは、以下のとおりとします。

(1) 計画全体の進行管理

- 広域環境基本計画の全般にわたる計画進捗状況の管理については、桑名・員弁広域連合が事務局となって管理を行うものであり、2市2町から報告を受けた計画の進捗状況を取りまとめ、住民に公表するとともに、桑名・員弁広域連合議会へ状況報告を行う事とします。
- 計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、概ね5年間で基本に中間見直しを行います。
- ただし、国や県の2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関連する脱炭素化の取り組みに関しては、令和12年度(2030年度)での検証を行うものとします。
- ただし、環境問題や社会情勢等の変化を踏まえた計画の見直しが生じた場合、桑名・員弁広域連合の事務局及び2市2町で検討し、状況に応じて柔軟な対応を図っていくこととします。

(2) 各市町アクションプランの進行管理

- 広域環境基本計画の実現に向けて2市2町での取り組みを位置づけた各市町アクションプランの管理については、各市町が主体となり管理を行うものです。
- 各市町アクションプランに位置づけた施策進捗管理目標及び取り組みの進捗状況を取りまとめ、各市町において、住民・事業者・団体等の代表及び有識者で構成される環境審議会へ報告するとともに、桑名・員弁広域連合事務局へ報告するものとします。
- 各市町アクションプランの計画期間は、最長で計画全体の中間見直し(概ね5年後)までに見直すことを基本としますが、各市町での取り組みの進捗状況や新たな取り組みの実施、地域情勢の変化等を受けて、各市町アクションプランの見直しが生じた場合、各市町の事務局で検討し、環境審議会に報告の上で、状況に応じて柔軟な対応を図っていくこととします。

2. 計画の進行管理の流れ

- 計画全体及び各市町アクションプランの進行管理の流れは、以下のとおりです。
- 計画全体は、概ね5年を目途に「計画・見直し」を行うものとし、実施・点検については、各市町アクションプランにおける毎年の実施・点検の報告を受けて行うものとします。
- 各市町では、各市町アクションプランに位置づけた取り組みを「実施」し、年次報告に基づく「点検」を行いながら、必要に応じて「改善」を行うものとします。

【全体】 桑名・員弁広域環境基本計画

計画・見直し

- 計画の策定・見直し
- 実施・点検を踏まえた、見直し・課題の整理・分析
- 状況に応じた見直し



概ね5年を目途に見直し（脱炭素化視点で2030年に見直し予定）

実施・点検

- 計画及び施策の取り組みを、住民・事業者・団体・行政等の主体が連携しながら実施
- 各市町の状況報告を広域連合事務局で点検
- 構成自治体協議会、広域連合議会への報告
- 住民に公表

【個別】 アクションプラン

毎年の年次報告を踏まえ、必要に応じて適宜見直し

実施

- 各市町アクションプランに基づく取り組みを実施
- 各市町の住民、事業者、団体などとの協力・連携

点検

- 進捗管理の指標の取得と状況報告の整理
- 各市町環境審議会への報告
- 広域連合事務局への報告
- 住民への報告

毎年
実施

改善が必要な場合

改善

- ※進捗管理の指標、取り組み実施の状況等を踏まえて検討
- 各取り組みの進捗状況の把握
 - 状況に応じた見直し

3. 計画の評価指標

- 計画の進捗管理については、下記の考え方にに基づき設定しました。

指標 1 二酸化炭素の排出量を削減する

- 2050年の脱炭素化の実現に向けて、2030年度の二酸化炭素排出量を対2013年度比で47%削減することを目標とします。

	2013年度	最新の実績値			目標値		
	排出量	排出量	2013年度比	年度	排出量	2013年度比	年度
桑名市	133.0万t-CO ₂	97.1万t-CO ₂	-27.0%	(2020年度)	70.5万t-CO ₂	-47.0%	(2030年度)
いなべ市	273.7万t-CO ₂	293.3万t-CO ₂	+7.2%	(2020年度)	145.0万t-CO ₂	-47.0%	(2030年度)
木曽岬町	9.0万t-CO ₂	7.9万t-CO ₂	-12.7%	(2020年度)	4.8万t-CO ₂	-47.0%	(2030年度)
東員町	30.9万t-CO ₂	26.8万t-CO ₂	-13.4%	(2020年度)	16.4万t-CO ₂	-47.0%	(2030年度)
桑名・員弁地域全体	446.7万t-CO ₂	425.1万t-CO ₂	-4.8%	(2020年度)	236.8万t-CO ₂	-47.0%	(2030年度)

指標 2 ごみの排出量を削減する

- 住民、事業者との連携を通じて、ごみとなるものを対2020年度と比較して可能な限り減らします。
- 各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標値を踏まえて、本計画の目標値を1人1日あたりのごみの排出量を636g/人・日とします。

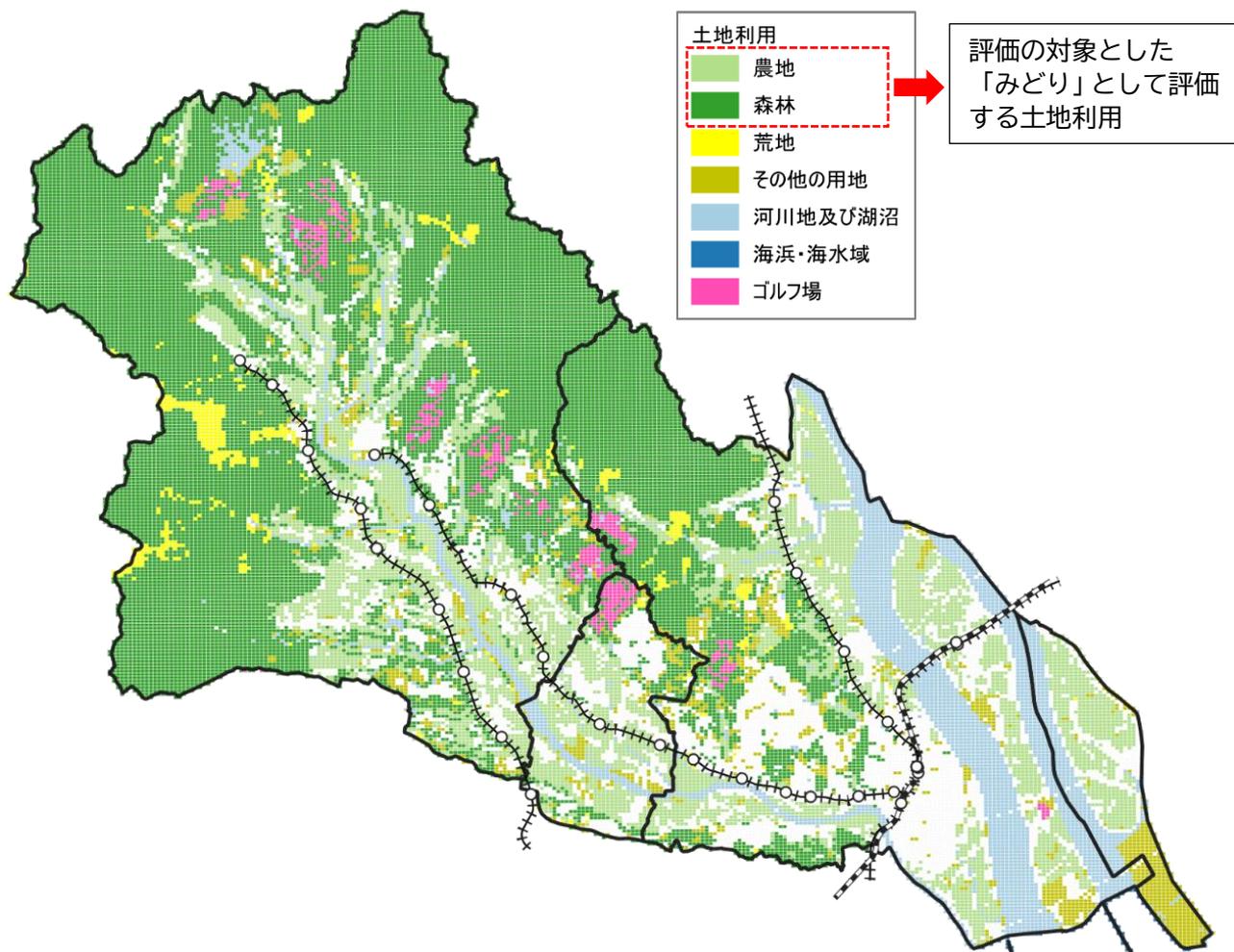
	一般廃棄物処理基本計画等より		本計画の目標値
	最新の実績値	目標値	
桑名市	587g/人・日 (2020年度)	600g/人・日 (2026年度)	600g/人・日 (2030年度)
いなべ市	827g/人・日 (2021年度)	705g/人・日 (2032年度)	717g/人・日 (2030年度)
木曽岬町	545g/人・日 (2021年度)	505g/人・日 (2032年度)	517g/人・日 (2030年度)
東員町	730g/人・日 (2018年度)	725g/人・日 (2023年度)	725g/人・日 (2030年度)
桑名・員弁地域全体			636g/人・日 (2030年度)

指標3 みどり(緑地の面積)を適切に維持する

- 野生生物の生息域を確保するとともに、二酸化炭素の吸収源としての効果が期待される、「みどり」を適切に維持していくため、桑名・員弁地域の土地利用から、森林や農地の面積を設定し、将来に渡り面積が維持されるよう、取り組みます。
- なお、将来に渡り維持する「みどり」の面積を維持するだけでなく、生物多様性の保全につながるよう、在来植物を中心とした植生への転換、耕作放棄地や放棄林などの適正な管理に努めていくことを基本とします。

	土地利用細分メッシュに基づくみどりの面積（農地+森林）		本計画の目標値
	最新の実績値	目標値（現状を維持）	
桑名市	6,553ha（2020年度）	6,553ha（2030年度）	6,553ha（2030年度）
いなべ市	17,561ha（2021年度）	17,561ha（2030年度）	17,561ha（2030年度）
木曾岬町	585ha（2021年度）	585ha（2030年度）	585ha（2030年度）
東員町	1,090ha（2018年度）	1,090ha（2030年度）	1,090ha（2030年度）
桑名・員弁地域全体			25,789ha（2030年度）

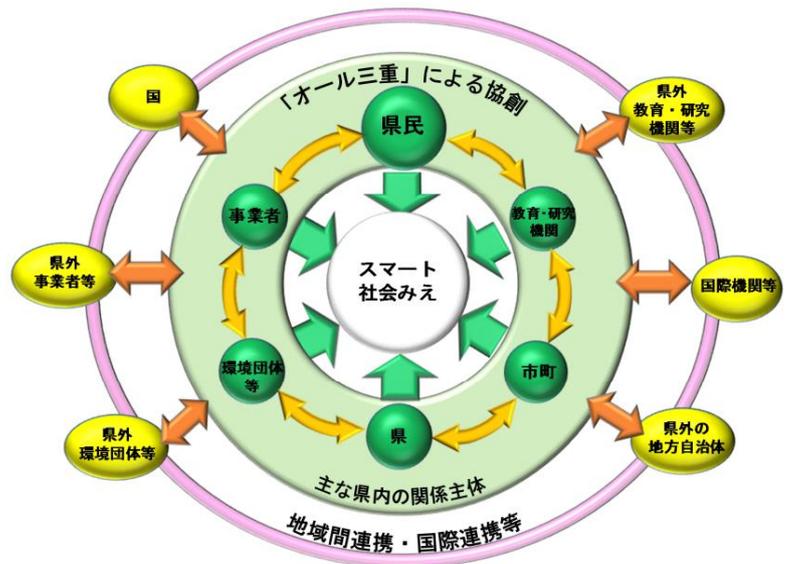
参考 土地利用細分メッシュ図による緑地等の分布



出典：国土数値情報ダウンロードサイト「土地利用細分メッシュ（令和3年）」より作成

4. 各主体の役割

- 三重県の環境基本計画（令和2年改定）では、様々な主体と協創しながら、オール三重での計画の着実な実施に向けた推進イメージが示されています。
- これを踏まえ、桑名・員弁広域連合と各市町の行政、各市町の住民及び事業者及び、各市町の取り組みを支える環境団体等の役割について整理します。



◆桑名・員弁広域連合

- 桑名・員弁広域連合は、各市町の取り組みや進捗状況を取りまとめ、広域連合としての環境に対する取り組みへの評価として、構成自治体協議会、広域連合議会に報告し、広域的、長期的な観点から、計画全体の見直しを行います。

◆各市町（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町）

- 各市町は、住民にとって最も身近な地方公共団体として、住民や事業者等との協力・連携を図りながら、地域に根差した取り組みを推進していくとともに、住民や事業者等に率先して脱炭素化や生物多様性保全等に資する取り組みを実行していくことが求められます。
- 取り組みの進捗管理に向けて、取り組みの進捗状況を環境審議会等に毎年報告し、そこでの意見等を踏まえながら、各市町アクションプランを点検、改善していくことが求められます。

◆住民

- 住民一人ひとりが、地球温暖化やごみ問題、生物多様性保全などに関心を持ち、理解を深めながら、それぞれの置かれた立場の中で、環境負荷の小さなライフスタイルへの転換や、3Rの推進などの行動につなげていくことが求められます。

◆事業者

- 各事業者が環境保全の活動に対して、それぞれの事業活動の中で再生可能エネルギーの導入等による脱炭素化の推進や、事業活動で生じる廃棄物の減量策、CSRとしての環境教育や環境保全活動等に向けて、行動していくことが求められます。

◆環境団体等

- 専門的な知識、豊富な実践経験を有する環境団体等は、住民や事業者等の自主的、積極的な取り組みを進める原動力となることから、様々な主体と連携しながら、活動範囲を広げていくことが求められます。

参考資料

参考1 策定の体制

参考2 策定の経緯

参考3 環境基本条例

参考4 桑名・員弁広域連合広域環境基本計画策定懇話会条例

参考5 用語解説

参考2 改定の経緯

(1) 広域全体での策定・検討の経緯

		広域連合	桑名市	いなバ市	木曾岬町	東員町
令和4年度	4月					
	5月	第1回 作業部会 (11日)				
	6月					
	7月	第2回 作業部会 (6日)	環境審議会① (29日)	環境審議会① (20日)		
	8月	第1回 懇話会 (19日)			環境審議会① (5日)	
	9月	住民アンケート・事業所アンケート (9月7~22日)				
	10月	第3回 作業部会 (5日)				
	11月	第4回 作業部会 (7日)	環境審議会② (25日)	環境審議会② (18日)	環境審議会② (14日)	環境審議会① (30日)
	12月	第5回 作業部会 (16日)				
		第2回 懇話会 (26日)				
	1月					
	2月	広域連合議会 第1回定例会 (9日)				
		第6回 作業部会 (14日)				
3月						
令和5年度	4月	第1回 作業部会 (27日)				
	5月					
	6月	第2回 作業部会 (9日)		環境審議会① (22日)	環境審議会① (28日)	環境審議会① (22日)
	7月	第3回 作業部会 (4日)	環境審議会① (12日)			
		第1回 懇話会 (20日)				
	8月					
	9月	第4回 作業部会 (26日)				
	10月		環境審議会② (31日)	環境審議会② (23日)		
	11月	第5回 作業部会 (13日)			環境審議会② (6日)	環境審議会② (2日)
		第2回 懇話会 (24日)				
	12月	パブリック・コメント (12月15日~1月15日)				
	1月	第6回 作業部会 (19日)				
	2月	広域連合議会 第1回定例会 (5日)				
3月	桑名・員弁広域環境基本計画 改定					

(2) 作業部会・懇話会での協議事項

① 作業部会

	開催日時	主な協議事項
令和4年度 作業部会		
第1回	5月11日(水)	・計画改定に関するプロポーザルの経過報告について ・今後のスケジュール(作業部会、環境審議会、懇話会)について …など
第2回	7月6日(水)	・住民・事業所アンケート調査について ・令和4年度年次報告書・令和3年度取組実績について …など
第3回	10月5日(水)	・次期広域環境基本計画中間報告について ・各市町の取り組みについて …など
第4回	11月7日(月)	・年次報告書の策定について ・次期広域環境基本計画中間報告について ・各市町における取り組みと課題の抽出について …など
第5回	12月16日(金)	・各市町環境審議会を受けた次期計画策定方針について ・住民・事業所アンケート調査の詳細分析について ・新たな計画評価の検討について …など
第6回	2月14日(火)	・各市町の取り組みに関する調整について ・次期計画における施策の整理について …など
令和5年度 作業部会		
第1回	4月27日(木)	・次期環境基本計画策定業務中間報告について ・各市町の現状課題、取組調査の確認について ・温室効果ガス排出量の試算方法等の確認について …など
第2回	6月9日(金)	・各市町の環境審議会の議題の確認について ・次期環境基本計画及び各市町アクションプランについて ・各市町の具体的な施策について …など
第3回	7月4日(火)	・各市町環境審議会及び作業部会での協議事項の確認について ・懇話会の議題について …など
第4回	9月26日(火)	・年次報告書の策定について ・広域環境基本計画(案)及び各市町アクションプラン(案)について …など
第5回	11月13日(月)	・各市町環境審議会及び作業部会での協議事項の確認について ・広域環境基本計画(案)及び各市町アクションプランについて ・パブリック・コメントに向けたスケジュールについて …など
第6回	1月19日(金)	・パブリック・コメントの結果と対応の報告について ・計画策定・公表に向けた最終調整について …など

② 策定懇話会

	開催日時	主な協議事項
令和4年度 懇話会		
第1回	8月19日(金)	・次期桑名・員弁広域環境基本計画の策定について ・各市町環境審議会での意見の審議について …など
第2回	12月26日(月)	・各市町審議会を受けた次期計画策定方針について ・住民・事業所アンケート調査の詳細分析について ・新たな計画評価の検討について …など
令和5年度 懇話会		
第1回	7月20日(木)	・各市町審議会を受けた次期計画策定方針について ・広域環境基本計画及び各市町アクションプランの施策について ・新たな計画評価の検討について …など
第2回	11月24日(金)	・各市町審議会を受けた次期計画策定について ・今後の計画策定までのスケジュールについて …など

(3) 各市町環境審議会での協議事項

	主な協議事項	各市町環境審議会の開催日			
		桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町
令和4年度 環境審議会					
審議会①	・次期桑名・員弁広域環境基本計画の策定について ・各市町環境審議会での意見の審議について …など	7/29	7/20	8/5	—
審議会②	・次期桑名・員弁広域環境基本計画の策定について ・住民・事業所アンケート調査の詳細分析について ・新たな計画評価の検討について …など	11/25	11/18	11/14	11/30
令和5年度 環境審議会					
審議会①	・広域環境基本計画（案）について ・各市町アクションプランの施策について ・新たな計画評価の検討について …など	7/12	6/22	6/28	6/22
審議会②	・広域環境基本計画（案）について ・各市町アクションプランの施策について ・今後の計画策定までのスケジュールについて …など	10/31	10/23	11/6	11/2

○桑名市環境基本条例

平成16年12月6日

条例第110号

桑名市は、古くから東海道、員弁街道、多度街道等の要衝として桑員の都市機能を担い、桑員に暮らす人々は、鈴鹿山脈から伊勢湾にいたる員弁川や木曾三川等の恵み豊かな自然や街道の交流等を礎として、誇りうる生活、文化、産業そして歴史を育み、また、猛威をふるった伊勢湾台風等の自然災害に対しても、人々の努力、技術そして知恵と協力で、これを克服してきた。

しかるに、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員にも土壌汚染や水質汚濁等の様々な公害を引き起こし、また人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、自然や野生動植物の減少、又は廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、近時、桑員の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々の全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によるのみ可能であると信ずる。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、市民は、係る社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、生き生きとした桑名市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の市民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曾岬町及び東員町をいう。
- (2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。
- (3) 市民団体 主として市民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 良好な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行

われなければならない。

- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、市民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。

- 3 市は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(市民団体の責務)

- 第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

- 2 市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに市民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

- 第8条 市長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関し

て講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

- 第9条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

- (1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。

- (2) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

- (3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。

- (4) 良好な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組みが推進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。

- (5) 国際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向

- (2) 良好な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たり、あらかじめ桑名市環境審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更に関し準用する。

(市の施策)

- 第11条 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策をこれらの総合的かつ計画的な

推進を図りつつ実施するものとする。

- 2 市は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第 12 条 市は、良好な環境の保全と改善を図るため、市民、市民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 13 条 市は、市民、市民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 14 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 15 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、市民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともにその活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 16 条 市は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 17 条 市は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第 18 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し、及び執行するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、全ての市民、市民団体及び事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、桑名市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 良好な環境の保全と改善に関する重要事項

- 3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、20 人以内で組織する。

- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 24 日条例第 2 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○いなべ市環境基本条例

平成 15 年 12 月 1 日
条例第 104 号

(前文)

いなべ市は、三重県の最北端に位置し、鈴鹿山脈から伊勢湾にいたる員弁川等の恵み豊かな自然や、街道の交流等を礎として、文化、産業、そして歴史を育み、また、たび重なる自然災害に対しても、住民の努力、技術そして知恵と協力で、これを克服してきた。

しかし、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員地域に土壌汚染や水質汚濁といった様々な公害を引き起こし人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、地域の自然や野生動植物の減少、あるいは廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、地域の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全し、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。

また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信ずる。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、わたしたちは、かかる社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、生き生きとしたいいなべ市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市域の良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者(市内において事業を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の市民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町をいう。
- (2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。
- (3) 市民団体 主として市民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 良好な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行わなければならない。

2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行わなければならない。

3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行わなければならない。

4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡のもとに成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行わなければならない。

5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な

環境管理に準じて推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、市民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。

3 市は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

2 市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに市民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(集合住宅所有者の責務)

第7条 集合住宅の所有者は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、自らの所有する集合住宅に居住する市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るよう努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第9条 市長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協

働し、毎年、市域の環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

第10条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

(1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。

(2) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

(3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。

(4) 良好な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組が増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。

(5) 国際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 良好な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たり、あらかじめ市環境審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更に関し準用する。

(市の施策)

第12条 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な

推進を図りつつ実施するものとする。

- 2 市は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第 13 条 市は、良好な環境の保全と改善を図るため、市民、市民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 14 条 市は、市民、市民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 15 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 16 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、市民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともに、その活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 17 条 市は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 18 条 市は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第 19 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し、及び執行するものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、全ての市民、市民団体又は事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境審議会)

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のためいなべ市環境審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 良好な環境の保全と改善に関する重要事項

- 3 審議会は、前項に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 27 日条例第 17 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後のいなべ市環境基本条例の規定は、平成 16 年 12 月 6 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○木曾岬町環境基本条例

平成 12 年 3 月 21 日

条例第 6 号

木曾岬町は、三重県の北東端に位置し、川と海に囲まれた豊かな自然と美しい水辺に恵まれ、水利をいかした純農村地帯として歴史を育み、また、猛威をふるった伊勢湾台風等の自然災害に対しても、人々の努力、技術そして知恵と協力で、これを克服してきた。

しかるに、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員にも土壌汚染や水質汚濁等の様々な公害を引き起こし、また人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、自然や野生動植物の減少、あるいは廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、近時、桑員の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々の全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信じる。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、町民は、かかる社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、快適人間環境都市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、町、町民、町民団体及び事業者(町内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の町民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、

木曾岬町、東員町をいう。

(2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。

(3) 町民団体 主として町民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。

(4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(5) 良好な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、町民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。

3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。

4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡のもとに成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。

5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民、町民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。

3 町は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、町が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(町民団体の責務)

第6条 町民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、町民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

2 町民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、町が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに町民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、町が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 町長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

第9条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

(1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生

を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。

(2) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

(3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。

(4) 良好な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組みが増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。

(5) 国際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第10条 町長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 良好な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たり、あらかじめ木曾岬町環境審議会の意見を聴くとともに、町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更に関し準用する。

(町の施策)

第11条 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

2 町は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第12条 町は、良好な環境の保全と改善を図るため、町民、町民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推

進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 13 条 町は、町民、町民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 14 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 15 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、町民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともにその活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 16 条 町は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 17 条 町は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第 18 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し、及び執行するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 町は、全ての町民、町民団体又は事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努め

るものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、町の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、木曾岬町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 良好な環境の保全と改善に関する重要事項

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、20 人以内で組織する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 29 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 14 号)

この条例は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 17 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○東員町環境基本条例

平成 12 年 3 月 24 日
条例第 17 号

古くからこの地で暮らす人々は、員弁川を生活の糧とし、畏敬の念をこめ川を愛し、また川は郷土の大地を潤し、人々に恵みを与え、人々を育んできた。この慈母の如き員弁川もひとたび洪水となると川岸の耕地などに多大な被害をもたらし人々を苦しめた。しかし、その災いを人々は知恵と努力と協力により、苦難を乗り越え大地を守ってきた。

しかるに、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員にも土壌汚染や水質汚濁等の様々な公害を引き起こし、また人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、自然や野生動植物の減少、あるいは廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、近時、桑員の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々の全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信ずる。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、町民は、かかる社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、格調高い美しい東員町を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、町、町民、町民団体及び事業者(町内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の町民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曾岬町及び東員町をいう。
- (2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。
- (3) 町民団体 主として町民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 良好な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、町民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡のもとに成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な

環境管理に準じて推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民、町民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 町は、基本理念にのっとり、施策の策定にあたっては、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、町が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(町民団体の責務)

第6条 町民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、町民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

2 町民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、町が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに町民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、町が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 町長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

第9条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

(1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。

(2) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

(3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。

(4) 良好な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組みが増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。

(5) 国際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第10条 町長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 良好な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するにあたり、あらかじめ東員町環境審議会の意見を聴くとともに、町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更に関し準用する。

(町の施策)

第11条 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

2 町は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第12条 町は、良好な環境の保全と改善を図るため、町民、町民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第13条 町は、町民、町民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 町は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第15条 町は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、町民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともにその活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第16条 町は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第17条 町は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第18条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し及び執行するものとする。

(財政上の措置)

第19条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 町は、全ての町民、町民団体及び事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の

緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、町の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、東員町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 良好な環境の保全と改善に関する重要事項

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東員町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成15年9月26日条例第20号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附則(平成19年3月29日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年12月28日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○桑名・員弁広域連合広域環境基本計画策定懇話会条例

平成25年2月18日
条例第1号

(設置)

第1条 桑名・員弁広域環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の素案策定について審議、検討を行い、桑名・員弁広域連合長（以下、「広域連合長」という。）に意見具申をするため、桑名・員弁広域環境基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 桑名・員弁広域連合を構成する市町から各2人
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該環境基本計画策定完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、第2条第2項第1号の者をもって充てるものとする。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、桑名・員弁広域連合事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の委員は、当分の間、委員環境保全推進協議会で委嘱された委員とする。

アルファベット・数字

ESCO 事業

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、自治体や企業等の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。

ISO14000

国際標準化機構(ISO)が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格(IS)群の総称。ISO14000 および環境 ISO と称呼するときは、主として「要求事項」を定めた ISO14001 を指す。

ISO9000

国際標準化機構(ISO)が発行した品質マネジメントシステムに関する国際規格(IS)群の総称。

M-EMS

一般社団法人M-EMS 認証機構が定めた環境マネジメントシステムみえ・環境マネジメントシステム・スタンダードの愛称。中小規模の事業者等を主な対象として環境負荷低減取組を促進することを目的とする。

PPA

Power Purchase Agreement の略称。自身が所有する施設の屋根や屋上、遊休地を事業者が借り、無償で太陽光等の発電設備を設置し、発電した電気を自施設で使用または他施設に送電する方式。

RDF

Refuse Derived Fuel の略称。ごみ固形燃料のことを指し、家庭や事業者から排出された可燃性のごみを押し固めて作られる燃料で電気を発生させる熱源として使用される。

SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)の略称。持続可能な開発のための 2030 アジェンダに記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

2050 年カーボンニュートラル

2020 年 10 月の菅義偉首相の所信表明演説における「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す」という脱炭素社会の実現に向けた宣言。

あ行

アダプトプログラム

行政が管理する道路、公園などの公共空間を、場所を決めて、住民、事業者などのボランティアで清掃・美化活動してもらい、行政はその活動の支援（清掃用具類の支給や貸与、ボランティア活動保険への加入、アダプトサインの設置など）を行う制度。

エコアクション 21

環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度。ISO14001 と比べ、中小の事業者でも容易に「環境経営」の仕組みが構築でき、運用できるといった特徴がある。

エコドライブ

燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。加速・減速の少ない運転や無駄なアイドリングを行わない運転などを指す。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。

海洋プラスチック

生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりすることで、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。海洋生物の生態系や人間の生活への悪影響が懸念されている。

環境アセスメント

環境に大きな影響を与える可能性のある一定規模以上の事業・開発行為を実施するに当たって、事業者自らが、環境に与える影響に関して事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や地方公共団体等から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境保全上より良い事業計画としていくための制度。

グリーンインフラ

緑地、樹木、河川、水辺、森林、農地等の自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力ある社会づくりを進めるという考え方。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めていく上での大きな役割が期待されている。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を燃やすときに発生する熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法。

再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」により、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして規定されている太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。

水平リサイクル

一度使った製品をリサイクルし、同じ製品として再生産する、リサイクル前後で用途を変えない資源循環の方法。

ストックヤード

ごみの分別収集により回収した資源ごみを搬出するまでの間、保管する倉庫等の施設。

生物多様性

ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、及び進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来への受け継がれている状態を指す概念。「生態系の多様性」、「種の多様性（種間の多様性）」、「遺伝子の多様性（種内の多様性）」の3つのレベルの多様性がある。

た行

特定外来生物

外来生物法により、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されるもの。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。

バイオマス発電

木屑や燃えるゴミなどを燃焼する際の熱を利用して電気を起こす発電方式。

排出係数

電気や化石燃料等のエネルギー1 単位を消費する際に、どれだけのCO₂を排出したかを指し示す数値。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パリ協定

2015年11月～12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、地球温暖化に係る新たな国際的枠組み。産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標としている。

ビオトープ

ドイツ語のBIO(バイオ:生きもの)とTOP(トープ:場所)の合成語で、「生きものの暮らす場所」という意味。自然にあるものだけでなく、人工的に整備されたものも含めた草地や森・池・川・海など、大小にかかわらず生きものの暮らしを支える場所。

フードマイレージ

「食料の(=food)輸送距離(=mileage)」という意味であり、「食料の輸送量(t)」と「輸送距離(km)」をかけあわせた指標のこと。食の安定供給、安全性の確保や食料の輸入が地球環境に与える負荷の把握するために計測される。

メガソーラー

出力1メガワット(1,000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。再生可能エネルギーの期間電源として期待されている。

ライフスタイル

生活の様式・仕方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

桑名・員弁広域環境基本計画（素案）

（令和 6 年度～令和 15 年度）

令和 6 年 3 月

監修・発行

桑名・員弁広域連合

構成市町

桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町

編 集

桑名・員弁広域連合 総務課

〒511-0001

三重県桑名市大字上之輪新田字永長 707 番地

TEL (0594)27-5111・5112

FAX (0594)27-5110

E-mail krengom@city.kuwana.mie.jp